

第二章 電気供給事業

五七〇

|   |            |   |   |   |
|---|------------|---|---|---|
| 同 | 三キロワット時超過分 | 同 | 十 | 銭 |
| 同 | 八キロワット時超過分 | 同 | 七 | 銭 |

送電準備料(月額) 點燈の如何に不向申受けます

但し工場法の適用を受け現に三十燈以上點燈せらるゝ工場にして毎年定期に一ヶ月以上全然使用せられざる期間は送電準備料を申受けてませぬ(一ヶ年を通し七ヶ月以内に限り申受けます) 其期間中でも短時間又は保安上必要なる少燈数の御使用は差支へありませぬが其間は前項の電力料のみを五割増で申受けます

(ハ) 臨時燈 御申込の際申受けます

| 五        | 十    | 二十    | 五十    | 百   | 三百  | 五百   |
|----------|------|-------|-------|-----|-----|------|
| 燈        | 燈    | 燈     | 燈     | 燈   | 燈   | 燈    |
| 一圓十五銭    | 二圓十銭 | 三圓六十銭 | 七圓五十銭 | 十三圓 | 三十圓 | 四十七圓 |
| 以上超過一燈に付 |      |       |       |     |     |      |
| 十九銭      | 十五銭  | 十三銭   | 十一銭   | 十銭  | 七銭  | 四銭   |

| 燭光別            | 一體一夜料金 |            | 燭光別             | 一體一夜料金 |            |
|----------------|--------|------------|-----------------|--------|------------|
|                | 初五日迄   | 十六日ヨリ向十五日間 |                 | 初五日迄   | 十六日ヨリ向十五日間 |
| 五燭光(以十ワット下)    | 五銭     | 四銭         | 百燭光(以百ワット下)     | 二十五銭   | 十九銭        |
| 十燭光(以十五ワット下)   | 六銭     | 五銭         | 百五十燭光(以百五十ワット下) | 三十五銭   | 二十六銭       |
| 十六燭光(以二十ワット下)  | 八銭     | 六銭         | 二百燭光(以二百ワット下)   | 四十五銭   | 三十四銭       |
| 二十五燭光(以三十ワット下) | 十銭     | 八銭         | 三百燭光(以三百ワット下)   | 六十銭    | 四十八銭       |

| 燭光別            | 一體一夜料金 |            | 燭光別             | 一體一夜料金 |            |
|----------------|--------|------------|-----------------|--------|------------|
|                | 初五日迄   | 十六日ヨリ向十五日間 |                 | 初五日迄   | 十六日ヨリ向十五日間 |
| 三十二燭光(以四十ワット下) | 十二銭    | 十銭         | 五百燭光(以五百ワット下)   | 八十五銭   | 六十八銭       |
| 五十燭光(以六十ワット下)  | 十五銭    | 十二銭        | 千燭光(以千ワット下)     | 一圓二十銭  | 九十六銭       |
| 七十五燭光(以八十ワット下) | 二十銭    | 十六銭        | 千五百燭光(以千五百ワット下) | 一圓五十銭  | 一圓二十銭      |

三十日を超えて引續き點燈の場合は三十一日以後は定額燈料金の日割で御供給致します

四、定額燈体止中は一體一ヶ月に付金十五銭の休燈料を申受けます

但し一ヶ年を通し休止期間六ヶ月を超ゆる時は御断り致します

養蠶燈に限つては休止期間を七ヶ月迄差支へなきこととし又其間は休燈料を申受けてませぬ

電球及器具損料

五、定額燈、臨時燈共電球はタングステン球を御貸し致します

従量燈の電球は總て需用家で御負擔を願ひます、當社の賃金は左の通りであります

| 電球種類       | 一個代價   | 電球種類       | 一個代價   |
|------------|--------|------------|--------|
| 五燭光より十六燭光迄 | 二十七銭以内 | 六十ワット(瓦斯入) | 四十銭以内  |
| 二十 五 燭光    | 三十銭以内  | 八十ワット(瓦斯入) | 六十五銭以内 |
| 四十ワット(瓦斯入) | 三十五銭以内 | 百ワット(瓦斯入)  | 六十五銭以内 |

貸付の電球を破損せられた時は前表賃金を申受けます

電球御受取の際は間違を生ぜぬ様特に其燭光又はワット数に御注意を願ひます、後日御申出あるも過つて料金の控除は致しません

六、貸付の電球が取付後三十日以内に不良となり、若くは表示光度二割以上減退したときは無料で御取換致します。以上の外断り御取換の場合は一個に付金五銭の取換料を申受けます

七、定額燈、臨時燈の屋内機器具類は當社で取付け無料で御貸し致します

第二章 電気供給事業

五七一

定額燈の屋内機器具類一切を需用家にて御負擔の場合は一燈に付毎月金五錢を割引致します  
 従量燈の屋内機器具類は需用家で御負擔を願ひます若し貸付御希望の時は點燈の如何に不拘一燈一ヶ月金五錢の損料を電燈料と同時に申受けま  
 す、以上何れの場合と雖も特別の器具材料を要する時は相當の代價を申受けま  
 八、屋内線貸付の定額燈及従量燈の電燈線は今後取付の分は一燈に付一米までは無料で御貸し致しますが其以上は一米につき金十二錢の割合で損  
 料を申受けま  
 九、電氣計器を当社から御貸付の場合は點燈の如何に不拘左記損料を電燈料と同時に申受けま

| 計器容量       | 一個一ヶ月損料 | 計器容量    | 一個一ヶ月損料 |
|------------|---------|---------|---------|
| 五アンペア以下    | 三錢      | 五十アンペア  | 八錢      |
| 十アンペア      | 四錢      | 七十五アンペア | 九錢      |
| 十五、二十アンペア  | 五錢      | 百アンペア   | 十錢      |
| 二十五、三十アンペア | 六錢      |         |         |

以上五十アンペアを増す毎に金十錢を増します

十、貸付の物品を紛失又は毀損せられた時は相當の代價又は修繕費を申受けま  
 料金の計算

十一、月の中途から其點燈せられた時又は料金が異動のあつた場合は、其月分料金は日割により計算致します（従量燈は電氣計器檢針の日より次月  
 の檢針の前日迄を一ヶ月と定めます）

十二、電氣計器故障の爲め御使用電力量の指示明瞭を缺く時は前二ヶ月の平均を以て其月分の使用量と見做します、若し點燈後二ヶ月を經過せざる  
 時は前後二ヶ月の平均によります

十三、御住所移轉、模様替又は電燈位置變更の爲め一時電燈を撤去し不點の場合あるも料金は差引きませぬ

十四、定額燈を一時高燭光に変更せられたる場合は臨時燈とし臨時燈料金と在來定額燈日割料金との差額を申けます  
 十五、料金の計算は勘定尺で厘位を切捨てます

工 事 料 及 試 験 料

十六、工事は左の通り御申込の際申受けま

電燈の新增設、移轉、位置變更、廢燈一時撤去、引込線及屋内線手直

電氣計器の取付、取除、位置變更

但し電燈のコード以下の新增設、位置變更及移轉の場合は工事を申受けませぬ

工事の困難なもの又は特別施設を要するものは別に實費を申受けま

臨時燈及其他工事は其程度相當の實費を申受けま

十七、電燈の取付場所が當社既設配電線路と隔りあるため特に電線路の延長を要する場合又は従量燈費開張電のため新に配電設備の必要ある場合は  
 相當の工事費を申受くる事があります

十八、當社以外で電燈工事を施工された時は試験の上送電致します、試験料は電燈一燈に付金五十錢以内を申受けま

十九、他より御買求めの左記電燈器具類の試験料は申受けませぬ

電球、ブラケット、スタンド、ペンダント、安全器、開閉器、電燈線線等

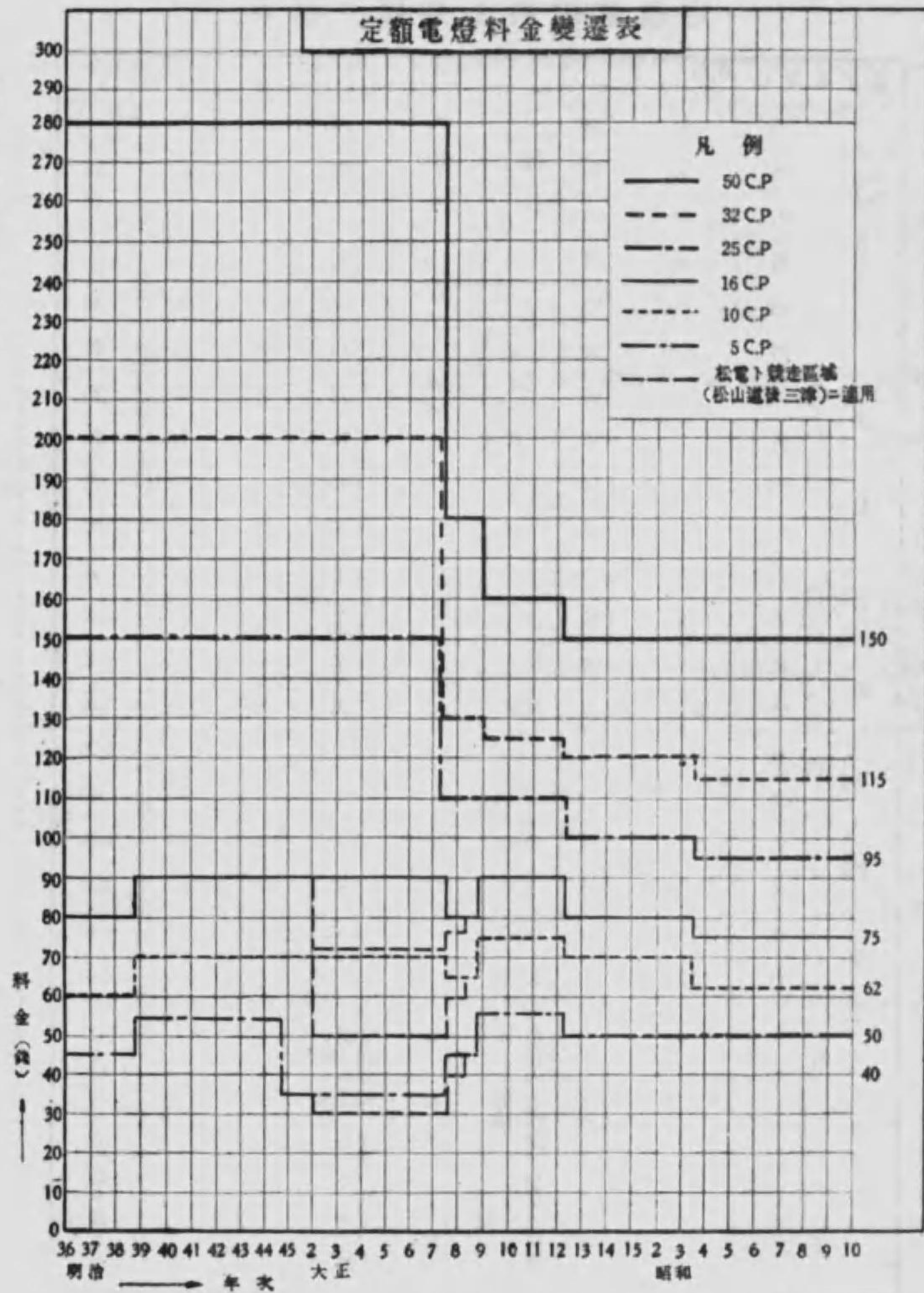
其 他 の 條 件

二十、他人の電燈を御引受の場合には新舊名義人連署の上名義變更の御申込を願ひます、此の場合同電燈に關し舊名義人の權利義務全部を承継せら  
 るものと御承知願ひます

二十一、電球其他器具類は當社が取付けたもの及び試験したもの以外は一切御使用を御断り致します

二十二、當社の認諾なくして電氣装置を施設又は變更し或は契約以上の電氣を使用し又は使用せんとせられた時は當社は其施設を撤去し損害賠償を  
 求め又取付日に廻り料金を追徴致します、事情によつては以後電燈の供給を御断り致します

二十三、電燈故障の際は早速最寄の營業所へ御知らせ下さい、直に修理致します、御通知なき爲め送電不能の場合は當社は其責を負ひませぬ、若し



故障の原因が需用家の故意又は過失の場合には相當の補償を申受けます

二十四、保安の爲め時々社員を派遣し電気装置を調査致しますから其節は當社員たる證書を御覽の上御案内を願ひます

二十五、左の場合送電を停止することがありまして當社は其實を負ひませぬ

但し一日以上通電して全く停電致しました時は定期電燈料臨時電燈料又は送電準備料は日割で計算し差引致します

一、天災、事變其他不可抗力に因る時

一、法律又は命令に因る時

一、電気工作物に故障を生じ又は生ぜんとする處ある時、若くは修繕加工を要する時

右の場合豫知し得る限り御通知致します

二十六、左の場合臨時送電を停止致しましたも料金は差引計算を致しませぬは勿論當社は一切の責を負ひませぬ

一、料金、工事料其他御支拂金延滞せられた時

一、當社の認諾なくして電気装置を施設又は變更せられた時

一、當社員員の點檢を故なくして拒絶せられた時

一、本供給規程に違背せられた時

二十七、本供給規程を加除變更致しました時は改正規程に據るものと御承知願ひます



臨時燈料金變遷一覽表 (昭和三十四年12月ヨリ昭和三十五年12月マデノ料金)

| 改正年月日 | 明治34年12月 | 大正4.8 | 8.6.1 | 8.12.1 | 12.1.1 | 昭和3.5.1        | 昭和5.11.1       | 昭和9.7.1        | 昭和10.12.1                  |
|-------|----------|-------|-------|--------|--------|----------------|----------------|----------------|----------------------------|
| 50P   |          | 3.5   | 5     | 6      | 5      | 5<br>(4)       | 5<br>(4)       | 5<br>(4)       | 5<br>(4)                   |
| 8     |          | 6     | 6     | 7      |        |                |                |                |                            |
| 10    |          | 7     | 7     | 8      | 7      | 7<br>(5)       | 7<br>(5)       | 6<br>(5)       | 6<br>(5)                   |
| 16    |          | 9     | 10    | 10     | 10     | 10<br>(7)      | 10<br>(7)      | 8<br>(6)       | 8<br>(6)                   |
| 25    |          | 15    | 15    | 15     | 13     | 13<br>(9)      | 13<br>(9)      | 10<br>(8)      | 10<br>(8)                  |
| 32    |          | 19    | 20    | 20     | 17     | 17<br>(12)     | 17<br>(12)     | 12<br>(10)     | 12<br>(10)                 |
| 50    |          | 28    | 30    | 30     | 23     | 23<br>(16)     | 23<br>(16)     | 15<br>(12)     | 15<br>(12)                 |
| 75    |          |       |       |        |        |                | 32<br>(22)     | 20<br>(16)     | 20<br>(16)                 |
| 100   |          | 50    | 50    | 50     | 38     | 38<br>(26)     | 38<br>(26)     | 25<br>(19)     | 25<br>(19)                 |
| 150   |          |       |       |        |        | 52<br>(35)     | 52<br>(35)     | 35<br>(26)     | 35<br>(26)                 |
| 200   |          | 1.00  | 1.00  | 1.00   | 65     | 65<br>(44)     | 65<br>(44)     | 45<br>(34)     | 45<br>(34)                 |
| 300   |          |       |       |        | 90     | 90<br>(60)     | 90<br>(60)     | 60<br>(48)     | 60<br>(48)                 |
| 400   |          |       | 1.50  | 1.50   | 1.10   |                |                |                |                            |
| 500   |          |       |       |        | 1.30   | 1.30<br>(87)   | 1.30<br>(87)   | 85<br>(68)     | 85<br>(68)                 |
| 600   |          | 2.00  | 2.00  | 2.00   |        |                |                |                |                            |
| 1000  |          | 3.40  | 3.50  | 3.50   | 2.00   | 2.00<br>(1.30) | 2.00<br>(1.30) | 1.20<br>(96)   | 1.20<br>(90)               |
| 1500  |          |       |       |        | 2.60   | 2.60<br>(1.70) | 2.60<br>(1.70) | 1.50<br>(1.20) | 1.50<br>(1.20)             |
| 1600  |          |       | 5.50  | 5.50   |        |                |                |                |                            |
| 2000  |          | 6.00  | 6.00  | 6.00   |        |                |                |                |                            |
|       |          |       |       |        |        |                |                |                | 割トノ差額ヲ申受ケ<br>球差替ノ場合定額電燈料ノ日 |
|       |          |       |       |        |        |                |                |                | 料金ハ其都度之ヲ定ム                 |

第二章 電力供給規程

最初の電力規程

最初の電力規程の特に注目に値するところは次の如くであらう。

- 一、定額制のみで従量制はなかつた。
- 二、年中晝間十二時間送電と定め、送電時間などなかつた。
- 三、工事費が高かつた。
- 四、電動機貸付損料が相當な収入になつてゐた。
- 五、電力の使用を減小廢止するときには、三十日以前に申込を要し若しその事なきときは使用の有無に拘らず料金を申受ける。

明治四十二年十一月改正

かくて右送電時間を年中十二時間に一定せることは電燈、電力の需用旺盛になるに連れ、終には冬季兩者の供給時間の重なる時には發電力の不足を來すことゝなつた。依つて四十二年十二月左の如く改正した。

一、送電時間の改正

毎年四月より九月までを十二時間とし、十月より翌年三月までを十時間と定む。

二、時間外使用料の制定

右による時間外使用の外、夜間使用を申込んだときは左の區分により其使用料金を申受ける。但し電動機及附屬器具需用家持の分に限り半額とす。

| 馬力別  | 一時間使用料 |
|------|--------|
| 1    | 7      |
| 2    | 13     |
| 3    | 18     |
| 5    | 30     |
| 7.5  | 45     |
| 10   | 58     |
| 15   | 83     |
| 20   | 1.13   |
| 30   | 1.58   |
| 30以上 | 特約     |

又此改正により次の條文の如く休止料を新に規定した。

「使用家にして一時休業し、引續き一ヶ月以上に涉るときは、其休業中使用料の二分の一を減じ、其他機械器具の損料及掃除料は全額を申受くべし。

但特別の事情ありと認むるときは協議の上割引すべし。」

#### 大正四年八月改正

次いで大正四年八月時勢と事業發展の必要性に伴ひ、規程全般に涉り劃期的大改正が企圖された。その要項は次の通りである。

- 一、定額電力料を三馬力以下一圓宛値下、五馬力以上大中に値下した、又半馬力の料金を制定した。
- 一、従量制を新に規定し、晝間（三〇キロワット時）晝夜間（五〇キロワット時）の最低料金制とした。
- 一、臨時電力料金を制定した。
- 一、晝夜送電を開始し定額、従量共其電力料は晝間の倍額とした。
- 一、送電時間表を制定し平均十一時間送電と定めた。
- 一、動力休業日は毎月一日、十五日の二日と定めた。
- 一、工費を各種別に互りて規定せること。

而し此規程も亦同時に改正届出した電燈料金と同じく、當時競争中なりし、松電との協定成立せず届出のみにて大正七年四月一日まで實施するに至らなかつた、けれども従量制、晝夜送電等は此の規定に準據したものと覺しく、大正五年上期の電力統計により伺はれるのである。

大正七年四月一日松電との協定成るや同日より、半馬力を四圓、五馬力を三十二圓、十五馬力を八十二圓としたる外此の規程の料金を實施した。

大正八年十二月一日戦後の物價騰貴により料金の引上を斷行し、其他數項に互つて多大の改正をした。その主なる項目を掲ぐれば次の如くである。

- 一、定額料金を各馬力に互つて大幅に値上した。
- 二、従量電力の晝間使用電力料一キロワット時當り二錢引上げ七錢とした。又その最低使用量を晝間百キロワット時晝夜間百八拾キロワット時に引上げた。
- 三、工費を各種別に互り引上。
- 四、電動機掃除及注油の料金新設。

#### 大正十一年六月の改正

大正十一年六月一日愛媛水力電気並に川上水力を合併せるに依り規程の整理統一を要することとなりたるも、同年十一月一日取敢えず臨時の處置として定額電力料金を限り、各一割引としたが、大正十二年六月一日愈々大改正を斷行した。特に劃期的なる變革としては従量電力の最低使用量制を廢して準備料制を採用したることであつた。

又定額電力料も値下して需用家の負擔軽減に資するところ大であつた。

(一) 従量電力 最低料金は一馬力一ヶ月に付、百キロワット時で、料金算出の基礎を全然消費電力量に置いたけれども、此料金制度は小時間の需用家には著しく割高に當り、多時間の需用家は勿論定額電力に赴くので、従量電力制の機能を全うする能はず、遂に最低料金制を廢し送電準備料を設定した。

(二) 馬力の大小に不拘料金の同一なる従来の規程を改め定額電力料金との權衡を保ち尙一馬力に付一ヶ月六十キロワット時以上を使用するものは超過分に對し一層低廉なる單價とした。

(三) 更に定額電力料金は馬力の大なるに従ひ、料金率も降下してゐるので、従量料金も馬力別に單價を異にし、従量電力の晝夜送電は夜間電力負荷の漸減の傾向に鑑み、準備料のみ晝間の倍額とし、電力料は晝間と同率とした。其他特に改正したる點は次の如くである。

- (一) 時間外送電は電力及配電設備の都合により需用に應じ又料金につきましては別に協定することとした。
- (二) 引込線以下屋内配線は無料貸付(元受水は需用家負擔)なれど元受水区内との權衡上之を需用家の負擔とし、特に改正規程實施前のものに限り希望により貸付とすることを附則に規程した。而して保安上の必要を顧慮し我社自ら工事したるものを買取らしむることとした。
- (三) 電動機は従來は貸付(元受水は全部賣付)なれど實際貸付は僅少であつたので統一上全部需用家持とした。
- (四) 計器損料、工費、電動機試驗料を引下げた。

### 昭和三年十二月の改正

かくて昭和三年十二月電燈料金改正に引つゞき同様の理由を以て電力料金に於ても改正が斷行された。

即定額電力にありては一刻七分乃至二分の引下をなし、特に従來の大馬力の料金が他社に比して割安なるため其均衡を保つるの要あるに鑑み、我社の需用電力の大部分を占むる、小馬力に對する料金を大巾に引下げて、中小工業需用家の負擔軽減を計り、以て當時の社會狀勢に順應するところがあつた。

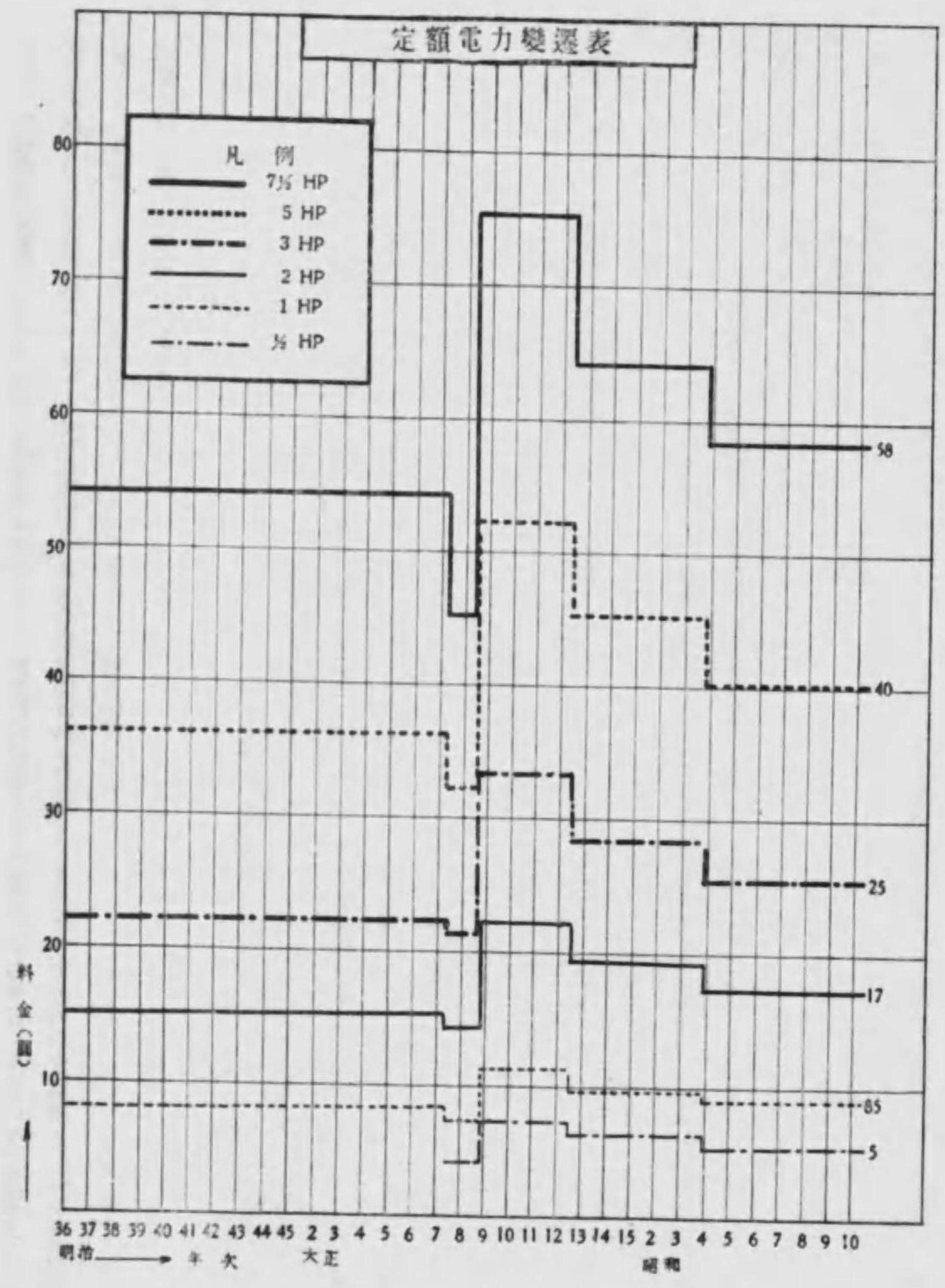
又従量電力にありても同様の趣旨により一馬力六〇キロ時迄の電力料單價を夫々二厘宛引下げた。

爾後引續き左の改正を行ひ現在に至つた。

- 一、定額、従量電力何れも一ヶ年以上の最低使用期間を規定してゐたが、すでに其要を認めず、單に繼續して使用するを約し臨時電力との區別をなすに止めた。(五年十一月)
- 二、晝夜電力は洪水期に使用せられること、建設費及維持費が年中繼續使用電力と變らざるに收入期間が短きこと、等甚だ不利であるがため、従來毎年三ヶ月間責任使用を求めてゐたが、一面需用家側より見れば降雨の多少によりては不經濟となるのであ

- つて、農村窮乏の實狀に適應せず且つ晝夜電力は普通化して次第に短期吸水まで電化する趨勢となつたので、進んで責任使用期間を短縮し、且負擔を軽減するため責任期間を一ヶ月(晝夜間は半ヶ月)とし其間は定額電力の五割増とし一ヶ月超過分は定額電力の目割を、又二ヶ月半を越ゆるものも三ヶ月迄は一般定額料金の三ヶ月分に止むることとした。(五年十一月)
- 三、計器損料の馬力別を廢止して容量別に改正した。(七年十一月)

定額電力變遷表



現行電力供給規程 (昭和九年四月一日改正實施)

- 電力の種別並に送電時間
- 一、電力は左の三種に區別し御希望に應じ御供給致します
  - (イ) 定額電力 毎月一定の料金を申受け斷續使用せらるゝもの
  - (ロ) 従量電力 電氣計器により毎月料金を申受け斷續使用せらるゝもの
  - (ハ) 臨時電力 臨時に使用せらるゝもので御使用期間に應じて料金を申受くるもの
- 二、電力供給時間は別表送電時刻表に據り晝間、晝夜間に別ち送電致します、但し毎月一回(區域により日を定めます)の動力休業日は晝間送電致しません

各種電力料金

三、各種電力料金は左の通りであります

(イ) 定額電力料金 御使用電動機の記銘馬力により一台毎に左記料金を毎月中受けます

| 馬力   | 別 | 一台一ヶ月料金 | 馬力   | 別 | 一台一ヶ月料金 |
|------|---|---------|------|---|---------|
| 半馬力  | 別 | 五圓      | 二馬力  | 別 | 百參拾六圓   |
| 一馬力  | 別 | 八圓      | 三馬力  | 別 | 百拾八圓    |
| 二馬力  | 別 | 拾七圓     | 五馬力  | 別 | 百參拾壹圓   |
| 三馬力  | 別 | 拾九圓     | 七馬力  | 別 | 百參拾伍圓   |
| 四馬力  | 別 | 拾貳圓     | 十馬力  | 別 | 百參拾伍圓   |
| 五馬力  | 別 | 拾肆圓     | 十五馬力 | 別 | 百參拾伍圓   |
| 七馬力  | 別 | 拾伍圓     | 二十馬力 | 別 | 百參拾伍圓   |
| 十馬力  | 別 | 拾伍圓     | 三十馬力 | 別 | 百參拾伍圓   |
| 十五馬力 | 別 | 拾伍圓     | 五十馬力 | 別 | 百參拾伍圓   |
| 二十馬力 | 別 | 拾伍圓     | 七十馬力 | 別 | 百參拾伍圓   |
| 三十馬力 | 別 | 拾伍圓     | 一百馬力 | 別 | 百參拾伍圓   |



晝夜間料金

晝間料金の倍額を受けます

晝間料金

(ロ) 従量電力料金 御使用電動機の記録馬力により左記従量準備料と電力料とを併せて毎月中受けます

| 馬力    | 別 | 送電準備料   | 一キロワット時電力料 |
|-------|---|---------|------------|
| 半馬力   | 力 | 貳圓      | 六錢         |
| 一馬力   | 力 | 參圓四拾錢   | 五錢         |
| 二馬力   | 力 | 六圓參拾錢   | 五錢         |
| 三馬力   | 力 | 九圓參拾錢   | 五錢         |
| 五馬力   | 力 | 拾圓五拾錢   | 五錢         |
| 七馬力   | 力 | 貳拾壹圓四拾錢 | 五錢         |
| 十馬力   | 力 | 貳拾六圓八拾錢 | 五錢         |
| 十二馬力  | 力 | 參拾圓     | 五錢         |
| 十五馬力  | 力 | 參拾六圓    | 五錢         |
| 廿馬力   | 力 | 四拾圓     | 五錢         |
| 三十五馬力 | 力 | 五拾圓     | 五錢         |
| 五十馬力  | 力 | 六拾圓     | 五錢         |
| 七十五馬力 | 力 | 七拾圓     | 五錢         |
| 百馬力   | 力 | 八拾圓     | 五錢         |

晝夜間料金

送電準備料は晝間の倍額とし電力料は晝間料金を適用致します

(ハ) 臨時電力料金 御使用電動機の記録馬力により一台毎に左記料金を御申込の際申受けます

| 使用期間  | 臨時時電力料金 |
|---|---------|
| 一ヶ月以上三ヶ月迄   | 定額電力料金ノ |
| 三ヶ月超過   | 五割増     |
| 六ヶ月超過   | 三割増     |
| 十日以上一ヶ月未満の御使用は定額電力料金日割の十割増を申受けます、但し定額電力料金の一ヶ月半分を超過したる場合は一ヶ月半分の料金を止めます | 二割増     |

但し灌漑排水用農事電力に限り責任使用期間を一ヶ月(晝夜間使用は半ヶ月)とし定額電力料金の五割増を申受け、一ヶ月以上御使用の場合超過日数に對しては定額電力料金の日割計算に依ります、此の場合二ヶ月半を超過するも三ヶ月迄は定額電力料金の三ヶ月分に止めます

四、定額電力は豫め御申込の上通續五日以上(動力休業日を除く)休止の場合は其期間(一月一ヶ月未満は動力休業日を除く)定額電力料金の三分の一の休止料を受けます但し休止期間二ヶ月を超過する時は廢止の手續を致します

設備及損料

五、引込線以下屋内配線は需用家の御負擔とし當社に於て取付けたるものを御買取願ひます

六、電動機は需用家にて御買取を願ひます。當社以外より御買取の電動機は試験の上送電致します

七、高壓用以外の電氣計器を當社から御貸付の場合は電力御使用の如何に不拘左記損料を電力料金と同時に申受けます

| 計器容量      | 一個月損料 |
|-----------|-------|
| 五、十アンペア   | 八錢    |
| 十五、二十アンペア | 一十錢   |
| 三十アンペア    | 一十四錢  |

|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 五十  | ア | ン | ベ | ア | 一 | 圓 | 四 | 十 | 錢 |
| 七十  | ア | ン | ベ | ア | 一 | 圓 | 五 | 十 | 錢 |
| 百   | ア | ン | ベ | ア | 一 | 圓 | 六 | 十 | 錢 |
| 百五十 | ア | ン | ベ | ア | 一 | 圓 | 七 | 十 | 錢 |

八、御貸付の電氣計器を滅失又は毀損せられた時は相當の代償又は修繕費を申受けます  
料金の計算

九、月の中途から御使用の時又は料金に異動のあつた場合は其月分料金は日割計算を致します  
(従量電力は電氣計器檢計の日から次月の檢計の前日迄を一ヶ月と定めます)

十、電氣計器故障のため御使用電力量の指示明瞭を缺く時は前二ヶ月の平均を以て其月分の御使用量と見做します、若し使用開始後二ヶ月を経過せざる時は前後二ヶ月の平均によります

十一、御使用場所の移轉、模様替又は装置變更のため一時送電し能はざる場合あるも料金は差引きませぬ  
十二、料金の計算は勘定尺で厘位を切捨てます

工 事 料 及 試 驗 料

十三、電力御使用場所が當社既設電力配電線路と隔りあるため特に晝間又は晝夜間電力配電線路の延長を要する場合若くは特種の配電設備の必要ある場合は相當の工事費を申受ける事があります

十四、電動機の新増設、移轉、馬力變更の場合の工事は實費とし廢止等の場合は左の通り工事料を申受けます

|       |   |         |          |   |         |
|-------|---|---------|----------|---|---------|
| 馬力    | 別 | 一臺一回工事料 | 馬力       | 別 | 一臺一回工事料 |
| 三馬力以下 | 三 | 圓       | 十馬力      | 四 | 圓五十錢    |
| 五馬力   | 三 | 圓五十錢    | 超過五馬力迄毎に | 一 | 圓       |
| 七馬力   | 四 | 圓       | 超過五馬力迄毎に | 一 | 圓       |

十五、電氣計器の取付、付替、取除工事料は一個一回に付き七十錢を申受けます。但し高壓用電氣計器に限り一圓五十錢を申受けます  
十六、電動機の試験料は左の通り申受けます

|          |   |      |       |
|----------|---|------|-------|
| 馬力       | 別 | 一臺一回 | 試 驗 料 |
| 三馬力以下    | 一 | 臺    | 一     |
| 超過一馬力迄毎に | 三 | 圓    | 五十錢   |

其 他 の 條 件

十七、電力御使用の御申込が有りましたも配電設備の都合によつては直ちに御申込に應ずることが出来ない場合があります

十八、電力使用者名義變更の場合は新列名義人通務の上名義變更の御申込を願ひます、此場合同電力需給に關し當社に對する讓渡人の權利義務一切は讓受人に於て承継を願ふことがあります

十九、電動機其他器具類は當社が取付けたもの又は試験したもの以外は一切御使用を御断り致します

二十、當社の認諾なくして電氣装置を施設又は變更し或は契約馬力以上又は時間外に電氣を使用し又は使用せんとせられし時は當社は其施設の撤去及び損害賠償を求め又當社の見込により料金を追徴致します、事情によつては以後電力の供給を御断り致します

二十一、電氣装置の故障の際は早速最寄の營業所へ御知らせ下さい、直に修理致します、御通知無き爲め送電不能の場合は當社は其責を負ひませぬ  
若し故障の原因が需用家の故意又は過失の場合には相當の補償を申受けます

二十二、保安の爲め時々社員を派遣し電氣装置及電力御使用の状態を調査させますから其節は當社員たる證書を御覽の上御案内を願ひます

二十三、左の場合送電を停止することがありますも當社は其責を負ひませぬ、但し一日以上連續して全く停電致しました時は定額電力料臨時電力料又は従量電力料金の内送電準備料を日割で計算致します

一、天災、事變其他不可抗力に因る時  
一、法律又は命令に因る時

一、電氣工作物に故障を生じ又は生ぜんとする處ある時、若くは修繕加工を要する時

右の場合豫知し得る限り御通知致します

二十四、左の場合臨時送電を停止致し、料金は差引計算を致しませぬは勿論當社は一切の責を賣ひませぬ

- 一、料金、工事料其他御支拂金を延滞せられた時
- 一、第二十項に據る時
- 一、當社員の點檢を故なくして拒絶せられた時
- 一、需用家御所有の電気工作物に對し保安上必要なる修繕を拒まれた時
- 一、本供給規程に違背せられた時
- 二十五、本供給規程以外の電力御申込に付ては別に御相談致します
- 二十六、本供給規程を加除變更致しました時は改正規定に據るものと御承知願ひます

従量電力料金變遷表

| 最<br>低<br>料<br>金           | 大正 4年<br>8月                | 大正 8年<br>12月 1日            | 大正 12年<br>6月 1日 |             | 昭和 3年                 |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------|-------------|-----------------------|
|                            |                            |                            | P.H<br>1/2      | P.H<br>2.00 | 12月 1日<br>P.H<br>2.00 |
| 電<br>力<br>料<br>金           | 電<br>力<br>料<br>金           | 電<br>力<br>料<br>金           | 1               | 3.40        | 3.40                  |
|                            |                            |                            | 2               | 6.30        | 6.30                  |
|                            |                            |                            | 3               | 9.30        | 9.30                  |
|                            |                            |                            | 5               | 15.00       | 15.00                 |
|                            |                            |                            | 7.5             | 21.40       | 21.40                 |
|                            |                            |                            | 10              | 26.80       | 26.80                 |
|                            |                            |                            | 15              | 38.00       | 38.00                 |
|                            |                            |                            | 20              | 46.00       | 46.00                 |
|                            |                            |                            | 1/2             | 6.4         | 6.2                   |
|                            |                            |                            | 1               | 5.6         | 5.4                   |
| 使<br>用<br>電<br>力<br>料<br>金 | 使<br>用<br>電<br>力<br>料<br>金 | 使<br>用<br>電<br>力<br>料<br>金 | 2               | 5.5         | 5.3                   |
|                            |                            |                            | 3               | 5.4         | 5.2                   |
|                            |                            |                            | 5               | 5.3         | 5.1                   |
|                            |                            |                            | 7.5             | 5.1         | 4.9                   |
|                            |                            |                            | 10              | 4.8         | 4.6                   |
|                            |                            |                            | 15              | 4.5         | 4.3                   |
|                            |                            |                            | 20              | 4.2         | 4.0                   |
|                            |                            |                            | 1/2             | 4.7         | 4.7                   |
|                            |                            |                            | 1               | 4.1         | 4.1                   |
|                            |                            |                            | 2               | 4.0         | 4.0                   |
| 上<br>起<br>過<br>分           | 上<br>起<br>過<br>分           | 上<br>起<br>過<br>分           | 3               | 3.9         | 3.9                   |
|                            |                            |                            | 5               | 3.8         | 3.8                   |
|                            |                            |                            | 7.5             | 3.7         | 3.7                   |
|                            |                            |                            | 10              | 3.5         | 3.5                   |
|                            |                            |                            | 15              | 3.3         | 3.3                   |
|                            |                            |                            | 20              | 3.0         | 3.0                   |

定額電力料金變遷表

| 年次  | 明治34年<br>12月 | 大正 7年<br>4月 1日 | 大正 8年<br>12月 1日 | 大正 12年<br>6月 1日 | 昭和 3年<br>12月 1日 | 昭和 9年<br>4月 1日 |
|-----|--------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| P.H | 1            | 2              | 4               | 7               | 6               | 5              |
| 1   | 8            | 7              | 11              | 9.70            | 8.50            | 8.50           |
| 2   | 15           | 14             | 22              | 19              | 17              | 17             |
| 3   | 22           | 21             | 33              | 28              | 25              | 25             |
| 5   | 36           | 32             | 52              | 45              | 40              | 40             |
| 7.5 | 54           | 45             | 75              | 64              | 58              | 58             |
| 10  | 70           | 60             | 95              | 80              | 74              | 74             |
| 15  | 100          | 82.5           | 135             | 114             | 108             | 108            |
| 20  | 135          | 100            | 160             | 138             | 136             | 136            |
| 25  |              |                |                 |                 |                 | 168            |
| 30  | 190          | 150            | 240             |                 |                 | 201            |
| 35  |              |                |                 |                 |                 | 232            |
| 50  |              |                |                 |                 |                 | 325            |
| 75  |              |                |                 |                 |                 | 482            |
| 100 |              |                |                 |                 |                 | 635            |
| 150 |              |                |                 |                 |                 | 935            |
| 200 |              |                |                 |                 |                 | 1230           |
| 備   |              | 晝夜料金ハ晝間ノ倍額     | 同               | 同               | 同               | 同              |
| 考   |              |                |                 |                 |                 |                |

第三 家庭電気供給規程

我が社の家庭電気供給規程は大正十一年十二月一日より假規程として制定實施された。尤も従前の電熱其他に對して随時内規が制定適用されて来たのであるが、此の時に至つて改正統一されたのであつた。

従つて従來供給の電力にして此の規程に據るべきものに對しては家庭電氣に變更切替へた。

しかし此假規程は當時早急に決定せられた關係もあり、其後の實狀に適せざる個所も發見されるに至つたので翌々大正十三年三月一日正規程が改正實施されることとなつた。

その全文は下記の如くであるが、その内特に注目を惹くのは

(一) 家庭電氣なる名稱を創設し、規程第一項に掲ぐる諸供給を包括したこと。

(二) 従量家庭電氣を電燈共用と特設とに分ち、電燈共用にありては總容量一、五キロワット（同時使用）以下の電氣器具は電燈用計器と共用し得ることとしたこと。又特設従量の分にありてはその料金は準備料制を採用したこと。丸型反射ストロウ、小型、大型七輪、二升飯焚器等を損料を以て貸付することとしたこと。

などであつた。

家庭電氣供給規程（大正十三年三月一日改正實施）

家庭電氣ノ範圍

一、家庭電氣トハ左ニ列記スルモノデ单相、交流、二線式約百ワットヲ以テ供給シ得ルモノニ限リマス

(イ) 暖房、炊事其他ニ御使用ノ電熱器及電力ヲ應用スル器具

(ロ) 醫療器、美容器

(ハ) 電氣扇

(ニ) 二分ノ一馬力以下ノ小電動機

家庭電氣種別並ニ送電時間

二、家庭電氣ニハ左ノ三種類アリマシテ晝夜間、晝間（小電動機及特定ノ需用家ニ限リマス）及夜間（電氣炬燵、醫療器、小電動機及特定ノ場合ニ限リマス）ニ別チ送電致シマス、但シ毎月二回ノ動力休業日ニハ晝間送電致シマセス

又配線路ノ都合ニヨリ晝夜間又ハ晝間送電ヲ御斷リスル場合ガアリマス

定額  
從量（電燈共用）  
特設

各種家庭電氣料金

三、各種家庭電氣料ハ左ノ通りデアリマス

(イ) 定額、毎月前金ニテ申受ケマス期間定メノモノハ月割又ハ日割計算ヲ致シマセス

(一) 電熱器（註、昭和三年九月一日「ストロウ、炬燵」ト改ム）

| 種別 | 容 量 | 供給期間 | 晝夜間一期間<br>電力料 | 電夜間一期間<br>電力料 |
|----|-----|------|---------------|---------------|
|----|-----|------|---------------|---------------|

|          |           |         |       |               |
|----------|-----------|---------|-------|---------------|
| 丸型反射ストロウ | 五百五十ワット以下 | 一多 三ヶ月間 | 三 十 圓 | 電夜間一期間<br>電力料 |
|----------|-----------|---------|-------|---------------|

|      |          |   |        |        |
|------|----------|---|--------|--------|
| 電氣炬燵 | 四 十ワット以下 | 同 | 三 圓五十錢 | 二 圓五十錢 |
|------|----------|---|--------|--------|

|   |          |   |        |        |
|---|----------|---|--------|--------|
| 同 | 六 十ワット以下 | 同 | 四 圓五十錢 | 三 圓二十錢 |
|---|----------|---|--------|--------|

五百五十ワットヲ超ユルストロウ類ノ晝夜間電力料ハ其超過五百ワット迄毎ニ二十五圓ヲ丸型反射ストロウ料金ニ加ヘ申受ケマス

(二) 醫療器、美容器

| 種別 | 容 量 | 晝夜間<br>電力料 |
|----|-----|------------|
|----|-----|------------|

|       |                     |       |
|-------|---------------------|-------|
| レントゲン | 二キロワット以上<br>三キロワット迄 | 十 二 圓 |
|-------|---------------------|-------|

二百ワット以下醫療器一ヶ月間夜間電力料ハ相當ワット定額電燈料金ノ半額ヲ申受ケ晝夜間電力料ハ全額ノ六割増ト致シマス

(三) 電氣扇

| 種別 | 容 量 | 供給期間 | 晝夜間一期間<br>電力料 |
|----|-----|------|---------------|
|----|-----|------|---------------|

|      |          |         |     |
|------|----------|---------|-----|
| 十二 吋 | 六十五ワット以下 | 一夏 三ヶ月間 | 十 圓 |
|------|----------|---------|-----|

|       |          |   |       |
|-------|----------|---|-------|
| 十 六 吋 | 百二十ワット以下 | 同 | 十 六 圓 |
|-------|----------|---|-------|

(四) 二分ノ一馬力以下小電動機

| 容 量 | 晝夜間<br>電力料 | 晝間又ハ<br>電夜間<br>電力料 |
|-----|------------|--------------------|
|-----|------------|--------------------|

|        |       |     |
|--------|-------|-----|
| 二分ノ一馬力 | 十 二 圓 | 六 圓 |
|--------|-------|-----|

第二章 電氣供給事業

|        |   |   |       |
|--------|---|---|-------|
| 三分ノ一馬力 | 九 | 圓 | 四圓五十錢 |
| 四分ノ一馬力 | 七 | 圓 | 三圓五十錢 |
| 六分ノ一馬力 | 五 | 圓 | 二圓五十錢 |
| 八分ノ一馬力 | 四 | 圓 | 二圓    |
| 十分ノ一馬力 | 三 | 圓 | 一圓五十錢 |

(ロ) 電燈 共用

從量電燈御使用ノ方ハ總容量一、五キロワット(同時ニ使用スルモノ)以下ノ電氣器具ニ限り電燈用計器ト共用ニテ御需用ニ應ジマス此  
場合ハ電燈供給規程ヲ準用致シマス

前項ノ場合送電準備料ハ檢受一個五アンペア毎ニ電燈一燈ト見做シテ申受ケマス、共用家庭電氣器具總容量一キロワット(同時ニ使用スルモノ)以上ノ  
時ニ限り夜間ノ送電準備料ヲ以テ晝夜御供給致シ尙電力料ハ電燈一燈當リ一ヶ月使用量三キロワット時超過分ヲ特ニ一キロワット時ニ付八錢ト致シマス

(二) 特 設

一ヶ年以上繼續ノ御約束ニテ家庭電氣ノタメニ特ニ配線ヲ布設シ晝夜間從量法ニテ御送電致シマス此ノ場合ハ左ノ料金ヲ併セテ毎月下旬  
ニ申受ケマス

電力料 一キロワット時ニ付 五 錢

送電準備料(月額)電力御使用ノ如何ニ拘ラズ申受ケマス

取付電氣計器容量二十アンペア迄 二 圓

以上十アンペアヲ増ス毎ニ七十五錢ヲ増シマス

四、定額家庭電氣(期間定メノモノヲ除ク)御休止ノ場合ハ左ノ休止料ヲ申受ケマス

二百ワット以下醫療器美容器ニシテ夜間使用ノモノ 一個一ヶ月 十 五 錢

其他ノ醫療器、美容器及小電動機定額家庭電氣料ノ三分ノ一

器具 及 損 料

五、家庭電氣器具ハ需用家ニテ御買求メテ願ヒマス當社ハ試驗ノ上送電致シマス

六、左ノ家庭電氣器具ニ限り御希望ニヨリ損料ヲ以テ御貸シ致シマス

| 種 別                           | 容 量                  | 期 間     | 一 個 二 付 損 料 | 申 受 方 法               |
|-------------------------------|----------------------|---------|-------------|-----------------------|
| 丸型反射ストーブ<br>(コード八尺付)          | 五百五十ワット              | 一冬 三ヶ月間 | 八 圓         | 前金ニテ申受ケ月額日<br>割ヲ致シマセズ |
| 小型七輪<br>(コード八尺付)              | 五百五十ワット              | 一ヶ 月    | 五 十 錢       | 毎月家庭電氣料ト同時<br>ニ申受ケマス  |
| 大型七輪<br>(コード八尺付)              | 一・二キロワット<br>一・五キロワット | 同       | 同           | 同                     |
| 二升飯 焚 器<br>(釜・ナシ)<br>(コード四尺付) | 二・五キロワット             | 同       | 二 圓         | 同                     |

七、屋内配線ハ一切當社ニテ取付ケ定額供給ノ分ハ無料ヲ御貸シ致シマス、但期間定メノモノニシテ毎年御使用ノ便宜上屋内配線ヲ永久工事トシタル  
モノハ毎御使用期左ノ損料ヲ家庭電氣料ト同時ニ申受ケマス

種 別 容 量 内線損料

丸型反射ストーブ 五百五十ワット以下 一圓八十錢

電 氣 炬 燵 六十ワット以下 四十五錢

電 氣 扇 百二十ワット 以下 一圓二十錢

尤モ配線取付ノ當期ハ第九項(イ)ノ取付工費ヲ申受ケ内線損料ヲ申受ケマセズ

從量供給ノ分ハ一切需用家ニテ御負擔ヲ願ヒマス但シ電燈共用ニシテ電燈屋内配線ヲ當社ヨリ御貸付ノ場合及特設ニシテ當社ヨリ御貸付ヲ望マル時  
ハ普通器具ニ限り家庭電氣屋内配線ヲ御貸付ト致シ電力御使用ノ如何ニ拘ラズ左ノ損料ヲ家庭電氣料ト同時ニ申受ケマス

家庭電氣内線損料

設備容量二十アンペア一ヶ月五十銭以上、十アンペアヲ増ス毎二十銭ヲ増シマス  
 尤モ電燈共用ノ場合ハ右損料ヲ申受ケマセヌ、檢受一個五アンペア毎ニ一ヶ月五銭  
 八、電氣計器ハ一切當社ヨリ御貸附致シ電力御使用ノ如何ニ拘ラズ左ノ損料ヲ家庭電氣料ト同時ニ申受ケマス  
 二十アンペア電氣計器損料  
 一個一ヶ月 九 十 銭 以上十アンペアヲ増ス毎二十銭ヲ増シマス

工費及試験料

九、屋内配線御貸附ノ場合ハ左ノ工費ヲ申受ケマス但工事ノ困難ナルモノ又ハ特別施設ヲ要スルモノハ別ニ實費ヲ申受ケマス  
 (イ) 定期供給期間定メノモノ

丸型反射ストロブ取付(臨時工事ハ取除ヲ含ム) 移轉位置變更

永久工事、臨時工事共檢受 一個ニ付 二 圓

電氣炬燵同 同 五十 銭

電氣扇同 同 二 圓

(ロ) (イ) 項以外ノモノ

新設及移轉檢受 一個ニ付 三 圓

以上一個ヲ増ス毎ニ一個ヲ増シマス 同 一 圓

増設及位置變更 同 一 圓

取除(取付後三ヶ年末滿ニ廢止ノ場合) 同 三 圓

十、當社以外ニテ御買求メノ家庭電氣器具ノ試験料ハ左ノ通り申受ケマス

種 別 容 量 一個一回試験料

本規程第一項(イ) 百ワット以下 二十 銭

(ロ) 項 器具 五百ワット以下 三十 銭

以上五百ワット迄ヲ増ス毎ニ 十 銭

其他ノ條 伴

十一、本規程ニ明記ナキ事項ハ總テ電燈供給規程又電力供給規程ニヨルモノト御承知願ヒマス

昭和三年九月一日改正

家庭電氣供給規程の制定により家庭電化に一意邁進したる結果、急速なる需用の増進を見るに至つたが、昭和三年九月主として従量料金に對して大改正を加ふるに至つた。

即ち従量供給料金は準備料制を採用したるも家庭電氣の如き普及發達の端緒にあるものにあつては一般の理解困難にして適當ならざるを思ひ、勞々料金値下の意味を含めて最低料金制を採用し、電熱利用の途を廣く開拓し需用家の利便を計つた。

その改正條項は次の通り

(一) 従來の契約 最低容量二キロワットに低下し一ヶ月責任使用量を一キロ當り五十キロ時とし電力料は一キロ時五銭の措置とした。

(二) 従量需用家の屋内配線は従來需用家持を原則とするも、需用促進の一助として三キロ以下の一般小口需用家にも貸付することとし、且つ負擔軽減の目的を以て内線損料を撤廢し、檢受損料のみを申受くることとした。

(三) 檢受損料はアンペア別であつたが一ヶ所に付き十五銭とした。

(四) 器具貸付規程(前掲條文第六條)は最近市場に販賣せらるゝ家庭電氣器具の種類漸く多きを加ふるに至り、簡單なる規程を以てして到底律しがたきを以て規程より削除した。

(五) 最低使用量低下に伴ひ計器損料を左の如く改正した。

|        |         |
|--------|---------|
| 計器容量   | 一個一ヶ月損料 |
| 一〇アンペア | 五 十 銭   |
| 一五アンペア | 六 十 銭   |

以上五アンペア毎に五銭増

料金の合理化へ

以後屢々改正を重ね、料金の合理化と普及發達の大勢に順應し且つ之を促進するに努めた。

(一) 動力休業日を毎月一回とす(七年一月一日)

(二) 従量家庭電気休止の規程を追加(七年八月一日)

休止容量一キロワットに付休止料一ヶ月一圓を申受く

(三) 従量電力料及最低使用量一部引下(昭和八年四月一日)

(イ) 契約容量一キロ當り使用量五十キロワット時超過分電力料一キロワット時につき従来の五銭を三銭五厘に引下げ

(ロ) 最低使用量を契約容量三キロワット迄は一キロにつき五十キロ時とし三キロを超過する分については最低使用量一キロにつき三十キロワット時とした

(四) 計器損料の引下(九年四月一日)

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 計器容量                  | 一個一ヶ月損料 |
| 十アンペア                 | 四十銭     |
| 十五、二〇アンペア             | 五十銭     |
| 廿五、三十アンペア             | 六十銭     |
| 五十アンペア                | 八十銭     |
| 七十五アンペア               | 九十銭     |
| 百アンペア                 | 一圓      |
| (五) 小口定額の工費引下(九年四月一日) | 一圓五十銭   |
| 定額二百ワット以下家庭電氣器具引込新設   |         |

現行家庭電氣供給規程(昭和九年七月一日改正實施)

家庭電氣の範圍

一、家庭電氣とは左に列記するもので单相交流二線式約百ヴォルトを以て供給し得るものに限りす

(イ) 燈房、炊事其他に御使用の電熱器及電力を應用する器具

(ロ) 醫療器、美容器

(ハ) 電氣扇

(ニ) 二分の一馬力以下の小電動機

家庭電氣の種類並に送電時間

二、家庭電氣は定額、従量の二種に區別し晝夜間、晝間(小電動機及特定の需用家に限りす)及夜間(電氣炬燵、醫療器、小電動機及特定の場合に限りす)に別ち送電致しす

但し毎月一回(區域により日を定めます)の動休業日は晝間送電致しませぬ

又配電設備の都合により晝夜間又は晝間送電を御断りする場合があります

各種家庭電氣料金

三、各種家庭電氣料は左の通りであります

(イ) 定額 料金は毎月申受けます

但し期間定めのものに限り前金にて申受けます、期間定めものは月割又は日割計算を致しませぬ

(二) ストープ、炬燵

| 種別       | 容 量       | 供給期間       | 電夜間一<br>期間            | 電夜間一<br>期間            |
|----------|-----------|------------|-----------------------|-----------------------|
| 九型反射ストーブ | 五百五十ワット以下 | 一多<br>三ヶ月間 | 三<br>十<br>圓           | 二<br>四<br>五<br>十<br>錢 |
| 電 氣 炬 燵  | 四十ワット以下   | 同          | 三<br>四<br>五<br>十<br>錢 | 二<br>四<br>五<br>十<br>錢 |
| 同        | 六十ワット以下   | 同          | 四<br>四<br>五<br>十<br>錢 | 三<br>四<br>二<br>十<br>錢 |

五百五十ワットを超えるストーブ類の電夜間電力料は其超過五百ワット迄毎に二十五圓を九型反射ストーブ料金に加へ申受け  
ます  
(一) 醫療器、美容器

| 種 別 | 容 量      | 量       | 電 夜 間 一 ヶ 月 電 力 料 |
|-----|----------|---------|-------------------|
| レ   | 二キロワット以上 | 三キロワット迄 | 十<br>二<br>圓       |

二百ワット以下醫療器一ヶ月間夜間電力料は相當ワット定額電燈料金の半額を申受け電夜間電力料は全額の六割増と致します  
(三) 電 氣 扇

| 種 別 | 容 量 | 量 | 供 給 期 間  | 電 夜 間 一 期 間 電 力 料          |
|-----|-----|---|----------|----------------------------|
| 十   | 六   | 時 | 六十五ワット以下 | 一<br>夏<br>三<br>ヶ<br>月<br>間 |
| 十   | 六   | 時 | 百二十ワット以下 | 同                          |
| 十   | 六   | 時 | 同        | 同                          |

(四) 二分の一馬力以下小電動機

| 容 量                        | 電 夜 間 一 ヶ 月 電 力 料 | 電 夜 間 一 ヶ 月 電 力 料     | 電 夜 間 一 ヶ 月 電 力 料          | 電 夜 間 一 ヶ 月 電 力 料     |
|----------------------------|-------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|
| 二<br>分<br>の<br>一<br>馬<br>力 | 十<br>二<br>圓       | 六<br>圓                | 六<br>分<br>の<br>一<br>馬<br>力 | 二<br>四<br>五<br>十<br>錢 |
| 三<br>分<br>の<br>一<br>馬<br>力 | 九<br>圓            | 四<br>圓                | 八<br>分<br>の<br>一<br>馬<br>力 | 二<br>圓<br>五<br>十<br>錢 |
| 四<br>分<br>の<br>一<br>馬<br>力 | 七<br>圓            | 三<br>圓<br>五<br>十<br>錢 | 十<br>分<br>の<br>一<br>馬<br>力 | 一<br>圓<br>五<br>十<br>錢 |

(ロ) 従 量 一ヶ年以上引續き使用せらるゝ御約束で電氣計器を備へ御使用の電力量を計量し毎月料金を申受けます

(一) 契 約 容 量

契約容量は同時御使用の最大電氣容量に従ひ左記の區別により定めます

一キロワット、 一キロワット半、 二キロワット、 二キロワット半、 三キロワット、 三キロワット以上は一キ  
ロキロワット増毎に定めます

(二) 料 金

御使用電力量一キロワット時に付き左の通りと致します

契約容量一キロワットにつき一ヶ月

五十キロワット時迄

右 超 過 分

但し契約容量に對する最低使用量を次の通りと定め御使用量が最低使用量に達せざる時又は全く御使用なき時にも最低使用量に相  
當する料金を申受けます

契約量三キロワット迄

一キロワットにつき

右 超 過 分

同

同

四、總容量五百ワット以下の家庭電氣器具は御希望により電燈用計器と共用にて御使用なさることも差支ありません、此場合は電燈供給規程を準用  
致します、尤も屋内配線検査の必要がありますから一應當社へ御申出下さい

前項の場合送電準備料、内線損料は控受一個につき電燈一燈と看做して申受けます

五、定期家庭電氣(期間定めのものを除く)御休止の場合は左の休止料を申受けます

二百ワット以下醫療器、美容器にして夜間使用のもの 一個一ヶ月 拾 五 錢



其他の醫療器、美容器及小電動機、定額電氣料の三分の一  
従量家庭電氣休止の場合は左の休止料を申受けます

器具及損料 一キロワットに付 一ヶ月 一圓

六、家庭電氣器具は需用家にて御買求めを願ひます、當社は試験の上送電致します

七、屋内配線は一切當社にて取付け定額供給の分は無料で御貸し致します

但し期間定めものにして毎年御使用の便宜上屋内配線を永久工事としたるものは毎御使用期左の損料を家庭電氣料と同時に申受けます

| 種別       | 容量        | 量 | 検査一個一期間損料 |
|----------|-----------|---|-----------|
| 丸型反射ストーブ | 五百五十ワット以下 |   | 壹圓八拾錢     |
| 電氣炬燵     | 六十ワット以下   |   | 四拾五錢      |
| 電氣扇      | 百二十ワット以下  |   | 壹圓貳拾錢     |

尤も配線取付の當期は第九項(イ)の取付工費を申受け検査損料を申受けませぬ

従量供給の屋内配線は需用家にて御負擔を願ひます、但し契約容量三キロ以下に限り御貸付も致します、此場合検査一個につき一ヶ月金拾五

錢の損料を家庭電氣料と同時に申受けます

八、電氣計器を當社より御貸付の場合は電力御使用の如何に不拘左の損料を家庭電氣料と同時に申受けます

| 計器容量       | 一個一ヶ月損料 | 計器容量    | 量   | 一個一ヶ月損料 |
|------------|---------|---------|-----|---------|
| 十アンペア      | 四拾錢     | 五十アンペア  | 八拾錢 |         |
| 十五、二十アンペア  | 五拾錢     | 七十五アンペア | 九拾錢 |         |
| 二十五、三十アンペア | 六拾錢     | 百アンペア   | 一圓  |         |

工事及試験料

九、屋内配線御貸付の場合は左の工費を申受けます

但し工事の困難なるもの又は特別施設を要するものは別に實費を申受けます

(イ) 定額供給期間定めのもの

丸型反射ストーブ取付(臨時工事は取除を含む) 移轉、位置變更

(永久工事) 共 検査一個に付 貳圓

電氣炬燵同

同 同 五拾錢

電氣扇同

同 同 貳圓

(ロ) 定額二百ワット以下家庭電氣器具

新増設、位置變更、移轉、一時撤去、引込線及屋内線手直、廢止

引込新設一ヶ所に付 一圓五十錢

(ハ) (イ)及(ロ)項以外のもの

新設及移轉 検査一個に付 參圓 以上一個を増す毎に壹圓を増します

増設及位置變更 同 壹圓

取除(取付後三ヶ年未満に廢止の場合) 同 參圓

十、當社以外にて御買求めの家庭電氣器具の試験料は左の通り申受けます

| 種別               | 容量        | 量 | 一個一回試験料 |
|------------------|-----------|---|---------|
| 本規程第一項(イ)、(ロ)項器具 | 百二十ワット以下  |   | 無       |
| 電氣動機             | 二百分の一馬力以下 |   | 貳五錢     |
| 小電機              | 二百分の一馬力以下 |   | 五十錢     |

其他の條件

十一、本規程に明記なき事項は總て電燈供給規程又は電力供給規程によるものと御承知願ひます

エリミネーター供給規程

交流式ラヂオ受信機の發達に隨ひ、我社管内に於いても益々供給需要激増の趨勢に鑑み、昭和五年十一月これが供給規程を制定し従來の需用者の負擔軽減と需用喚起、電池式の切替に積極的に乗出すこととなつた。即ち新規規程の内容次の通り

|         |              |               |
|---------|--------------|---------------|
| 一、電力料   |              |               |
| 客量      | 夜間一ヶ月<br>電力料 | 晝夜間一ヶ月<br>電力料 |
| 十五VA以下  | 四十錢          | 六十錢           |
| 三十VA同   | 五十六錢         | 八十四錢          |
| 五十VA同   | 七十錢          | 一圓五錢          |
| 七十五VA同  | 九十錢          | 一圓三十五錢        |
| 二、工事料   |              |               |
| 引込工事料   | 一ヶ所ニ付        | 一圓五十錢         |
| 屋内工事料   | 同            | 五十錢           |
| 三、試験料   |              |               |
| 七十五VA以下 | 一組一回ニ付       | 五十錢           |
| 四、其他    |              |               |
| 一般規程通り  |              |               |

而してエリミネーターの普及發達を促進するため、昭和八年九月一日より使用受信機をその需用家又は代理人持参の場合に限り試験料を無料とすることとした。又昭和九年七月一日休止料を制定し、休止期間一ヶ月以上の場合に限り休止を認め、晝夜間又は夜間共一晝に付一ヶ月十五錢の休止料を定め需用家の便宜を計ることとした。

第三節 供給區域

伊豫水力電氣は明治三十三年七月二日、松山市、温泉郡、伊豫郡を以て其供給區域となすことを許可せられ、同三十六年一月十七日營業の許可を受け、同一月二十四日營業開始を届出た。其後松山市を中心とする隣接町村に對して配電線の延長をなし、明治四十三年七月二十六日には喜多郡大洲町外十一ヶ町村及越智郡菊間町の供給權を獲得し、電燈、電力に異常なる躍進をつづけた。

尤も大正二年四月一日には才賀商會破綻による窮境を打開するため、菊間川以東波止濱町外四ヶ町村を受援水力へ譲渡することとなつたけれども、大正五年十二月二十一日上浮穴郡柳谷村外二ヶ村喜多郡大洲村外十三ヶ村を併せ、伊豫鐵電となりてよりは、大正十年四月には我社と供給區域を同じうせる松山電氣軌道(松山市、三津濱町、道後湯之町)を合併して多年の競争による弊より脱して事業の基礎漸く成り、合併に次ぐに合併を以てするの時代を招來し、急激なる膨張發展の經過を辿つた。

即ち大正十一年六月一日には愛媛水力の合併により、今治町及、越智郡波止濱町外十八ヶ町村、周桑郡小松町外十五ヶ町村、新居郡西條町外十七ヶ町村及川上水力の合併により、温泉郡川上村一ヶ村を、大正十二年九月一日には廣見川水力を傘下に收めて、東宇和郡土居村外一ヶ村、北宇和郡泉村外四ヶ村を供給區域に編入した。次いで大正十四年十二月一日には宇和水電と合して、第二次伊豫鐵電を創立し、宇和島市、宇和四郡の内七十八ヶ町村、高知縣中村町外十二ヶ村を併せて、愈々其の大をなし、昭和二年四月十四日、周桑電氣を合して周桑郡中川村外一ヶ村、昭和三年六月一日には燈洋電氣及小田水電を收めて、宇摩郡三島町外二十一ヶ町村及德島縣、山城谷外一ヶ村、上浮穴郡小田町外二ヶ村の編入を以て縣下統一の大業成り剩さず愛媛、高知、德島の三縣に互る廣大なる供給區域を擁して新界に雄飛することとなつたのである。尙昭和十一年七月一日高知縣下の區域を高知縣電氣局に譲渡せるは既述の如くである。左に我社の供給區域の變遷を辿ると共に、各市町村別に點燈開始の跡を尋ねる事、しやう。

供給區域の點燈開始

町村の(呼稱は現在の呼稱に依り、合併せられたる町村は之を省く)

- 明治三十五年 松山市、温泉郡三津濱町
- 明治三十六年 温泉郡道後湯之町
- 三十九年 温泉郡新濱村
- 四十年 越智郡九和村、今治市
- 四十一年 温泉郡余土村、伊豫郡松前町、同郡中町、同北山崎村
- 四十五年 温泉郡味生村、同久枝村、同垣生村、字和島市、八幡濱市、北字和郡立間村、同吉田町、同立間尻村、同成妙村、同三間村、東字和郡野村町、同字和町、喜多郡内子町、同五十崎町、同大洲町、同新谷村、同栗津村、同白瀬村、同長濱町、伊豫郡中山町
- 六十二年 温泉郡湯山村、同桑原村、伊豫郡中村、越智郡立花村、同富田村、同桑部三芳村、越智郡龜岡村
- 五年 新居郡神戶村、同角野村、喜多郡三善村、温泉郡淺海村、伊豫郡園田村、高知縣幡多郡中村町、同下田町、同後川村、同東山村、同田之口村
- 六年 喜多郡南久米村、同大和村、上浮穴郡柳谷村、周桑郡周布村、同石根村、新居郡船木村、温泉郡石井村
- 七年 北字和郡高近村、同岩松町、同清瀨村、南字和郡東外海村、同御莊町、同城邊町、同藤倉村、伊豫郡北伊豫村
- 八年 宇摩郡寒川村、同中ノ庄村、同中曾根村、同三島町、同松柏村、同妻島村、同川之江町、同金田村、同上分町、同金生村、同新立村、同二名村、東字和郡後津村、同符江村
- 九年 東字和郡高山村、伊豫郡廣田村、新居郡橋村、宇摩郡關川村、同天満村、同藤崎村、同土居村、同小富士村、同津根村、同野田村、同豊岡村、喜多郡菅田村、北字和郡御旗村
- 十年 温泉郡浮穴村、同小野村、同南吉井村、同北吉井村、同興房島村、同瀨見村、同正岡村、同瀬波村、伊豫郡原町村、同砥部町、同上瀨村、上浮穴郡中津村、越智郡鴨部村、同滝川村、同清水村、同下朝倉村、周桑郡庄内村、喜多郡平野村、同藤生村、南字和郡

西外海村

- 十一年 伊豫郡佐禮谷村、同下瀨村、温泉郡久米村、同在原村、同坂本村、上浮穴郡田邊村、同小田町村、同桑川村、新居郡大生院村、同飯岡村、喜多郡大瀨村、同出海村、西字和郡磯津村、同三崎村、同神松名村、同四ノ濱村、同三根村、同町見村、同伊方村、同川上村、同眞穴村、東字和郡多田村、同中川村、同石城村、同横林村、同魚成村、同具吹村、同中筋村、北字和郡二名村、同好藤村、同旭村、同泉村、同畑地村、同奥南村、同桑村、同三浦村、同下波村、同遊子村、同藤淵村、同喜佐方村、同三島村、東字和郡下字和村、温泉郡伊台村、同五明村、同川上村、同拜志村、同三内村、同立岩村、西字和郡三島村、周桑郡徳田村、同榎樹村、同中川村、同田野村
- 十二年 越智郡上朝倉村、東字和郡土居村、同高川村、同玉津村、同田之筋村、同溪筋村、北字和郡明治村、同吉野生村、同愛治村、同日吉村、同北海村、同下瀨村、高知縣幡多郡八東村、同具同村、同藤岡村、徳島縣三好郡三名村、同山城谷村
- 十三年 南字和郡内海村、同一本松村、宇摩郡川瀬村、同上山村、喜多郡上須成村、上浮穴郡石山村
- 十四年 高知縣幡多郡大川筋村、同津大村、同江川崎村、同橋上村、東字和郡惣川村、同遊子川村、喜多郡大川村、同字和川村、同川邊村、同大谷村
- 十五年 喜多郡御成村、新居郡加茂村

第四節 事業成績

總損益

〔總收入〕ノ内譯「其他」ハ器具損料雜益等ヲ含ム

| 年次      | 總收入       | 内         |         |           | 總支出       | 純益金 |
|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|-----|
|         |           | 電燈料       | 電力料     | 其他        |           |     |
| 明治三十五年度 | 1,000,000 | 1,170,000 | 1       | 1,170,000 | 2,170,000 |     |
| 三十六年度   | 1,200,000 | 1,180,000 | 500,000 | 1,680,000 | 3,520,000 |     |





| 年次     | 定額電燈數  | 從量電燈數  | 總電燈數   | 定額%  | 從量%  |
|--------|--------|--------|--------|------|------|
| 五 年 上  | 一八,五三三 | 八,八二六  | 二七,三五九 | 九八・六 | 〇・四三 |
| 五 年 下  | 二〇,一八三 | 九,九一七  | 三〇,一〇〇 | 九九・五 | 〇・四三 |
| 六 年 上  | 二一,三三三 | 一〇,一七三 | 三一,五〇六 | 九九・五 | 〇・五七 |
| 六 年 下  | 二二,五三三 | 一一,一七三 | 三三,七〇六 | 九九・五 | 〇・六五 |
| 七 年 上  | 二三,五三三 | 一二,一七三 | 三五,七〇六 | 九九・五 | 〇・九九 |
| 七 年 下  | 二四,五三三 | 一三,一七三 | 三七,七〇六 | 九九・五 | 一・一三 |
| 八 年 上  | 二五,五三三 | 一四,一七三 | 三九,七〇六 | 九九・五 | 一・二七 |
| 八 年 下  | 二六,五三三 | 一五,一七三 | 四一,七〇六 | 九九・五 | 一・四一 |
| 九 年 上  | 二七,五三三 | 一六,一七三 | 四三,七〇六 | 九九・五 | 一・五五 |
| 九 年 下  | 二八,五三三 | 一七,一七三 | 四五,七〇六 | 九九・五 | 一・六九 |
| 十 年 上  | 二九,五三三 | 一八,一七三 | 四七,七〇六 | 九九・五 | 一・八三 |
| 十 年 下  | 三〇,五三三 | 一九,一七三 | 四九,七〇六 | 九九・五 | 一・九七 |
| 十一年 上  | 三一,五三三 | 二〇,一七三 | 五一,七〇六 | 九九・五 | 二・一一 |
| 十一年 下  | 三二,五三三 | 二一,一七三 | 五三,七〇六 | 九九・五 | 二・二五 |
| 十二年 上  | 三三,五三三 | 二二,一七三 | 五五,七〇六 | 九九・五 | 二・三九 |
| 十二年 下  | 三四,五三三 | 二三,一七三 | 五七,七〇六 | 九九・五 | 二・五三 |
| 十三年 上  | 三五,五三三 | 二四,一七三 | 五九,七〇六 | 九九・五 | 二・六七 |
| 十三年 下  | 三六,五三三 | 二五,一七三 | 六一,七〇六 | 九九・五 | 二・八一 |
| 十四年 上  | 三七,五三三 | 二六,一七三 | 六三,七〇六 | 九九・五 | 二・九五 |
| 十四年 下  | 三八,五三三 | 二七,一七三 | 六五,七〇六 | 九九・五 | 三・〇九 |
| 十五年 上  | 三九,五三三 | 二八,一七三 | 六七,七〇六 | 九九・五 | 三・二三 |
| 十五年 下  | 四〇,五三三 | 二九,一七三 | 六九,七〇六 | 九九・五 | 三・三七 |
| 昭和二年 上 | 四一,五三三 | 三〇,一七三 | 七一,七〇六 | 九九・五 | 三・五一 |
| 昭和二年 下 | 四二,五三三 | 三一,一七三 | 七三,七〇六 | 九九・五 | 三・六五 |

電 燈 數

(定額ノ中ニハ休燈、無料燈、不定時燈、社用燈ヲ含ム)

| 年次       | 定額電燈數  | 從量電燈數  | 總電燈數   | 定額%   | 從量% |
|----------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 三 年 上    | 一〇,三三三 | 八,八二六  | 一九,一五九 | 九八・六  | 四・三 |
| 三 年 下    | 一〇,三三三 | 九,九一七  | 二〇,二五〇 | 九八・六  | 四・三 |
| 四 年 上    | 一〇,三三三 | 一〇,一七三 | 二〇,五〇六 | 九八・六  | 四・三 |
| 四 年 下    | 一〇,三三三 | 一〇,一七三 | 二〇,五〇六 | 九八・六  | 四・三 |
| 五 年 上    | 一〇,三三三 | 一〇,一七三 | 二〇,五〇六 | 九八・六  | 四・三 |
| 五 年 下    | 一〇,三三三 | 一〇,一七三 | 二〇,五〇六 | 九八・六  | 四・三 |
| 六 年 上    | 一〇,三三三 | 一〇,一七三 | 二〇,五〇六 | 九八・六  | 四・三 |
| 六 年 下    | 一〇,三三三 | 一〇,一七三 | 二〇,五〇六 | 九八・六  | 四・三 |
| 七 年 上    | 一〇,三三三 | 一〇,一七三 | 二〇,五〇六 | 九八・六  | 四・三 |
| 七 年 下    | 一〇,三三三 | 一〇,一七三 | 二〇,五〇六 | 九八・六  | 四・三 |
| 八 年 上    | 一〇,三三三 | 一〇,一七三 | 二〇,五〇六 | 九八・六  | 四・三 |
| 八 年 下    | 一〇,三三三 | 一〇,一七三 | 二〇,五〇六 | 九八・六  | 四・三 |
| 九 年 上    | 一〇,三三三 | 一〇,一七三 | 二〇,五〇六 | 九八・六  | 四・三 |
| 九 年 下    | 一〇,三三三 | 一〇,一七三 | 二〇,五〇六 | 九八・六  | 四・三 |
| 十 年 上    | 一〇,三三三 | 一〇,一七三 | 二〇,五〇六 | 九八・六  | 四・三 |
| 十 年 下    | 一〇,三三三 | 一〇,一七三 | 二〇,五〇六 | 九八・六  | 四・三 |
| 明治三十五年 下 | 一一,〇〇一 | 一一,〇〇一 | 二二,〇〇二 | 一〇〇・〇 | 〇・〇 |
| 三十六年 上   | 一一,〇〇一 | 一一,〇〇一 | 二二,〇〇二 | 一〇〇・〇 | 〇・〇 |
| 三十六年 下   | 一一,〇〇一 | 一一,〇〇一 | 二二,〇〇二 | 一〇〇・〇 | 〇・〇 |







| 年次   | 一般電力  | 特約電力 | 總馬力數  |
|------|-------|------|-------|
| 六 年上 | 四,四二五 | 〇    | 一,一六六 |
| 七 年上 | 四,四九九 | 〇    | 一,一八六 |
| 八 年上 | 四,四四九 | 〇    | 一,二七三 |
| 九 年上 | 四,四六三 | 〇    | 一,三六六 |
| 十 年上 | 四,四四九 | 〇    | 一,四六七 |

電力馬力數

| 年次      | 一般電力  | 特約電力 | 總馬力數  |
|---------|-------|------|-------|
| 明治三十五年下 | 〇     | 〇    | 〇     |
| 三十六年上   | 一六〇   | 〇    | 一六〇   |
| 三十七年上   | 四〇〇   | 〇    | 四〇〇   |
| 三十八年上   | 六〇〇   | 〇    | 六〇〇   |
| 三十九年上   | 一,〇〇〇 | 〇    | 一,〇〇〇 |
| 四十年上    | 一,六〇〇 | 〇    | 一,六〇〇 |
| 四十一年上   | 二,〇〇〇 | 〇    | 二,〇〇〇 |
| 四十二年上   | 二,五〇〇 | 〇    | 二,五〇〇 |
| 大正元年下   | 三,〇〇〇 | 〇    | 三,〇〇〇 |
| 二 年上    | 三,六〇〇 | 〇    | 三,六〇〇 |
| 三 年上    | 四,二〇〇 | 〇    | 四,二〇〇 |
| 四 年上    | 四,八〇〇 | 〇    | 四,八〇〇 |
| 五 年上    | 五,四〇〇 | 〇    | 五,四〇〇 |
| 六 年上    | 六,〇〇〇 | 〇    | 六,〇〇〇 |
| 昭和二 年上  | 六,六〇〇 | 〇    | 六,六〇〇 |

家庭電氣契約キ口數

| 年次   | 契約キ口數 | 年次     | 契約キ口數 |
|------|-------|--------|-------|
| 七 年上 | 一,〇八六 | 三 年上   | 一,一〇六 |
| 八 年上 | 一,一八二 | 四 年上   | 一,一五二 |
| 九 年上 | 一,二九一 | 五 年上   | 一,二〇六 |
| 十 年上 | 一,三九七 | 六 年上   | 一,二六二 |
| 十一年上 | 一,五〇〇 | 七 年上   | 一,三一八 |
| 十二年上 | 一,六〇〇 | 八 年上   | 一,三七四 |
| 十三年上 | 一,七〇〇 | 九 年上   | 一,四三〇 |
| 十四年上 | 一,八〇〇 | 十 年上   | 一,四八六 |
| 十五年上 | 一,九〇〇 | 昭和二 年上 | 一,五四二 |

| 年次    | 定額  | 従量   | 總數  | 年次    | 定額  | 従量   | 總數  |
|-------|-----|------|-----|-------|-----|------|-----|
| 三十三年下 | 三・〇 | 三・〇〇 | 三・〇 | 十四年上  | 三・〇 | 一五・九 | 二・〇 |
| 三十三年上 | 一・九 | 一七・〇 | 三・〇 | 十四年下  | 一・九 | 一四・六 | 二・〇 |
| 三十二年下 | 一・九 | 一八・五 | 三・〇 | 十三年上  | 二・〇 | 一三・八 | 二・〇 |
| 三十二年上 | 一・九 | 一九・七 | 三・〇 | 十三年下  | 二・〇 | 一三・四 | 二・〇 |
| 三十一年下 | 一・九 | 二〇・七 | 三・〇 | 十二年上  | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 三十一年上 | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 十二年下  | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 三十年下  | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 十一年上  | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 三十年上  | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 十一年下  | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 二十九年下 | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 十年上   | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 二十九年上 | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 十年下   | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 二十八年下 | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 九年上   | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 二十八年上 | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 九年下   | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 二十七年下 | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 八年上   | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 二十七年上 | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 八年下   | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 二十六年下 | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 七年上   | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 二十六年上 | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 七年下   | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 二十五年下 | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 昭和二年上 | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 二十五年上 | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 昭和二年下 | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 二十四年下 | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 昭和二年上 | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 二十四年上 | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 昭和二年下 | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 二十三年下 | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 昭和二年上 | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |
| 二十三年上 | 一・九 | 二〇・八 | 三・〇 | 昭和二年下 | 二・〇 | 一三・〇 | 二・〇 |

| 年次      | 定額  | 従量  | 總數  | 年次    | 定額  | 従量  | 總數  |
|---------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|
| 明治三十五年下 | 三・九 | 三・〇 | 六・九 | 昭和二年上 | 三・三 | 三・〇 | 六・三 |
| 三十六年上   | 二・九 | 二・〇 | 四・九 | 昭和二年下 | 二・四 | 二・〇 | 四・四 |
| 三十六年下   | 二・九 | 二・〇 | 四・九 | 四十一年上 | 二・四 | 二・〇 | 四・四 |
| 三十七年上   | 二・九 | 二・〇 | 四・九 | 四十一年下 | 二・四 | 二・〇 | 四・四 |
| 三十七年下   | 二・九 | 二・〇 | 四・九 | 四十二年上 | 二・四 | 二・〇 | 四・四 |
| 三十八年上   | 二・九 | 二・〇 | 四・九 | 四十二年下 | 二・四 | 二・〇 | 四・四 |
| 三十八年下   | 二・九 | 二・〇 | 四・九 | 四十三年上 | 二・四 | 二・〇 | 四・四 |
| 三十九年上   | 二・九 | 二・〇 | 四・九 | 四十三年下 | 二・四 | 二・〇 | 四・四 |
| 三十九年下   | 二・九 | 二・〇 | 四・九 | 四十四年上 | 二・四 | 二・〇 | 四・四 |
| 四十年上    | 二・九 | 二・〇 | 四・九 | 四十四年下 | 二・四 | 二・〇 | 四・四 |
| 四十年下    | 二・九 | 二・〇 | 四・九 | 四十五年上 | 二・四 | 二・〇 | 四・四 |
|         |     |     |     | 大正元年上 | 一・九 | 〇・〇 | 一・九 |
|         |     |     |     | 大正元年下 | 一・九 | 〇・〇 | 一・九 |

一 需用家當り燈數

第四編 計理

定額電燈平均燭光數

| 年次      | 平均燭光  | 年次          | 平均燭光  | 年次         | 平均燭光 |
|---------|-------|-------------|-------|------------|------|
| 明治三十六年上 | 100.5 | 大正<br>四十五年上 | 101.2 | 昭和<br>九 年上 | 74.1 |
| 下       | 100.5 |             | 8.9   |            | 8.5  |
| 三十七年上   | 100.4 | 元年下         | 7.3   | 十 年上       | 8.4  |
| 下       | 100.3 | 二年上         | 7.6   | 下          | 9.4  |
| 三十八年上   | 100.3 | 三年上         | 6.8   | 十一年上       | 10.4 |
| 下       | 100.2 | 四年上         | 6.6   | 下          | 10.4 |
| 三十九年上   | 100.2 | 五年上         | 6.6   | 十二年上       | 10.6 |
| 下       | 100.1 | 六年上         | 6.6   | 下          | 10.6 |
| 四十年上    | 100.1 | 七年上         | 6.7   | 十三年上       | 10.4 |
| 下       | 100.1 | 八年上         | 6.7   | 下          | 10.4 |
| 四十一年上   | 100.1 | 九年上         | 6.7   | 十四年上       | 10.4 |
| 下       | 100.1 | 十年上         | 6.7   | 下          | 10.4 |
| 四十二年上   | 100.1 | 元年下         | 6.6   | 十五年上       | 10.4 |
| 下       | 100.1 | 二年下         | 6.6   | 下          | 10.4 |
| 四十三年上   | 100.1 | 三年下         | 6.6   | 十六年上       | 10.4 |
| 下       | 100.1 | 四年下         | 6.6   | 下          | 10.4 |
| 四十四年上   | 100.1 | 五年下         | 6.6   | 十七年上       | 10.4 |
| 下       | 100.1 | 六年下         | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 七年下         | 6.6   | 十八年上       | 10.4 |
|         |       | 八年下         | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 九年下         | 6.6   | 十九年上       | 10.4 |
|         |       | 十年下         | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 十一年下        | 6.6   | 二十年上       | 10.4 |
|         |       | 十二年下        | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 十三年下        | 6.6   | 二十一年上      | 10.4 |
|         |       | 十四年下        | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 十五年下        | 6.6   | 二十二年上      | 10.4 |
|         |       | 十六年下        | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 十七年下        | 6.6   | 二十三年上      | 10.4 |
|         |       | 十八年下        | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 十九年下        | 6.6   | 二十四年上      | 10.4 |
|         |       | 二十年下        | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 二十一年下       | 6.6   | 二十五年上      | 10.4 |
|         |       | 二十二年下       | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 二十三年下       | 6.6   | 二十六年上      | 10.4 |
|         |       | 二十四年下       | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 二十五年下       | 6.6   | 二十七年上      | 10.4 |
|         |       | 二十六年下       | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 二十七年下       | 6.6   | 二十八年上      | 10.4 |
|         |       | 二十八年下       | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 二十九年下       | 6.6   | 二十九年上      | 10.4 |
|         |       | 三十年下        | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 三十一年下       | 6.6   | 三十年上       | 10.4 |
|         |       | 三十二年下       | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 三十三年下       | 6.6   | 三十一年上      | 10.4 |
|         |       | 三十四年下       | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 三十五年下       | 6.6   | 三十二年上      | 10.4 |
|         |       | 三十六年下       | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 三十七年下       | 6.6   | 三十三年上      | 10.4 |
|         |       | 三十八年下       | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 三十九年下       | 6.6   | 三十四年上      | 10.4 |
|         |       | 四十年下        | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 四十一年下       | 6.6   | 三十五年上      | 10.4 |
|         |       | 四十二年下       | 6.6   | 下          | 10.4 |
|         |       | 四十三年下       | 6.6   | 三十六年上      | 10.4 |
|         |       | 四十四年下       | 6.6   | 下          | 10.4 |

## 第四編 計 理

### 第一章 資 金

#### 第一節 伊豫鐵道時代

當社創立當時は義にも述べたやうに、斯業に對する理解者殆んど皆無の状態であつたから、建設資金募集の苦勞は筆紙に盡し難いものがあつた。

建設費豫算額の四萬六千六百六十一圓に對して、株式申込額は四萬三千百十五圓に達したが、拂込の出來たのは三萬七千百十五圓に過ぎず、當時松山藩卒族が政府から交附を受けた投産金は、全く發企人の期待を裏切り僅かに百餘圓を當社のために投資せられたのみであつた。

遂に豫定額に達しなかつたけれども、たゞ最善を盡して邁進すべく、資本金を四萬圓と定めて第一回株主總會を開いたのが明治廿年九月十四日であつた。

現在三千萬圓を超える巨資と、別掲の通り多くの保留金と借入金で、悠々運営されてゐる状態と照し合せて斯くも小資金で然も夫れが極度の募集難であつたことは眞に隔世の感無きを得ない。

開業直前の所要資金總額五萬四千九百五圓餘は株式拂込金で不足したことは謂ふ迄も無く、事業の成否さえ危まれてゐた當時のことであるから、僅に千百の借入金も容易に調はず、辛ふじて役員個人の連帯保證により資金の融通を得て漸く開業の運びに至つた。併し開業後の成績は世人の意外とする程良好であつて、實に之こそ今日五十年の過去を種々の感激を以て顧る迄に事業の隆昌を基礎附けた

ものである。

斯くて多大の困難と闘ひつゝ、十圓株は四圓六圓に、五圓株は二圓三圓に分けて拂込を終り、明治二十二年一月十九日に二萬圓増資を決議する業績を辿ることゝなつた。

第一區と稱した松山高濱間は順調な成績を擧げて進んで来たが、所謂第二區の平井方面への線路延長が受益者からの熱望によつて實現されんとするや、新線の危険により第一區株主は既得権の減殺されんことを慮れて容易に同意しなかつた。そこで已むを得ず同一會社であり乍ら勘定分離の案が樹てられ、第二區資本としては別個に株式を募集し、尙不足する資金に對しては第二區の負擔として借入金に據ることゝして起工せられたのであつた。

今日地方鐵道法に後配株なるものが認められてゐるが、此の第一區第二區の區別は非常に類似してゐることも面白い事象である。果して第二區開業の結果は收支價はず、第一區の隆々たる好成绩に比すべくも無く、殊に法はかゝる變則會社の存在を許さない事は勿論であり、勘定統一が臨時株主總會に附議され第一區の株主が二區に比し二割の増價を獲ることゝなり、常態に復したのが明治二十六年六月のことであつた。

平井線の建設資金調達に當地方に於て極めて困難であつたことは、地方の事業でありながら直接に遠隔の地大阪から資金が借入金として入つてくる端緒を作つたことでも知られる。即ち大阪第二百二十一銀行から、鐵道を擔保として四萬圓の借入が成立したのがそれである。

併しながら漸次業績の順境に向ふと共に、資本金を拾四萬五千圓に増加し、株式募集も順調に進みこの拂込金を以て前述の借入金を返済した。

創立以來残存する舊株十圓券六千株は、明治廿九年末五拾圓株一千二百株に變更統一し、順次企圖着工された森松線延長は、明治二十九年一月二十六日開業、又平井驛以東横河原線延長は明治三十二年十月四日開業し、之等の資金は資本金を三十萬圓に増額して充當し、事業の擴張と社務の整理に一步を踏み出したのであつた。

當時當社の外に道後鐵道、南豫鐵道の二鐵道があり、互に分離して三鐵道が鼎立の状態であつたが、地方運輸交通業本來の利便に基

き、明治三十三年四月三十日限り兩社は解散し我社に合併さるゝに至つた。

尙後記の如き恐慌にも差して大なる影響を蒙ることなく、大正五年十二月三十一日伊豫水力電氣を合併するに至る迄、専ら地方狀勢の進展に順應して高濱線延長並に高濱開港を以て船車の連絡を圖り、又道後線を電化する等設備の改善と旅客貨物運輸の便益増大に力を致し、之等に要した資金は、資本の増加されること三回、明治四十年九月三十日には資本金總額百二十萬圓となり、適宜之が拂込をなして調達せられたのである。

### 恐 慌

明治卅四年四月十六日我社社長たる古畑寅藏氏の主宰する大阪の第七十九銀行は、先づ當時の財界狂亂の波及を蒙つて突如取付に遭ふて支拂停止の已むなきに到り、遂に大阪財界を未曾有の恐慌に沈淪せしめた。當時我社株式の殆んど半數は古畑氏の支配する處であつたから、同行の破綻は延いて我社に及ぶものとの見透しから、我社は世間の疑惑の焦點となり中には偽造の株券があるとさえ宣傳する者があつた。一方古畑氏所有の株券は横々競賣處分に附せられたので、當時七十圓内外の時價を保つた我社の株價は一時半額以下に暴落し、尙且つ買ふものもない有様で、我社株式相場は開業以來時には額面の倍額に達した事さえあるも、額面を割つた事は嘗てなかつたので株主及び銀行の恐怖は其の極に達した。

これがため古畑氏は責を引いて同年四月廿四日辭職し、同氏系統の役員も亦補を連ねて退任したのである。只斯る環境の内に在つて會社當局者のみは自若として最善の處置を講じて行つた。それは古畑氏は我社の社長とは云ひながら、會社の實務は専務取締役の井上要氏に一任せられ全く直接社務に掌つてゐなかつたので、同行の破綻は我社の實質に何等累を及ぼさず管なく、只同行に預けた約二萬圓の預金を喪つたに過ぎないからである。依つて鐵道の改良と資金の増進計劃は此の恐慌中にも着々進行し我社の健全性は漸次内外の認めらる處となつた。

古畑氏關係の株券で競賣の際餘儀なく役員を買受けたものと、銀行擔保の株式とは、併せて數千株に上つたが之等は會社の内容の判明と共に、住友始め地方有力者の引受ける處となり、株主は勿論銀行にも些の損失を興えず、却つて會社は有力な株主を得て益々其の

盤價を博し、社の基礎は愈々堅實となるに至つたのであつた。之れより先明治廿七年に、當社の株式は初めて大阪株式取引所の建株として定期の買買が開始せられてゐる。此極めて少ない田舎株の定期買買は始めは何人も問題にしまつた處であるが、間もなくその株數の少ないのを見込んで十圓株の買占めが始まり、忽ち相場は急騰して十三四圓から十八九圓になり、一時は天井知らずの状態となつて終に取引停止を見るに至つたこともあり、又古畑氏が買偏つたときは五十圓株が六七十圓以上に暴騰を重ねたものであつた。

## 第二節 伊豫水力電氣時代

當社現在の電氣事業の根幹をなす伊豫水力電氣株式會社は、その設立前に資本金十萬圓の松山電燈株式會社と資本金二十萬圓の伊豫水力電氣株式會社がその成立を競はんとしたものが、明治二十九年十月居申調停が成つて二十萬圓の資本金で生れ出でんとしたものである。

然るにこの會社も亦財界の不況に災され、極度の株式募集難となり幾度か中止の憂目を見んとしながら、漸く明治三十四年四月十五萬圓に減資して額運を挽回せんと努力が續けられたものであつた。又其工事施行期日の延期を出願して、その間株式の募集に奔走したが活路は何處にも見出せず、たゞたゞ環境の悪化に悩むのみであつた。

然るに此の時當時我國電氣事業に感星的存在を顯はれた才賀藤吉氏が松山紡績會社（現倉敷紡績松山工場）の技師長野正吉氏からの書面によつて「必要とあらば投資する」と云ふ眞に起死回生の快報に接し以來才賀氏が我が伊豫の松山と密接不離の關係を結ぶこととなり、連日連夜の募資難に身心共に疲れ果てた各發金人を奮躍させることとなつた。こゝに於て話は全く好轉して明治三十四年七月十三日資本金は三度び變更せられて、十三萬圓とし、其半數を才賀氏が引受け、第一回の拂込を完了して生みの悩みを完全に離脱したのである。

開業直後の發展は目覺ましいものであつて、資金が不足したことは勿論である。常に借入金を利用してゐたが、明治三十九年三十萬圓に増資し、公募の八百株には少なからぬプレミアムが附き平均價額は五十六圓五十三錢、設立當時の資金難は全く解消して了つた。

次で石手川槽井手發電所の不許可により方向を轉じて面河川に發電所建設の議が起り、明治四十年九十萬圓の増資を計畫、此の株式一萬八千は額面拂込金の外金九萬圓以上を配當準備として寄附せしむべき條件で確實なシンジケートに引受けしめ、此の内特に一萬二千株は現在の株式六千株に對し一對二の割合で最低五圓のプレミアムを附し、株主はシンジケートより譲り受ける権利のあることを決議、才賀氏始め役員自らシンジケートを作つて引受けすることとした。然るに面河川流域を詳細に調査の結果更に規模を擴大して一萬キロ程度の發電所建設に計畫を變更することとなるや、この九十萬圓増資を改めて百七十萬圓増資、總資本金を二百萬圓とすることとなつた。

面河川の測量が具體化するや中津村に六千馬力の發電所建設に再度設計變更決定の結果増資額は百萬圓、總資本金百三十萬圓とすることに愈々確定、明治四十一年に第一回四分の一の拂込を了り一躍百三十萬圓の資本金を擁することになつた。此の増資額に對しては配當準備として七萬圓を寄附せしめる條件で引受側に引受けせしめ、現在の株主は一株につき三株の割合で三圓五十錢以上のプレミアム附で譲り受けることとして調停を終つた。幾度かの設計變更が餘儀なくされ全力を盡して實現に力めた面河川發電所は、支流黒川が更に優越なる地點を持つことを確認せられるに至り面河川發電所の具體化は一先づ中止することとなり四十萬圓を投じて黒川發電所建設に邁進することに變更決定し、高知銀行から五十萬圓を借入れ建設資金に充當した。此の借入金は後に日本生命、帝國生命兩保險會社からの借入金八十萬圓を以て返済せられた。

大正元年奇傑才賀藤吉氏失脚するや當社の受けた打撃の甚大であつたことは勿論である。當時の當社は拂込資本金八十萬圓、負債百二十萬圓、外に才賀氏個人の手に裏書した保證債務約四十萬を有し才賀氏は別に此地方に於て百數十萬圓の借入金を有してゐたのであつて、才賀氏破綻が一度び發表せられるや多くの債權者が殺到して或は元金を或は利子を強硬に要請して不安の空氣は濃くなる一方であつた。株價も七十圓を稱へられてゐたものが如何程低下しても買はうとする者が無く、大正元年前期の決算に於ては創業以來久しく一割以上一割五歩、六歩迄の配當を繼續したものが突然無配當の承認を求めざるを得ない立場になつた。然るになか／＼總會の承認する處とならなかつたが大正二年上半年期が差引缺損金三萬一千三百八十圓を發表するに至つて當社は將に才賀氏と其運命を共にせざるを得ぬ状態となり、株主の選舉した調査委員が漸く決定した整理案が同年九月の株主總會に於て承認せられ、新役員によつて更生の經

營を見るに至り一先づ難關を切り抜けることゝなつた。  
その整理案は次の通りである。

- 一、才賀藤吉氏の債務は差引残金十九萬五千七百七十一圓三十七錢とし之に對して金一萬圓は手形、金五萬圓は社債、金十三萬五千七百五十圓は株式を日本興業株式會社より受取りて決済するものとし端金二十一圓三十七錢は之を切り捨て當會社の負擔とす。
- 一、第二十三回決算假拂金中千九百三十八圓四十六錢五厘（伊豫織布會社利子立替）同百九十八圓六十七錢五厘（伊豫製紙會社利子立替）並に未収入金中六千三百四十四圓九十錢（才賀氏債務利子）は當會社の負擔とし之を諸損中に計算す。
- 一、現任取締役は就任中取扱の事項に附いて當會社の損害となるべき金目に對しては連帶して責任を負ふべきことを明言し其誠意を表せり。
- 一、當社興業費金十六萬九千二百一十一圓九錢四厘は償却すべきものと認む。其内千三百五十五圓六十六錢（諸稅）一萬二千五百五十四圓九十六錢四厘（旅費及雜費）一萬三千四百四十四圓六十二錢四厘は諸損中に加へ其餘は漸次償却するものとす。
- 一、借入金及支拂手形合計金百七十七萬六千二百五圓六十錢の内八十萬圓を除くの外は短期の借入にして其内高利のもの少なからず之に加ふるに今後事業擴張の資金十四萬圓を要すべきに依り、此際約五十萬圓の財源を求め債務を整理し且事業の發展を計らざる可からず、依て其内二十五萬圓は株金拂込をなし其餘は借入金又は社債發行に依り資金を調達するものとし、株金拂込の金額、時期及借入社債に關する決定は之を重役に一任するものとす。
- 斯くて着々整理を斷行し才賀氏の事業及び資産負債は日本興業株式會社に於て繼承する一方、當社社内は借入金の低利借替、貯藏品未収入金の償却、回収が遂行せられ、利益配當も大正三年下半年期から四半を復活、前途の光明を見出すことゝなつたのである。

一大難關を切り抜けて甦生の第一歩を踏み出しはしたものの、そして計理内容も顧調であるとはいふものすべての資産は随分高く評價せられ、曾て償却を行ふて居らず、電力不足のため新發電所の設立を必要とし約百萬圓の資金が望ましい頃であるのに略々拂込額に近い借入金を抱いてゐる當時、資金の調達は極めて困難なものがあつた。茲に於て唯一の打開策は斷の一字あるのみとして一部の異

議者の反對を押し切つて五十萬圓を減資して資本金を八十萬圓とし伊豫鐵道株式會社に合併することゝなり、當社は大正五年十二月三十一日限り解散、伊豫鐵道電氣株式會社が成立することゝなつたのである。

### 第三節 伊豫鐵電時代

伊豫鐵道株式會社が伊豫水力電氣株式會社を合併して伊豫鐵道電氣株式會社となり二百萬圓の資本金と約六十萬圓の借入金によつて營業繼續九朱の配當が維持せられて來た。當時電力需用の増加に備へた第二黒川發電所三千七百五十キロの水利權は鏡原の阪神の久原鈴木兩氏に許可せられず當社が目的を達することゝなり直ちに起工、之に要する資金百萬圓並びに伊豫水電から引續いた負債併済に充てるため大正七年二百萬圓を増資して四百萬圓の資本金を擁することゝなつた。

大正七年初頭活動寫眞松山館から出火して不幸延焼した我社の損害金は五萬六千二百四圓、保險金收受三萬四千四百圓であつたが營業繼續に大なる支障の無かつたことは不幸中の幸であつた。新築工事は大正八年三月末に落成十一萬五千三百三十三圓を要した。

高濱火力發電所を建設した南海電氣株式會社合併のため大正九年六月三十日資本金六十萬圓を増加、高濱火力發電所の項に別掲の通り二十一萬圓を以て四十八萬圓の資産を買取つたことになり、交付金を差引いた較差金二十四萬九千三百三十圓餘はすべて固定資産の償却に充て、資産内容の改善に資した。合併後益々建設を急いでゐる高濱火力發電所と第二黒川發電所の工事資金として日本興業銀行から借入れた五十萬圓は未拂込株金の徴收によつて返済、當時資金の調達は極めて圓滑に行はれた。

松山電氣軌道株式會社が伊豫鐵道へ合併の議があつたのは前後三回、俊敏を以て鳴る福澤桃介氏も乗り出して種々努力を惜しまれなかつた程であつたが、未だ大勢は合併契約の成就を見なかつたのである。然るに大正九年十二月一切の難題が洗ひ流されて松山電氣軌道は準備工作として行はれた八朱配當の最優先株四十萬圓募集、負債支拂の資源が成つて、同社が創設した松山電氣興業株式會社と共に伊豫鐵道電氣株式會社に合併、多年の懸案が解決した。之により當社は資本金一百六萬圓を増加したのであるが此の増加資本に對しては大正十年四月一日五十圓拂込済七千二百株、二十五圓拂込済一萬四千株を發行した。

大正十一年六月一日愛媛水力電気株式会社並びに川上水力電気株式会社を合併して一千六百五十萬圓の資本金になった。元來愛媛水力は需用豊富な地盤を擁して電源を乏しき、世は世界大戦の利権を受けて好況の波に躍つてゐる頃であつて電力は百數十圓、電燈は數圓の權利金を附して賣買せられてゐた時代であり、伊豫鐵電には有望な發電地盤多く需用者を求めてゐたものである。兩社の合併は極めて朗かに、愛媛水力は今までの資本金百五十萬圓を三倍して四百五十萬圓とし、株主には一株につき二株を割當て、伊豫鐵電は資本金五百六十六萬圓を一千九十五萬圓に増加して兩社對等で行はれた。當時十二圓五十錢拂込の新株は少くも倍額以上の市價を持つる有様であつた。

兩社の合併により供給區域の擴大と發電設備の充實が漸く著しくなつて來たが、最早や世人の認識と時代の景況とは資金難に喘ぐことは無くなり、廣見川水力電気株式会社を併合後更に兩豫に實質な營業を續けてゐた資本金五百六十萬圓の宇和水電株式会社と合併の爲、伊豫鐵道電気株式会社並びに宇和水電株式会社兩社とも一應解散して新に伊豫鐵道電気株式会社を組織するに至つては未拂込株金の適宜徴收、借入金の調達或は社債發行等による合理的運営と内容緊實に伴ひ蓄積された各種保留金の活用と相俟つて躍進また發展の一路を進るに至つたのである。

宇和水電と伊豫鐵電との合併は兩社出資金の割當資産の評価に當り從來の慣行と全く趣を異にした。即ち兩社資産の均衡を保つがために伊豫鐵電の資本を三割六分増しと評定し、此の割増し株は資産の評価増加と積立金充當を以て其株主に交附することとしたのである。宇和水電も頗る有利であつて資本の切捨の要はなかつた。

前述伊豫鐵電の増し株の妥當なるに就ては監督官廳に於ても精査を遂げたところであつて、結局三十八年の久しい經營期間中種々に蓄積節約した粒々辛苦の報ひに外ならぬと信する。當時伊豫鐵電の資本金一千六百七十萬圓、宇和水電五百六十萬圓合計二千二百三十萬圓となるべきものが二千八百三十一萬二千圓とせられた所以である。元伊豫鐵道電気株式会社と元宇和水電株式会社は消滅し茲に新しい伊豫鐵道電気株式会社が誕生した、時に大正十四年十二月一日である。

曩に宇摩郡一圓の電気事業が東豫水力電気株式会社として生れ、帝國電燈株式会社に合併後岡崎市有力者に買収されて盛洋電気株式

会社となり、當社へ合併したのは昭和三年六月のことである。盛洋の株式十株に對し伊豫鐵電八株八分を交附し、當社は資本金二百六十四萬圓を増加し小田水力電気株式会社に合併による三萬五千圓の資本金増加と合せて終に三千九十八萬七千圓の大資本金となり内容規模共に充實し、新界驛に見る優位の現在に至つてゐる。

憶へば二呎六吋輕便鐵道の元祖を誇り線路用地はすべて一坪十錢宛、現松山市驛附近の市街地は一坪最高廿五錢づつで樂々と纏まり一哩の建設費六萬圓に満たぬといふ今日世人の想像を許さない有利な施設を、改築して、時代に背反しないやう一坪の田面にも百圓餘を要求されて採算上の不利頗る大なるを忍び、三呎六吋最新式の輕快なボギー電車を最速滿點の複線に滑走させるために百五十萬圓を投じ、又水力發電の粹を見せてゐる景勝の地面河の七千キロ發電所に二百三十萬圓、四國のマンチエヌター令治に聳え立つ大煙突で湯水の不安を一掃する一萬七千キロの火力發電所建設に要した二百七十萬圓、樽原水電全株式肩替り並に同社投資に要した百萬圓等々幾多の新施設改良其他に投ぜられた資金は莫大なものであるが、最早苦難時代の募資難は一場の昔慚しに過ぎぬものとなり、に拂込徴收短期借入、社債と適宜調運に運ばれて來たことは時代の流れもさることながら當社内容の充實を物語るものでなくて何であらう。

目下工事中の第三面河發電所、樽原水電よりの受託投資の樽原川第二發電所其他に要する資金は我國電力界並財界の流れに順應して何等の不安なく圓滑に適宜調達せられる機運にある。

昭和十一年五月十五日第一回い號物上擔保付社債五百萬圓繰上償還は有利なる短期借入金に振り替えられ、之が返済は同年六月一日徴收の株式第四回拂込金二百四十三萬餘圓並同年七月一日高知縣下の供給地域を高知縣に譲渡したる七十五萬圓の代償及同縣下に在る關係会社四國水電株式会社の同様譲渡收受金と併せ充當された。

之等は我社の資金關係の好轉に大いに與るものであり、近くは新株式第四回拂込の徴收と新株の満株を持つて行はれんとする資本金四千二百萬圓への増資は我社の勇飛に資するものである。



第四節 資金の内容

事業固定資産を構成する資金の内容は期を追ふて表示すると次の通りである。  
 當初資金は専ら株主投資に據つたが、財界の状況は株主投資・社内留保の自己資本の外に長期或は短期の借入金・社債等の社外資本を混用するの有利なるを示すに至つたので、我社も適宜運用の合理策を採用し來つたのであり、之等の投資比率は次表により窺ひ知れる。

| 年次       | 株主投資  | 社内留保利益 | 社債借入  | 其他(運轉用) | 合計(固定資産) |
|----------|-------|--------|-------|---------|----------|
| 明治十九年十二月 | 三、二五〇 | 六四     | 八、〇〇〇 | 五五〇     | 四、七五〇    |
| 二十二年上    | 五、一〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 五、九〇〇    |
| 二十二年下    | 五、四〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 六、一〇〇    |
| 二十三年上    | 五、〇五〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 五、九〇〇    |
| 二十三年下    | 五、七〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 六、一〇〇    |
| 二十四年上    | 六、〇〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 六、三〇〇    |
| 二十四年下    | 六、四〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 六、五〇〇    |
| 二十五年上    | 六、六〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 六、七〇〇    |
| 二十五年下    | 六、八〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 六、九〇〇    |
| 二十六年上    | 七、〇〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 七、一〇〇    |
| 二十六年下    | 七、二〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 七、三〇〇    |
| 二十七年上    | 七、四〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 七、五〇〇    |
| 二十七年下    | 七、六〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 七、七〇〇    |
| 二十八年上    | 七、八〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 七、九〇〇    |
| 二十八年下    | 八、〇〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 八、一〇〇    |

| 年次    | 株主投資   | 社内留保利益 | 社債借入  | 其他(運轉用) | 合計(固定資産)   |
|-------|--------|--------|-------|---------|------------|
| 二十九年上 | 八、二〇〇  | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 八、九〇〇      |
| 二十九年下 | 八、四〇〇  | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 九、一〇〇      |
| 三十年上  | 八、六〇〇  | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 九、三〇〇      |
| 三十年下  | 八、八〇〇  | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 九、五〇〇      |
| 三十一年上 | 九、〇〇〇  | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 九、七〇〇      |
| 三十一年下 | 九、二〇〇  | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 九、九〇〇      |
| 三十二年上 | 九、四〇〇  | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、一〇〇     |
| 三十二年下 | 九、六〇〇  | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、三〇〇     |
| 三十三年上 | 九、八〇〇  | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、五〇〇     |
| 三十三年下 | 一〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、七〇〇     |
| 三十四年上 | 一〇、二〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、九〇〇     |
| 三十四年下 | 一〇、四〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、一、〇〇〇   |
| 三十五年上 | 一〇、六〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、三、〇〇〇   |
| 三十五年下 | 一〇、八〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、五、〇〇〇   |
| 三十六年上 | 一〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、七、〇〇〇   |
| 三十六年下 | 一〇、二〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、九、〇〇〇   |
| 三十七年上 | 一〇、四〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、一、一〇〇   |
| 三十七年下 | 一〇、六〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、三、三〇〇   |
| 三十八年上 | 一〇、八〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、五、五〇〇   |
| 三十八年下 | 一〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、七、七〇〇   |
| 三十九年上 | 一〇、二〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、九、九〇〇   |
| 三十九年下 | 一〇、四〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、一、二、〇〇〇 |
| 四十年上  | 一〇、六〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、三、四〇〇   |
| 四十年下  | 一〇、八〇〇 | 一、〇〇〇  | 一、五〇〇 | 二五〇     | 一〇、五、六〇〇   |



第一章 資 金

| 昭和 | 六年下        | 七年上       | 八年上       | 九年上       | 十年上       | 十一年上      |
|----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|    | 三、四、八、〇〇〇  | 三、四、八、〇〇〇 | 三、四、八、〇〇〇 | 三、四、八、〇〇〇 | 三、四、八、〇〇〇 | 三、四、八、〇〇〇 |
|    | 七、〇〇〇      | 七、〇〇〇     | 七、〇〇〇     | 七、〇〇〇     | 七、〇〇〇     | 七、〇〇〇     |
|    | 二、六、六、四、九〇 | 三、三、三、三、三 | 三、三、三、三、三 | 三、三、三、三、三 | 三、三、三、三、三 | 三、三、三、三、三 |
|    | 六、六        | 六、六       | 六、六       | 六、六       | 六、六       | 六、六       |
|    | 五、〇〇〇、〇〇〇  | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 |
|    | 一、三、三、三、三  | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 |
|    | 一、三、三、三、三  | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 |
|    | 一、三、三、三、三  | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 |
|    | 一、三、三、三、三  | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 | 一、三、三、三、三 |

備考 留保利益ニハ繰越利益並ニ純益處分ニヨル社内留保ヲ含ム

第二章 株式

前章に述べた通り資金調達は幾多の苦闘史を展開してゐるのであるが、元來地方の事業として土着の投資家によつて組成せられたものであるから、長い間には或は一部中央の事業家が大部分の株式を所有して運営せられた事もあつたが最初二百七十三人の株主から現在に至る間他の殆んどすべての時期に在つては資金の方面に於ても縣民の福利と終始し來つた。

一面株式の市場價格も幾多の變遷はあつたけれども、顯著なる業績と充實した内容を一般に認められた近年は投機心を煽る様な變動は更々なく又市場への流物少くむしろ有利堅實なる世襲財産的整備を有するものとし縣下に重要な地位を確保する状態である。

【新株式第五回拂込を見越しての最近の價格は舊株六十五圓五十錢位、新株（四十二圓五十錢拂込）五十七圓位である。昭和十一年九月一日調】

現在の株式分布状態を見ると次の通りであつて、株主數及び株式數何れも約九割迄が縣内の人によつて占められ、總株主六千九百十二人中縣外の者は僅かに七百人、總株數六十一萬九千七百四十株の内縣外に在るものは八萬二千餘に過ぎない。

株式分布表

(昭和十年十一月末現在)

株主人員 六、九二名 舊株 二九四、六三三株 新株 三三三、一一八株 合計 六一九、七四〇株

| 府縣別    | 株主人員 | 株式數    |        | 合計     |
|--------|------|--------|--------|--------|
|        |      | 舊株     | 新株     |        |
| (關東地方) |      |        |        |        |
| 東京     | 一一五  | 一一、六三〇 | 一六、五四二 | 二九、一七二 |
| 栃木     | 一〇   | 一〇     | —      | 一〇     |
| 茨城     | 二    | 六八     | 七三     | 一四一    |
| 第二章 株式 |      |        |        | 六三七    |

| 第二章 式 |             |             |        |       | 第二章 式 |       |       |       |       |
|-------|-------------|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 九州地方  |             |             |        |       | 中國地方  |       |       |       |       |
| 計     | 大宮鹿長熊佐福     | 計           | 山廣島岡   | 計     | 兵大京三  |       |       |       |       |
| 分     | 兒           | 口島根山        |        | 庫阪都重  |       |       |       |       |       |
| 四八    | 一〇六一八二一〇    | 八三 二四七 一一二  | 二二 五六六 | 一三三   | 一八三   | 二二〇   | 二二二   | 二二二   | 二二二   |
| 二、〇五八 | 一九七 六二六 八〇一 | 四、三八四 五六六   | 二〇〇    | 二、二五一 | 二、二五一 | 七〇九   | 二、八八〇 | 二、二二  | 二、二二  |
| 二、二〇  | 二二六 一〇〇     | 一、六九六 一、六〇八 | 一、六〇八  | 一、三三〇 | 一、三三〇 | 一、三三〇 | 一、三三〇 | 一、三三〇 | 一、三三〇 |
| 二、二〇  | 二二六 一〇〇     | 一、六九六 一、六〇八 | 一、六〇八  | 一、三三〇 | 一、三三〇 | 一、三三〇 | 一、三三〇 | 一、三三〇 | 一、三三〇 |
| 四、一六八 | 二二四一 二二四一   | 一、六九六 一、六〇八 | 一、六〇八  | 一、三三〇 | 一、三三〇 | 一、三三〇 | 一、三三〇 | 一、三三〇 | 一、三三〇 |

| 第二章 式   |                            |      |                |         | 第二章 式 |       |       |       |       |
|---------|----------------------------|------|----------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 畿地方     |                            |      |                |         | 畿地方   |       |       |       |       |
| 計       | 愛石鼓富靜山新                    | 計    | 宮山青            | 計       | 千神    |       |       |       |       |
| 知川阜山岡梨湯 | 城形森                        | 千奈川  |                |         |       |       |       |       |       |
| 一、二一六   | 一、一三三 一、一三三 一、一三三 一、一三三    | 一、四四 | 一、三三 一、三三 一、三三 | 一、四四    | 一、四四  | 一、四四  | 一、四四  | 一、四四  | 一、四四  |
| 一、九三二   | 一、三〇九 五、一〇 一、三三 一、〇 一、〇 六〇 | 一、〇  | 二〇 二〇 一 一      | 一、三、六一四 | 八九六   | 四〇三   | 四〇三   | 四〇三   | 四〇三   |
| 三、四九九   | 二、七二四 四九八 九四 一 七九 三〇       | 四〇   | 三四九 一四三 一五二 五四 | 一、七〇五八  | 四〇    | 四〇三   | 四〇三   | 四〇三   | 四〇三   |
| 五、三八一   | 一、〇〇八 一、一七 一〇 八九 九〇        | 四四   | 一六三 一五二 五四     | 三、〇六七二  | 五〇    | 一、二九九 | 一、二九九 | 一、二九九 | 一、二九九 |

(四) 國 地 方

| 計       | 高 知     |       | 愛 媛     |       | 香 川     |       | 德 島     |       |
|---------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
|         | 株 數     | 資 本 額 | 株 數     | 資 本 額 | 株 數     | 資 本 額 | 株 數     | 資 本 額 |
| 六、三四七   | 九〇      | 二、三八五 | 六、二二二   | 二、五四三 | 三、三三三   | 二、二六三 | 九四〇     | 八六六   |
| 二五九、九〇四 | 二八八、七七七 | 一、八五〇 | 二八三、二〇六 | 二、八五五 | 二八八、七七七 | 一、八〇六 | 五四八、六八一 |       |
| 二五九、九〇四 | 二八八、七七七 | 一、八五〇 | 二八三、二〇六 | 二、八五五 | 二八八、七七七 | 一、八〇六 | 五四八、六八一 |       |

| 備考 | 縣内ノ分  | 他縣ノ分 | 合 計   | 人 員 | 舊 株 數   | 新 株 數   | 合 計     |
|----|-------|------|-------|-----|---------|---------|---------|
|    | 六、二二二 | 七〇〇  | 六、九二二 |     | 二五四、三二六 | 二八三、二〇六 | 五三七、五三二 |
|    |       |      |       |     | 四〇、三〇六  | 四一、九二二  | 八二、二二八  |
|    |       |      |       |     | 二九四、六三二 | 三二五、一八八 | 六一九、七四〇 |

第三章 株金の拂込

創立當時五圓株、十圓株の二種に分けて拂込に便な資金調達の途を探り乍ら徴収に感奮苦闘したことは既に記した通りである。併し  
 爾餘の増資又は拂込は何れも相當の成績を挙げ株に有数の堅實な投資として認識せられた後半時代は最も圓滿な遂行を見てゐる。  
 資本金増加と毎回株金拂込の状態を表示すると次の通りである。

| 年 月 日        | 議 決 會 議 指 令 登 記 | 摘 要                                     | 増 資 金  | 拂 込 |        | 株 數    | 株 金 額  | 合 計 額  | 未 拂 込 總 額 |
|--------------|-----------------|---|--------|-----|--------|--------|--------|--------|-----------|
|              |                 |   |        | 回 次 | 株 金 額  |        |        |        |           |
| 明治三十四年一月十九日  |                 | 二十二年一月十九日増資決議                           | 五〇、〇〇〇 | 第一回 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇    |
| 明治三十四年八月十一日  |                 | 高濱線延長ニ付増資株、二十五年五月一日三津、高濱開業、二十五年五月二十三日増資 | 五〇、〇〇〇 | 第二回 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇    |
| 明治三十四年八月十一日  |                 | 同上                                      | 五〇、〇〇〇 | 第三回 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇    |
| 明治三十五年五月一日   |                 | 第二區線起業費補充ノ爲増資株                          | 五〇、〇〇〇 | 第四回 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇    |
| 明治三十五年五月二十三日 |                 | 同上                                      | 五〇、〇〇〇 | 第五回 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 五〇、〇〇〇 | 五〇、〇〇〇 | 五〇、〇〇〇    |
| 明治三十六年五月七日   |                 | 松山、平井河原開業、二十六年五月七日増資                    | 五〇、〇〇〇 | 第六回 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 六〇、〇〇〇 | 六〇、〇〇〇 | 六〇、〇〇〇    |
| 明治三十七年十月二十五日 |                 | 高濱線増資株、二十七年十月二十五日増資                     | 五〇、〇〇〇 | 第七回 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 七〇、〇〇〇 | 七〇、〇〇〇 | 七〇、〇〇〇    |
| 明治三十八年四月十日   |                 | 日増資ニ付増資株、二十八日増資                         | 五〇、〇〇〇 | 第八回 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 八〇、〇〇〇 | 八〇、〇〇〇 | 八〇、〇〇〇    |
| 明治三十九年一月二十六日 |                 | 森松線開業、二十九日増資                            | 五〇、〇〇〇 | 第九回 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 九〇、〇〇〇 | 九〇、〇〇〇 | 九〇、〇〇〇    |





## 第四章 社 債

### 第一節 伊豫鐵道時代

創業當時の伊豫鐵道が平井線延長に際して苦心成就した借入金（當時は單純に社債と稱したものである）約三萬圓は實に一割二分以上の高利であつた。資金の蒐集に幾多の苦心談を繰込んでゐることは曩に述べた通りであるが、明治三十六年から四十年頃迄規定の手續により社債發行をしたことも數次あつたけれども、金額も極めて少なく文字通り史上を飾るに過ぎぬものといへる。

第一回は松山商業銀行引受けのもとに明治三十六年五萬圓の發行を見たが、松山商業銀行は此社債を擔保とし日本興業銀行から金四萬五千圓を借入れ、當社は兩銀行間の契約に基いて明治三十九年六月、同十二月、及び明治四十年六月の三回に元金一萬五千圓づゝ返済の特約をした。利子は八厘であつて外に松山商業銀行に對して一ヶ年社債總額の四厘五毛即ち二百二十五圓を手數料として支辨し、尙興業銀行へ差入れるべき證書印紙代現金取寄費を負擔することとした。

其の後高濱線工事費其の他の資金として更に二萬圓の社債を發行した。明治三十七年十一月の事であつて、五十二銀行引受の下に八厘五厘額面賣出で、五千圓券のみとし、その一枚づゝを二年間据置きの後、明治四十一年六月廿五日迄に償還の事としたのである。之等社債は明治四十年の増資によつて一部は繰上げ、全部償還して其の後久しく社債發行を見なかつた。

### 第二節 伊豫鐵電時代

#### 一、第一回發行

愛媛縣電氣事業の統一を終つた大正の末期、第一次今治火力五千キロ其他工事資金に充て、又百八十餘萬圓短期借入金の返済を目的

として、大阪市藤本ビルプロカー銀行を引受會社として三百萬圓の社債を發行する事とした。大正十五年六月一日に發行した第一回い號社債と稱したものが是である。利率は年七厘五厘額面通りの發行であつて現在から考へると相當高利であるが、當時何れの會社に於ける起債も七厘前後で成立したのを通例とし當社は約七百萬圓の未拂込株金を有したといへ拂込額に對しては一割一步の配當を繼續してゐた折柄、少なからぬ利益を齎したものである。

當時の金融界は前年高田商會の破綻による幾分の警戒はあつたが、財界不振、資金の需用減退から大體に於て緩漫状態を呈し殊に若槻内閣の成立後金解禁が準備され、在外資金の充實、金利の引下、減債基金増額、公債公募の減少等が計られてからは起債界に活氣を見た頃であつた。

券面は百圓券、五百圓券、一千圓券、五千圓券の四種類とし、昭和三年六月一日迄据置き其の後五ヶ年以内に隨時償還するものとしてゐたが第二回の低利社債成立によつて昭和三年六月一日繰上償還を了した。

#### 二、第二回發行

昭和二年近來に類を見ない大恐慌勃發によつて對策として採られた日銀の特別融通は必然的に巨額の固定資金を生み、全国的に變態的な金融緩漫時代を現出した。而かも恐慌に驚りて資金は自ら中央の一流銀行に偏在することとなり、其の消化難は優良會社々債への放資を誘致し、起債界は甚だ有利な状態に恵まれることになつた。

其時當社は面河發電所建設資金並びに第一回社債及借入金一部の低利借を目的として昭和三年、當時最も有利な條件で社債發行を成就したのである。即ち住友信託株式會社と住友銀行引受の下に年六厘額面を以て五百萬圓を發行した。券面の種類は第一回のものに更に一萬圓券を加へた五種とし二年間据置の後五ヶ年以内に隨時償還することとしたが昭和八年十一月十七日繰上償還した。

#### 三、第三回發行

昭和八年擔保附社債信託法が改正せられて社債の擔保附化が旺盛になつて以來、所謂オープン・エンド・モーゲージの制度による社債發行が全國の起債界を風靡するに至つた。滿洲事變の發展とともに軍需景氣は猛烈として起り眠つてゐた金融界を刺戟すること甚大で



あつたが、低金利政策は随時強調せられ、社債利子の如きも漸次低下の形勢にあり、當社に於ても此の機運に乗じて第二回社債の低利借替を計り、舊宇和水電區域を除く電氣工作物を以て工場財團を設定、之を擔保として昭和八年秋オープン・エンド・モーゲージ制による第一回債物上擔保附社債を發行することゝなつた。前二回は受託、擔保とも設けなかつたけれども今回は之を設けて住友信託株式會社、住友銀行引受の下に住友信託株式會社受託のこととしたのである。

昭和八年十一月十五日總額一千萬圓の内五百萬圓を發行した。券面は前回と同様百圓券、五百圓券、千圓券、五千圓券、一萬圓券の五種とし、利率年五分額面通りで發行、一ヶ年間据置の後九ヶ年間に随時償還とした。

社會狀勢は益々世界的に軍需關係工業の股賑を促し、生産過剩を懸念せられる産業に於ても適宜生産調整によつて活況を失はず、しかも金融界は日銀引受の下に多額の國債發行を見たが、金は漸次市場に撤布せられ、金融緩漫の大勢は依然繼續、低金利一層徹底して起債界は所謂行過問題を惹起する程の勢であつた。最も合理的な起債市場に順應するため、新株式株金拂込並びに高知縣下の事業譲渡による金額を以て昭和十一年五月十五日全額繰上償還して今日に至つてゐる。

## 第五章 建設費

### 第一節 伊豫鐵道時代

明治二十一年十月竣工の松山三津間四哩の建設費は次の通りで約五萬五千圓、この資金は拂込金の外八千圓の借入金と工事請負保證預り金三千圓を一時流用して充當、其の不足分は未拂或は未精算として送り、明治二十二年二萬圓増資の拂込金を以て決濟した。

| 種目      | 金額         | 摘要      | 種目        | 金額        | 摘要  |
|---------|------------|---------|-----------|-----------|-----|
| 軌條      | 一一,二三四,三〇〇 | 二,三三四尺  | 起重機       | 四二八,八八〇   | 三台  |
| 同布設費    | 四八九,六八七    | 三,六〇〇間  | カンカン      | 六六,〇〇〇    | 六台  |
| 枕木      | 一,四八四,〇一九  | 一〇,六八四本 | 荷車        | 一三〇,二〇〇   | 二二輛 |
| 機關車     | 九,七〇〇,〇〇〇  | 二輛      | 雜具        | 六〇九,八一七   |     |
| 上中等台邊客車 | 一,五六七,五〇〇  | 一輛      | 器械運送費     | 五四九,九六〇   |     |
| 下等客車    | 四,一五七,三六五  | 五輛      | 停車場及附屬建築費 | 二,六三四,八七九 |     |
| 緊急車     | 八二〇,一〇〇    | 一輛      | 線路工事及橋樑   | 七,一〇一,五三七 |     |
| 貨物車     | 二四二,〇〇〇    | 一輛      | 線路小築建築費   | 五,一一四,四一一 |     |
| 車輪及金物   | 二二四,四〇〇    | 四輛      | 線路敷地代     | 三四二,二八八   |     |
| レールベンド  | 三八,五〇〇     | 一挺      | 電話機       | 一,六八〇,四一五 |     |
| 貨物車枠    | 一六五,一一〇    | 四組      | 創業費       | 三五八,四一二   |     |
| 修習器械    | 一,二四八,七二〇  |         | 開業式費      | 二七五,〇〇〇   |     |
| 組立用器械   | 三五,〇〇〇     |         | 轉車台       |           | 一台  |

|        |           |    |       |            |    |
|--------|-----------|----|-------|------------|----|
| 扛電器    | 四二、〇〇〇    | 一台 | 信號器   | 三八九、八〇〇    | 四組 |
| 小トロッコ  | 九五、八一〇    | 五輛 | 工事監督費 | 八二五、七二二    |    |
| 家屋移轉料  | 一、二一〇、〇四五 |    | 器械組立費 | 二〇九、八五〇    |    |
| 測量及製圖費 | 一二五、六八五   |    | 土地買費  | 一八〇、〇〇八    |    |
| 雜費     | 六七七、〇六六   |    | 係ル諸費  |            |    |
| 分離線    | 四五〇、五四七   | 八組 | 總計    | 五四、九〇五、〇三三 |    |

開業後顯著な業績は高濱線の延長、平井河原線の延長を刺戟した。一哩四九の高濱線延長の結果一萬九千九百七十七圓餘、四哩七の平井線延長により六萬一千八百八圓餘の資産を増加した。更に三年を経て開業した森松線は二萬七千八百四十二圓を要してゐる。平井横河原間四哩の完成後南豫、道後兩鐵道を買収して松山を中心とする鐵道網が統一され、今日の營業線路の基礎を作つた明治三十三年當時の線路建設費は次の通りであつた。

|                 |                |          |
|-----------------|----------------|----------|
| 高濱、平井河原間、立花、森松間 | 一三哩七四圓(内複線七二圓) | 一八九、二五三圓 |
| 平井河原、横河原間       | 三哩六圓(同 一七圓)    | 七四、四八五圓  |
| 外側、郡中間          | 六哩七八圓(同 二二圓)   | 二三五、九七四圓 |
| 古町、道後、一番町間      | 三哩三三圓(同 二七圓)   | 五九、九一九圓  |
| 合計              |                | 五五九、七〇三圓 |

明治三十八年十五萬圓、同四十年四十五萬圓を増資して資本金百二十萬圓となり、其の間各線の改良工事、高濱港埋立棧橋の建設があり、明治四十四年松山電氣軌道開業に對抗して道後線を電車に變更、以て大正五年の伊豫水力電氣株式會社合併に至つてゐる。當時の開業線二十七哩、機關車十七輛、客車六十七輛貨車九十三輛等之等建設費は合計九十九萬七千餘圓であつた。

### 第二節 伊豫水力電氣時代

明治三十五年第一期の建設費十五萬八千餘圓で開業して、大正五年末を以て伊豫鐵道に合併する時の百八十八萬九千六百三十六圓に膨脹する迄に數々の事件を孕んだ事は言ふ迄も無いが、一切之を省き合併條件に基き減資すると共に二百十六萬六千四百四十八圓の總資産中から五十萬圓整理償却されたが、(第一編、第二章、諸會社合併四六頁參照)初期と末期の固定資産表を掲げるに止める。

#### 初期の建設費

| 科目   | 金額          | 摘要  |
|------|-------------|---|
| 地所家屋 | 九、九一五、四六二   | 本社四棟、湯山發電所二棟、三津電電及變壓所一棟、道後變壓所一塔、地所總坪數二千五百五十五坪八勺五才   |
| 水    | 二〇、二二八、三七五  | 堰堤、石堰、取入口水門、鐵鑄及鐵管貯水池、排水口、廢除一式   |
| 架空線路 | 七〇、七六二、六一四  | 銅線、アルミ線、木綱被覆線、電柱、ステー及ストラット變壓器、腕木、碍子及附屬器一式   |
| 機械器具 | 五六、六四七、一八四  | 四百馬力レアシヨウタビシ一台及調整機、三相式二百六十キロワット發電機一台及附屬器、湯山發電所、松山發電所、三津電電變壓所、道後變壓塔、揚付スクラップ、各一台、電話機九台、交換器及附屬器具一式、需要家貸付器具、電燈機、電燈球一式 |
| 什器   | 四六二、二六〇     |   |
| 總計   | 一五八、〇一五、八九五 |   |

#### 合併直前の建設費

| 科目  | 金額          | 摘要                |
|-----|-------------|-------------------|
| 地所  | 三四、七二九、九二〇  | 松山市榎町本社敷地外十四ヶ所    |
| 建築物 | 一一三、九七八、〇〇五 | 松山市榎町本社建築物外、二十四ヶ所 |

|   |               |                     |
|---|---------------|---------------------|
| 水 | 三一六〇一九・一〇六    | 黒川及湯山堤、隧道、鐵橋、鐵管其他一式 |
| 通 | 八、四六二・〇〇〇     | 黒川線通路               |
| 機 | 三三〇、〇五九・〇三二   | 本社及發電所其他ニ備付ノ機械器具一式  |
| 外 | 六四二、〇〇〇・八七六   | 送電線及配電線一式           |
| 内 | 二七五、九一四・五五五   | 引込屋内電燈、電力用貸付品一式     |
| 仕 | 八、五〇四・八〇五     | 金庫、椅子、卓子、自轉車其他      |
| 工 | 三、六七六・七八〇     | 本社及發電所其他ニ備付ノ工用具一式   |
| 水 | 二二、三九八・五六三    | 面河川水利使用權讓受及測量費      |
| 興 | 一四二、二九六・四八〇   | 擴張事業總係費             |
| 新 | 六〇一・五四九       | 越智郡有町延長工事費          |
| 合 | 一、八八九、六四一・二七一 |                     |

### 第三節 伊豫鐵道電氣時代

伊豫鐵道、伊豫水力電氣が合併して伊豫鐵道電氣株式會社成るや、公稱資本金二百萬圓、拂込資本金百八十七萬八千五百七十八圓を據ることとなり、事業建設費も電氣設備百五十七萬圓餘を加え、二百七十萬圓に達した。

大きい事件として今でも追憶に新大正七年一月の本社社屋及松山驛の延焼による損害は帳簿上五萬七千餘圓（鐵道設備三萬六千八百四十一圓、電氣設備一萬八千三百五圓貯蔵品備品共何れも約八百八十圓其他）であつたが、燒殘物件を評價した二百五十三圓、災後諸入費千三百二十五圓等を加減すると五萬六千二百四圓となり勿論當時としては尠なからぬ傷手であつた。保險金其他によつて三萬四千六百四十八圓を受け入れたけれども有形無形の損失は癒やさるべくもなく、翌年三月竣工の社屋には十一萬五千三百三十三圓を投じた。この復舊建設費は驛用地として追加購入した宅地三百三十八坪一萬一千四百餘圓、松山驛本屋二萬七千四百九十二圓、合宿所六千七百五十七圓、本社建物四萬九千七百七十七圓等である。

七百五十七圓、本社建物四萬九千七百七十七圓等である。

大正九年には松山市榎町に在つた元電氣部の土地建物を八千四百餘圓、建物一萬三千九百餘圓で賣却した。

大正十年松山電氣軌道合併により約六十一萬圓の軌道と五十萬圓の電氣設備を増加し、伊豫鐵道電氣當初の固定資産二百七十萬圓は黒川や高濱の水力、火力發電所への投資と相俟つて六百二十萬圓を超えることとなつた。

此の頃から配電線延長、新規需用家の獲得が頻りに續いて固定資産は増加に増加を果ねた。しかも収益の増加亦目覺ましく配當は一割より一割二歩になり更に一割五歩の配當易々たる實狀にあつた。

大正十一年土地建物業を分離する事になり、鐵道業から七萬四千九百餘圓、軌道業から一萬三千餘圓、電氣業から四萬六千七百餘圓等を振替へこの資産十四萬三千七百七十五圓を計上した。尙此の年には愛媛水力電氣株式會社合併により約百六十七萬圓の固定資産が増加した。

大正十二年には軌道用電車十輛新造に十一萬餘圓を要し、後期に舊客車十輛、舊貨物電車三輛は六萬八千七百餘圓で賣却した。一時的ではあつたけれども、軌道業資産が此の年前期に特に膨れたのはこれがためである。

營業範圍の擴大と共に社員増加、諸施設の増置のために本社社屋は日一日と狭隘を感じてゐたが、終に大正十三年五萬二千二百十圓を投じて最新式鐵筋コンクリートの電氣營業所を増築し面目を一新した。今や再びその小に過ぎるのをかこつてゐるが當時はそのモデルンその廣潤を誇つたものである。

スポーツ界に先鞭を付けて四國隨一の道後グラウンドを設けたのは大正十四年、この建設費は五萬四千五百七十九圓、土地建物業の資産は二十一萬數千圓になつた。

毎期六十萬圓平均の増加を示した固定資産額は大正十四年十一月半和水電との合併直前には一千四百六十萬圓に達した。

### 第四節 新伊豫鐵道電氣時代

大正十五年十二月一日宇和水電との合併によつて八百七十四萬餘圓の固定資産膨脹を來した。爾來諸種の大工事が續いて、建設費の増加は毎期百萬圓以上を突破する有様で社の内外實に多忙を極めた。

合併後經營一ヶ年間に過ぎなかつた製氷事業の建設費は七萬二千圓であつたが、昭和二年他の事業者へ賣却された。昭和二年には城北線鐵道電車の敷設變更に十一萬五千圓、岡鐵松山開通に伴ひ松山驛古町間の連絡線建設に七萬圓餘其他によつて約二十萬圓を増加して鐵道建設費は百四十萬圓を超えることとなり内容の充實と共に建設費増加も亦已むを得ない状態であつた。進んで高濱線の電化、舊態一新の大回轉が實施せられるや、昭和七年の鐵道建設費は約百三十萬圓を増加して二百八十萬圓に近くなり今日に至つてゐる。

全線單線で營業してゐた軌道は、大正十五年一番町道後間を複線に一番町江ノ口間を改築して十六萬八千餘圓を、電車四輛新造に約四萬圓を要した。その後昭和三年に軌道一部六軒家江ノ口間三哩六十餘圓を廢止し十三萬八千餘圓を減じたが、昭和十一年五月國鐵連絡線の變更大手町線新設裁判所前西堀端間複線工事其他に十五萬餘圓を増加して建設費總額八十萬圓近くになつた。

夏季隨一の別天地として宣傳されて來た梅津寺海水浴場は昭和三年七萬四千餘圓を投じて海面を埋立て、四季を通じての遊園地化を圖つた。逐次松風亭、納涼棧橋の建設に二萬二千餘圓、更に昭和九年には土地買増し、温泉場其他設備に五萬三千餘圓を、昭和十年には二萬六千餘圓を投じ各種遊園施設の増大に相當新鮮味を盛られて來た。乃ち貸地貸家より遊園地經營にも一層活躍した土地建物業は現在の建設費百八十七萬圓に膨脹して來たのである。

昭和二年貨物自動車一臺を購入して運送取扱營業を開始するや、昭和四年から二ヶ年間高濱商運株式會社に營業を讓渡した間を除き鐵道軌道と密接な交渉を持ちつゝ五千圓前後の建設費を以て繼續して來た。

發電出力の増加と送電連絡網の普及改良整備其他のため電氣建設費の増大は殊に著しかった。宇和水電合併によつて一千八百餘萬圓

となつたものが、改廢と鎖却による相當の減少を見ながらも尙現在三千萬圓に垂々とする内容となつたのである。その主なるものは大正十五年今治火力發電所新設に百二十萬九千餘圓、昭和二年川津南野村送電線新設に十四萬四千餘圓八幡濱支店建築に五萬六千餘圓、同三年面河發電所、丹原及面河送電線、丹原變電所新設に三千二百四十萬餘圓、第二今治送電線に十四萬五千餘圓、同四年宇和島支店建築に六萬九千餘圓、同五年三島送電線新設に十二萬三千餘圓、昭和六年石井及朝美變電所改良建設に二十九萬七千餘圓、昭和七年本店倉庫建築に四萬二千餘圓、昭和八年八幡濱送電線變更、同變電所移轉建設に十八萬七千餘圓、同九年三島變電所新設に十萬二千餘圓第二新居濱送電線に十二萬一千餘圓、同十年今治火力發電所増設に百七十五萬圓餘、同十年宇和島變電所新設及同關係各送電線改良建設に十九萬七千餘圓等であつた。其他全般に涉る設備改善、大口電力特約供給に伴ふ送配電線の建設、乃至一般電燈電力新需用設備増加等枚擧し能はざるものがある。なほ昭和二年周桑電氣買収による増加四萬八千餘圓、次いで同三年盛洋電氣小田水電合併により二百五萬七千餘圓の増加を來したのであつた。

以上各事業を通じての建設費の膨脹指數も創業當初一に對し實に七七五を示す驚異的な状態を辿つて來たのである。

### 第五節 固定資産の變遷

前各節に述べた固定資産の變遷を業態別に表示し一覽すれば次の通りである。

| 期別      | 電 | 氣 | 鐵 | 道 | 軌 | 道 | 土地建物 | 建設中 | 合 | 計      | 指   |
|---------|---|---|---|---|---|---|------|-----|---|--------|-----|
| 明治二十一年下 |   |   |   |   |   |   |      |     |   | 五、七、七五 | 一・〇 |
| 二十二年上   |   |   |   |   |   |   |      |     |   | 五、四、〇〇 | 一・三 |
| 二十二年下   |   |   |   |   |   |   |      |     |   | 五、四、〇〇 | 一・三 |
| 二十三年上   |   |   |   |   |   |   |      |     |   | 五、七、〇〇 | 一・三 |
| 二十三年下   |   |   |   |   |   |   |      |     |   | 五、七、〇〇 | 一・三 |
| 計       |   |   |   |   |   |   |      |     |   | 五、七、〇〇 | 一・三 |
| 計       |   |   |   |   |   |   |      |     |   | 六、五、五  | 一・三 |

第五章 建設費

|       |         |         |         |     |
|-------|---------|---------|---------|-----|
| 二十四年上 | 五八、六九   | 五、〇三三   | 六五、九一   | 一、四 |
| 二十四年下 | 五八、六八   | 三、四、五五  | 六二、五二   | 二、〇 |
| 二十五年上 | 五八、二六八  | 六三、〇二四  | 六二、五三   | 二、七 |
| 二十五年下 | 七七、七七   | 五七、五四   | 五九、二八   | 三、〇 |
| 二十六年上 | 一四〇、五二  | 五、〇三三   | 一四〇、五三  | 三、三 |
| 二十六年下 | 一五二、三九三 | 一、〇、五五  | 一五二、三九  | 三、四 |
| 二十七年上 | 一五二、三九三 | 一、〇、五五  | 一五二、三九  | 三、六 |
| 二十七年下 | 一五二、三九三 | 一、〇、五五  | 一五二、三九  | 三、七 |
| 二十八年上 | 一六〇、二五三 | 一、〇、六六  | 一六〇、二五  | 三、九 |
| 二十八年下 | 一六〇、二五三 | 一、〇、六六  | 一六〇、二五  | 四、〇 |
| 二十九年上 | 一八八、二六  | 一八八、二六  | 一八八、二六  | 四、一 |
| 二十九年下 | 一八八、二五〇 | 一八八、二五〇 | 一八八、二五〇 | 四、二 |
| 三十年上  | 一八八、二五〇 | 一八八、二五〇 | 一八八、二五〇 | 四、三 |
| 三十年下  | 一八八、二五〇 | 一八八、二五〇 | 一八八、二五〇 | 四、四 |
| 三十一年上 | 一八九、二五四 | 一八九、二五四 | 一八九、二五四 | 四、五 |
| 三十一年下 | 一八九、二五四 | 一八九、二五四 | 一八九、二五四 | 四、六 |
| 三十二年上 | 一八九、二五四 | 一八九、二五四 | 一八九、二五四 | 四、七 |
| 三十二年下 | 一八九、二五四 | 一八九、二五四 | 一八九、二五四 | 四、八 |
| 三十三年上 | 一九九、七〇四 | 一九九、七〇四 | 一九九、七〇四 | 四、九 |
| 三十三年下 | 一九九、七〇四 | 一九九、七〇四 | 一九九、七〇四 | 五、〇 |
| 三十四年上 | 一九九、七〇四 | 一九九、七〇四 | 一九九、七〇四 | 五、一 |
| 三十四年下 | 一九九、七〇四 | 一九九、七〇四 | 一九九、七〇四 | 五、二 |
| 三十五年上 | 一九九、七〇四 | 一九九、七〇四 | 一九九、七〇四 | 五、三 |
| 三十五年下 | 一九九、七〇四 | 一九九、七〇四 | 一九九、七〇四 | 五、四 |

六五六

第五章 建設費

|       |         |         |         |     |
|-------|---------|---------|---------|-----|
| 三十六年上 | 六三、四七五  | 五、九七四   | 六三、四七五  | 五、九 |
| 三十六年下 | 六三、四七五  | 五、九七四   | 六三、四七五  | 六、〇 |
| 三十七年上 | 六三、四七五  | 五、九七四   | 六三、四七五  | 六、一 |
| 三十七年下 | 六三、四七五  | 五、九七四   | 六三、四七五  | 六、二 |
| 三十八年上 | 六三、四七五  | 五、九七四   | 六三、四七五  | 六、三 |
| 三十八年下 | 六三、四七五  | 五、九七四   | 六三、四七五  | 六、四 |
| 三十九年上 | 七〇、二五三  | 七、〇、二五三 | 七〇、二五三  | 六、五 |
| 三十九年下 | 七〇、二五三  | 七、〇、二五三 | 七〇、二五三  | 六、六 |
| 四十年上  | 七〇、二五三  | 七、〇、二五三 | 七〇、二五三  | 六、七 |
| 四十年下  | 七〇、二五三  | 七、〇、二五三 | 七〇、二五三  | 六、八 |
| 四十一年上 | 七六、九四四  | 七六、九四四  | 七六、九四四  | 六、九 |
| 四十一年下 | 七六、九四四  | 七六、九四四  | 七六、九四四  | 七、〇 |
| 四十二年上 | 八四、四三三  | 八四、四三三  | 八四、四三三  | 七、一 |
| 四十二年下 | 八四、四三三  | 八四、四三三  | 八四、四三三  | 七、二 |
| 四十三年上 | 八四、四三三  | 八四、四三三  | 八四、四三三  | 七、三 |
| 四十三年下 | 八四、四三三  | 八四、四三三  | 八四、四三三  | 七、四 |
| 四十四年上 | 九〇、六二八  | 九〇、六二八  | 九〇、六二八  | 七、五 |
| 四十四年下 | 九〇、六二八  | 九〇、六二八  | 九〇、六二八  | 七、六 |
| 四十五年上 | 九六、五五   | 九六、五五   | 九六、五五   | 七、七 |
| 四十五年下 | 九六、五五   | 九六、五五   | 九六、五五   | 七、八 |
| 大正元年上 | 一〇六、三三七 | 一〇六、三三七 | 一〇六、三三七 | 七、九 |
| 大正元年下 | 一〇六、三三七 | 一〇六、三三七 | 一〇六、三三七 | 八、〇 |
| 二年上   | 一〇六、三三七 | 一〇六、三三七 | 一〇六、三三七 | 八、一 |
| 二年下   | 一〇六、三三七 | 一〇六、三三七 | 一〇六、三三七 | 八、二 |
| 三年上   | 一〇六、三三七 | 一〇六、三三七 | 一〇六、三三七 | 八、三 |
| 三年下   | 一〇六、三三七 | 一〇六、三三七 | 一〇六、三三七 | 八、四 |

六五七



### 第六章 資産及負債の分析

堅實に發展して來た我社の資産及負債の内容を分析し期を追ふて表示すると次の通りである。

#### 第一節 資産勘定の分析

資産内容を固定資産、投資、流動資産、雜勘定に大別し其の千分率を一覽した。

| 年次      | 固定資産  | 投資 | 流動資産  | 雜勘定   | 合計     |
|---------|-------|----|-------|-------|--------|
| 明治十九年一月 | 四、七四〇 |    | 七、七四〇 | 二、三六四 | 一四、八四四 |
| 二十一年十二月 | 五、〇〇〇 |    | 六、〇〇〇 | 二、六七〇 | 一三、六七〇 |
| 二十二年上   | 五、〇〇〇 |    | 六、〇〇〇 | 二、六七〇 | 一三、六七〇 |
| 二十二年下   | 五、〇〇〇 |    | 六、〇〇〇 | 二、六七〇 | 一三、六七〇 |
| 二十三年上   | 五、〇〇〇 |    | 六、〇〇〇 | 二、六七〇 | 一三、六七〇 |
| 二十三年下   | 五、〇〇〇 |    | 六、〇〇〇 | 二、六七〇 | 一三、六七〇 |
| 二十四年上   | 五、〇〇〇 |    | 六、〇〇〇 | 二、六七〇 | 一三、六七〇 |
| 二十四年下   | 五、〇〇〇 |    | 六、〇〇〇 | 二、六七〇 | 一三、六七〇 |
| 二十五年上   | 五、〇〇〇 |    | 六、〇〇〇 | 二、六七〇 | 一三、六七〇 |
| 二十五年下   | 五、〇〇〇 |    | 六、〇〇〇 | 二、六七〇 | 一三、六七〇 |
| 二十六年上   | 五、〇〇〇 |    | 六、〇〇〇 | 二、六七〇 | 一三、六七〇 |
| 二十六年下   | 五、〇〇〇 |    | 六、〇〇〇 | 二、六七〇 | 一三、六七〇 |
| 二十七年上   | 五、〇〇〇 |    | 六、〇〇〇 | 二、六七〇 | 一三、六七〇 |
| 二十七年下   | 五、〇〇〇 |    | 六、〇〇〇 | 二、六七〇 | 一三、六七〇 |

| 年次    | 固定資産     | 投資 | 流動資産     | 雜勘定     | 合計       |
|-------|----------|----|----------|---------|----------|
| 二十八年上 | 一、六、七、七五 |    | 一、四、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、〇、七、七五 |
| 二十八年下 | 一、六、〇、〇〇 |    | 一、三、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 三、九、〇、〇〇 |
| 二十九年上 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 二十九年下 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十年上  | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十年下  | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十一年上 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十一年下 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十二年上 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十二年下 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十三年上 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十三年下 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十四年上 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十四年下 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十五年上 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十五年下 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十六年上 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十六年下 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十七年上 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十七年下 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十八年上 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十八年下 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十九年上 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |
| 三十九年下 | 一、八、〇、〇〇 |    | 一、五、〇、〇〇 | 一、〇、〇〇〇 | 四、三、〇、〇〇 |

| 大正    |        | 昭和     |    |
|-------|--------|--------|----|
| 三十九年下 | 七三、三三三 | 二八、八三〇 | 六三 |
| 四十年上  | 七三、八八五 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十年下  | 七三、五五五 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十一年上 | 八二、五〇〇 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十一年下 | 八二、六〇〇 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十二年上 | 八六、三三三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十二年下 | 八六、九三三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十三年上 | 八六、三三三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十三年下 | 八六、九三三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十四年上 | 九〇、六二八 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十四年下 | 九〇、七三三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十五年上 | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 元年下   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 二年上   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 二年下   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 三年上   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 三年下   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四年上   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四年下   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 五年上   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 五年下   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 六年上   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 六年下   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 七年上   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |

| 大正    |        | 昭和     |    |
|-------|--------|--------|----|
| 三十九年下 | 七三、三三三 | 二八、八三〇 | 六三 |
| 四十年上  | 七三、八八五 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十年下  | 七三、五五五 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十一年上 | 八二、五〇〇 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十一年下 | 八二、六〇〇 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十二年上 | 八六、三三三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十二年下 | 八六、九三三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十三年上 | 八六、三三三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十三年下 | 八六、九三三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十四年上 | 九〇、六二八 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十四年下 | 九〇、七三三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四十五年上 | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 元年下   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 二年上   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 二年下   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 三年上   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 三年下   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四年上   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 四年下   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 五年上   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 五年下   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 六年上   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 六年下   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |
| 七年上   | 一〇、四七三 | 二九、〇〇〇 | 六三 |





| 大正        | 三十五年上     | 三十五年下     | 三十四年上     | 三十四年下     | 三十三年上     | 三十三年下     | 三十二年上     | 三十二年下     | 三十一年上     | 三十一年下     | 三十年上      | 三十年下      | 二十九年上     | 二十九年下     | 二十八年上     | 二十八年下     | 二十七年上     | 二十七年下     | 二十六年上     | 二十六年下     |     |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|
| 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 |     |
| ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ... |

| 大正        | 三十五年上     | 三十五年下     | 三十四年上     | 三十四年下     | 三十三年上     | 三十三年下     | 三十二年上     | 三十二年下     | 三十一年上     | 三十一年下     | 三十年上      | 三十年下      | 二十九年上     | 二十九年下     | 二十八年上     | 二十八年下     | 二十七年上     | 二十七年下     | 二十六年上     | 二十六年下     |     |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|
| 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,200,000 |     |
| ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ...       | ... |

| 昭和元年      | 二年上       |           | 二年下       |           | 三年上       |           | 三年下       |           | 四年上       |           | 四年下       |           | 五年上       |           | 五年下       |           | 六年上       |           | 六年下       |           | 七年上       |           | 七年下       |           | 八年上       |           | 八年下       |           | 九年上       |           | 九年下       |           | 十年上       |           | 十年下       |           | 十一年上      |  |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
|           | 上         | 下         | 上         | 下         | 上         | 下         | 上         | 下         | 上         | 下         | 上         | 下         | 上         | 下         | 上         | 下         | 上         | 下         | 上         | 下         | 上         | 下         | 上         | 下         | 上         | 下         | 上         | 下         | 上         | 下         | 上         | 下         | 上         | 下         |           |           |           |  |
| 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 | 三、七四〇、五七六 |  |

### 第七章 利益配當の變遷

當初據るべき法規も無く會計整理には色々な困難に遭遇したことは想像に難くない。利益金の處分に於ても現今は當然事業損失たるべく利益金處分による支出たるを許されぬものが含まれてゐたが、之を現在の整理によるものに修正することは資料を缺き如何ともすることを得ない部分があるのを遺憾とするが、こゝに營業報告書を基調とする各期別純利益を表示し併せて資本の膨脹並配當率を纏めると次の通りである。

| 年次      | 資本金    |        | 資本金指数 |     | 純利益<br>(前期繰越金ヲ含ム) | 配當率  | 年次    | 資本金       |           | 資本金指数 |     | 純利益<br>(前期繰越金ヲ含ム) | 配當率 |
|---------|--------|--------|-------|-----|-------------------|------|-------|-----------|-----------|-------|-----|-------------------|-----|
|         | 公稱     | 拂込     | 公稱    | 拂込  |                   |      |       | 公稱        | 拂込        | 公稱    | 拂込  |                   |     |
| 明治二十一年下 | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 六、三三三             | 二一・一 | 二十八年上 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 七、七二二             | 〇・四 |
| 二十二年上   | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 六、三三三             | 二一・一 | 二十八年下 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 九、〇三三             | 〇・五 |
| 二十二年下   | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 六、三三三             | 二一・一 | 二十九年上 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 一〇、〇〇〇            | 〇・六 |
| 二十三年上   | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 六、三三三             | 二一・一 | 二十九年下 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 一一、〇〇〇            | 〇・七 |
| 二十三年下   | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 六、三三三             | 二一・一 | 三十年上  | 一、七五〇、〇〇〇 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 一二、〇〇〇            | 〇・八 |
| 二十四年上   | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 六、三三三             | 二一・一 | 三十年下  | 一、七五〇、〇〇〇 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 一三、〇〇〇            | 〇・九 |
| 二十四年下   | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 六、三三三             | 二一・一 | 三十一年上 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 一四、〇〇〇            | 〇・八 |
| 二十五年上   | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 六、三三三             | 二一・一 | 三十一年下 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 一五、〇〇〇            | 〇・九 |
| 二十五年下   | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 六、三三三             | 二一・一 | 三十二年上 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 一六、〇〇〇            | 〇・九 |
| 二十六年上   | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 六、三三三             | 二一・一 | 三十二年下 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 一七、〇〇〇            | 〇・九 |
| 二十六年下   | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 六、三三三             | 二一・一 | 三十三年上 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 一八、〇〇〇            | 〇・九 |
| 二十七年上   | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 六、三三三             | 二一・一 | 三十三年下 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 一九、〇〇〇            | 〇・九 |
| 二十七年下   | 三〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 六、三三三             | 二一・一 | 三十四年上 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一、七五〇、〇〇〇 | 一〇〇   | 一〇〇 | 二〇、〇〇〇            | 〇・九 |

| 年次    | 總利益     | 總損失 | 純利益     | 年次    | 總利益       | 總損失 | 純利益       |
|-------|---------|-----|---------|-------|-----------|-----|-----------|
| 三十五年上 | 300,000 | 0   | 300,000 | 三十五年上 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 三十五年下 | 300,000 | 0   | 300,000 | 三十五年下 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 三十六年上 | 300,000 | 0   | 300,000 | 三十六年上 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 三十六年下 | 300,000 | 0   | 300,000 | 三十六年下 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 三十七年上 | 300,000 | 0   | 300,000 | 三十七年上 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 三十七年下 | 300,000 | 0   | 300,000 | 三十七年下 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 三十八年上 | 300,000 | 0   | 300,000 | 三十八年上 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 三十八年下 | 300,000 | 0   | 300,000 | 三十八年下 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 三十九年上 | 300,000 | 0   | 300,000 | 三十九年上 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 三十九年下 | 300,000 | 0   | 300,000 | 三十九年下 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 四十年上  | 300,000 | 0   | 300,000 | 四十年上  | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 四十年下  | 300,000 | 0   | 300,000 | 四十年下  | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 四十一年上 | 300,000 | 0   | 300,000 | 四十一年上 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 四十一年下 | 300,000 | 0   | 300,000 | 四十一年下 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 四十二年上 | 300,000 | 0   | 300,000 | 四十二年上 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 四十二年下 | 300,000 | 0   | 300,000 | 四十二年下 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 四十二年上 | 300,000 | 0   | 300,000 | 四十二年上 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 四十二年下 | 300,000 | 0   | 300,000 | 四十二年下 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 四十四年上 | 300,000 | 0   | 300,000 | 四十四年上 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 四十四年下 | 300,000 | 0   | 300,000 | 四十四年下 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 四十五年上 | 300,000 | 0   | 300,000 | 四十五年上 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 四十五年下 | 300,000 | 0   | 300,000 | 四十五年下 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 大正元年下 | 300,000 | 0   | 300,000 | 大正元年下 | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |
| 二年上   | 300,000 | 0   | 300,000 | 二年上   | 1,100,000 | 0   | 1,100,000 |

尙各營業期の總利益、總損失、純利益を總覽すると次の通りである。

| 年次     | 總利益     | 總損失 | 純利益     | 年次   | 總利益     | 總損失 | 純利益     |
|--------|---------|-----|---------|------|---------|-----|---------|
| 十五年上   | 267,000 | 0   | 267,000 | 六年上  | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 十五年下   | 267,000 | 0   | 267,000 | 六年下  | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 昭和元年下  | 267,000 | 0   | 267,000 | 七年上  | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 二年上    | 267,000 | 0   | 267,000 | 七年下  | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 二年下    | 267,000 | 0   | 267,000 | 八年上  | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 三年上    | 267,000 | 0   | 267,000 | 八年下  | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 三年下    | 267,000 | 0   | 267,000 | 九年上  | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 四年上    | 267,000 | 0   | 267,000 | 九年下  | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 四年下    | 267,000 | 0   | 267,000 | 十年上  | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 五年上    | 267,000 | 0   | 267,000 | 十年下  | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 五年下    | 267,000 | 0   | 267,000 | 十一年上 | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 昭和一元年下 | 267,000 | 0   | 267,000 | 十一年下 | 267,000 | 0   | 267,000 |

| 年次      | 總利益     | 總損失 | 純利益     | 年次    | 總利益     | 總損失 | 純利益     |
|---------|---------|-----|---------|-------|---------|-----|---------|
| 明治二十一年下 | 267,000 | 0   | 267,000 | 二十六年上 | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 二十二年上   | 267,000 | 0   | 267,000 | 二十六年下 | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 二十二年下   | 267,000 | 0   | 267,000 | 二十七年上 | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 二十三年上   | 267,000 | 0   | 267,000 | 二十七年下 | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 二十三年下   | 267,000 | 0   | 267,000 | 二十八年上 | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 二十四年上   | 267,000 | 0   | 267,000 | 二十八年下 | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 二十四年下   | 267,000 | 0   | 267,000 | 二十九年上 | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 二十五年上   | 267,000 | 0   | 267,000 | 二十九年下 | 267,000 | 0   | 267,000 |
| 二十五年下   | 267,000 | 0   | 267,000 | 三十年上  | 267,000 | 0   | 267,000 |

| 年次    | 利益配當額   | 剰余金    | 繰上金   | 未払金   | 合計      |
|-------|---------|--------|-------|-------|---------|
| 三十五年上 | 六三、五五元  | 一三、八七元 | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 七九、四二元  |
| 三十五年下 | 六六、〇六元  | 六、九七元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 七五、〇三元  |
| 三十六年上 | 六六、〇六元  | 七、四七元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 七五、九三元  |
| 三十六年下 | 六八、八八元  | 六、二七元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 七七、三四元  |
| 三十七年上 | 六八、八八元  | 六、二七元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 七七、三四元  |
| 三十七年下 | 七三、〇〇元  | 五、九七元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 八〇、九七元  |
| 三十八年上 | 七三、〇〇元  | 五、九七元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 八〇、九七元  |
| 三十八年下 | 七三、〇〇元  | 五、九七元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 八〇、九七元  |
| 三十九年上 | 八二、〇〇元  | 六、八八元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 九〇、八八元  |
| 三十九年下 | 八二、〇〇元  | 六、八八元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 九〇、八八元  |
| 四十年上  | 八六、六六元  | 七、三三元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 九六、〇〇元  |
| 四十年下  | 八六、六六元  | 七、三三元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 九六、〇〇元  |
| 四十一年上 | 九〇、六三元  | 七、七三元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 一〇〇、一六元 |
| 四十一年下 | 九〇、六三元  | 七、七三元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 一〇〇、一六元 |
| 四十二年上 | 一〇〇、〇〇元 | 八、八八元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 一一〇、八八元 |
| 四十二年下 | 一〇〇、〇〇元 | 八、八八元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 一一〇、八八元 |
| 四十三年上 | 一〇〇、〇〇元 | 八、八八元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 一一〇、八八元 |
| 四十三年下 | 一〇〇、〇〇元 | 八、八八元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 一一〇、八八元 |
| 四十四年上 | 一一〇、〇〇元 | 九、九九元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 一二〇、九九元 |
| 四十四年下 | 一一〇、〇〇元 | 九、九九元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 一二〇、九九元 |
| 四十五年上 | 一二〇、〇〇元 | 一一、一一元 | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 一三二、一一元 |
| 四十五年下 | 一二〇、〇〇元 | 一一、一一元 | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 一三二、一一元 |
| 大正元年下 | 二四、六六元  | 六、七三元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 三三、三九元  |
| 二十一年上 | 二四、六六元  | 六、七三元  | 一、〇〇元 | 一、〇〇元 | 三三、三九元  |

### 第八章 財務諸表

最近の營業期の財務諸表は左の通りである。

#### 第貳拾壹期末 財産目録

昭和拾壹年五月參拾壹日

| 科目      | 摘要                                   | 金額             |
|---------|--------------------------------------|----------------|
| 株主勘定    | 新株式參拾貳萬五千壹百拾八株ニ對シ壹株拾五圓宛              | 四、八七六、七七〇〇〇    |
| 未拂込資本金  |                                      | 四、八七六、七七〇〇〇    |
| 固定資産    |                                      | 三五、四六三、九七四・八六四 |
| 營業設備    | 用地、建物、備品                             | 八四二、七六四・五三二    |
| 發電設備    | 用地、建物、水路、調整池、機械器具、雜設備、備品             | 一三、一五三、八一六・九九六 |
| 送電設備    | 用地、建物、架空電線路、獨立電話線、開閉所、通路、備品          | 三、一四七、三六七・八三二  |
| 變電設備    | 用地、建物、機械器具、備品                        | 一、四九二、九三五・二四一  |
| 配電設備    | 用地、架空電線路、地中配電線路、特約供給配電線路             | 八、三二一、九一七・三三三  |
| 需用者屋内設備 | 配線、器具                                | 二、八〇四、七一九・六四四  |
| 鐵道建設費   | 用地、建物、線路、車輛、棧橋                       | 二、七二四、一九四・二四八  |
| 軌道興業費   | 用地、建物、線路、車輛                          | 七九三、五三八・九八一    |
| 土地建物興業費 | 土地、建物、諸設備、備品                         | 一、八七八、七七三・〇四六  |
| 運送取扱興業費 | 建物、諸設備、車輛                            | 六、四九九・五〇九      |
| 建設工事費   | 第三河段發電所、西條開閉所關係各段電線路、中村變電所、其他建設改良工事費 | 三〇五、四四七・六〇二    |
| 投資      | 關係會社有價證券                             | 一、五六五、七二五・五二二  |
| 第八年財務諸表 | 協原水力電氣株式會社外四會社株式                     | 六三九、二七一・九六〇    |

| 科目       | 金額             | 科目       | 金額            |
|----------|----------------|----------|---------------|
| 關係會社貸付金  | 564,653,760    | 未拂込資本金   | 34,747,000    |
| 關係會社立替勘定 | 361,799,802    | 固定資産     | 30,987,000    |
| 流動資産     | 1,472,808,168  | 營業設備     | 1,520,000,000 |
| 貯蔵品      | 403,909,247    | 送電設備     | 2,240,000,000 |
| 事業未收入金   | 1,524,057,574  | 變電設備     | 665,242,360   |
| 諸未收入金    | 2,195,577      | 配電設備     | 1,062,280,740 |
| 有價證券     | 265,596,000    | 需用者屋內設備  | 6,944,620     |
| 貸付金      | 3,208,490      | 鐵道建設費    | 5,015,000,000 |
| 受取手形     | 459,700        | 軌道興業費    | 1,878,773,046 |
| 預取金      | 316,034,840    | 土地建物興業費  | 6,499,509     |
| 現金       | 328,998,560    | 運送取扱興業費  | 305,447,602   |
| 雜勘定      | 399,635,391    | 建設工事勘定   | 1,565,725,522 |
| 前拂金      | 84,675,981     | 投資       | 639,271,960   |
| 假拂金      | 28,970,410     | 關係會社貸付金  | 564,653,760   |
| 假受有價證券   | 285,989,000    | 關係會社立替勘定 | 361,799,802   |
| 合計       | 43,778,913,945 | 流動資産     | 1,472,808,168 |
|          |                | 貯蔵品      | 403,909,247   |

第貳拾壹期末 貸借對照表

昭和拾壹年五月參拾壹日

| 借方       | 貸方      |
|----------|---------|
| 株主勘定     | 株主勘定    |
| 未拂込資本金   | 資本金     |
| 固定資産     | 法定準備金   |
| 營業設備     | 別途積立金   |
| 送電設備     | 引當勘定    |
| 變電設備     | 退職給與引當金 |
| 配電設備     | 納稅引當金   |
| 需用者屋內設備  | 短期負債    |
| 鐵道建設費    | 買掛金     |
| 軌道興業費    | 未拂込當金   |
| 土地建物興業費  | 諸未拂金    |
| 運送取扱興業費  | 短期借入金   |
| 建設工事勘定   | 從業員預り金  |
| 投資       | 預り保證金   |
| 關係會社有價證券 | 雜勘定     |
| 關係會社貸付金  | 假受      |
| 關係會社立替勘定 | 前受金     |
| 流動資産     | 預り有價證券  |
| 貯蔵品      | 前期繰越利益  |
|          | 金       |
|          | 金       |

第八章 財務諸表

| 第八章 財務諸表 |                | 當期純利益          |
|----------|----------------|----------------|
| 事業未收入金   | 一五二、四〇五・七五四    | 一、三三六、〇三六・四九二  |
| 諸未收入金    | 二、一九五・五七七      |                |
| 有價證券     | 二六五、五九六・〇〇〇    |                |
| 貸付金      | 三、二〇八・四九〇      |                |
| 受取手形     | 四五九・七〇〇        |                |
| 預金       | 三一六、〇三四・八四〇    |                |
| 現金       | 三三八、九九八・五六〇    |                |
| 備前金      | 三九九、六三五・三九一    |                |
| 備前金      | 八四、六七五・九八一     |                |
| 前拂金      | 二八、九九七・四一〇     |                |
| 假受有價證券   | 二八五、九九八・〇〇〇    |                |
| 合計       | 四三、七七八、九一三・九四五 | 四三、七七八、九一三・九四五 |

六七六

第貳拾壹期末 損益計算書

自昭和拾年拾貳月壹日  
至昭和拾壹年五月參拾壹日

| 科目        | 利益            | 損             |
|-----------|---------------|---------------|
| 電氣供給事業利益  | 三、五〇九、九二一・九一八 | 一、五八九、一六二・八一六 |
| 鐵道事業利益    | 二五八、〇二五・一九〇   | 一八四、七五七・七一四   |
| 軌道事業利益    | 六九、一八四・三九〇    | 五〇、三九四・二九一    |
| 土地建物事業利益  | 一五、〇三二・四一〇    | 一〇、四二八・七六四    |
| 運送取扱事業利益  | 六、三〇七・九三〇     | 三、八九四・九三〇     |
| 事業利益      | 三、八五八、四六一・八三八 | 一、八三八、六五六・五一五 |
| 有價證券利息    | 二、〇一九、八〇五・三三三 | 二、〇一九、八〇五・三三三 |
| 及當金利息     | 二八、〇三〇・六八〇    | 三、八五八、四六一・八三八 |
| 受取利息      | 三〇、二七八・五一〇    | 一七六、三三〇・一四二   |
| 雜收        | 四六、〇二二・六九七    | 二二、三三二・二八〇    |
| 總係費       |               | 八〇、〇〇〇・〇〇〇    |
| 所得稅及營業收益稅 |               | 一五七、八八〇・七一〇   |
| 退職給與金引當   |               | 五六、九八七・九九〇    |
| 支拂利息      |               | 九五、六五八・二六六    |
| 發行費       |               | 七九〇、一四六・三八八   |
| 社債銷却      |               | 一、三三三、九八九・八二二 |
| 雜損        |               |               |
| 營業利益      |               | 六七七           |

第八章 財務諸表

六七七

|         |               |       |               |
|---------|---------------|-------|---------------|
| 營業利益    | 二、二四、一三六・二一〇  | 當期純利益 | 二、二四、一三六・二一〇  |
| 銷却債權取立益 | 一、三三三、九八九・八二二 |       | 一、三三六、〇三六・四九二 |
|         | 二、〇四六・六七〇     |       |               |
|         | 一、三三六、〇三六・四九二 |       | 一、三三六、〇三六・四九二 |

第貳拾壹期末 利益處分書

自昭和拾年拾貳月壹日  
至昭和拾壹年五月參拾壹日

|                                     |               |
|-------------------------------------|---------------|
| 當期純利益                               | 一、三三六、〇三六・四九二 |
| 前期繰越利益                              | 二四五、七二九・七八八   |
| 合計                                  | 一、五八一、七六六・二八〇 |
| 之ヲ處分スルコト次ノ如シ                        |               |
| 法定準備金                               | 七〇、〇〇〇・〇〇〇    |
| 別途積立金                               | 五〇、〇〇〇・〇〇〇    |
| 役員賞與金                               | 三〇、〇〇〇・〇〇〇    |
| 配當金                                 | 一、一七四、九六〇・三五〇 |
| 年九分(舊株壹株ニ付貳圓貳拾五錢<br>新株壹株ニ付壹圓五拾七錢五厘) |               |
| 後期繰越利益                              | 二五六、八〇五・九三〇   |

第五編

從事員訓練並に  
社内自治共榮機關



## 第五編 従事員訓練並に社内自治共榮機關

### 第一章 従事員訓練

我社に於ける従事員の訓練は、大正十一年頃より開始せられ、後内容を改善し、又内規を制定する等充實に力めて、現在に於ては、全国同業者中稀に見る優秀なる内容を有し、其の成果亦頗る顯著であつて、社業運営の上に少からざる貢献をなしつつある。訓練の種類は

- 第一、我社私立青年學校に於ける従事員の訓練
  - 第二、既に入社せる一般電気工手（集金人を含む）の訓練
  - 第三、電気營業従事員の訓練
  - 第四、新規採用電気工手（主として屋内線工事従業）の訓練
  - 第五、新規採用電気工手（主として屋外線工事従業）の訓練
  - 第六、既に入社せる優良工手の訓練
  - 第七、中等以上の教育を受けたる新入社員の指導
  - 第八、新規採用運輸従事員の訓練
- に大別することが出来る。

### 第一節 私立伊豫鐵電青年學校

#### 一、創立

我社の従事員は兎角體格不良との評があつたから之を改善すると共に勉學の機會に恵まれない青年従事員教育の爲め、昭和六年二月青年訓練所設立の事を決定、同年三月十五日、私立青年訓練所設置認可申請書及主事指導員採用認可申請書を愛媛縣知事宛に提出、同年四月一日認可された。

當時は教練を行ふべき運動場がないため、市立商工専修學校々庭を借用することとし、三月十六日、市長宛使用許可を出願し、同月十八日認可指令を得、又、訓練服、ゲートル、帽子各八十八着を購入し之を入所者に貸與することとし、斯くて開所準備全く整つたので、昭和六年四月七日午後三時より本社會議室に於て開所式を舉行したのである。

#### 二、昭和六年度概況 (青年訓練所第一年度)

入所者八十八名を年次別にすれば

|     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 一年次 | 二三名 | 二年次 | 二〇名 | 三年次 | 一九名 | 四年次 | 二六名 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

之を課別にすれば

|     |     |     |     |                    |
|-----|-----|-----|-----|--------------------|
| 電燈課 | 一九名 | 工務課 | 七名  | 會計、庶務、保線各課及調査部各一名宛 |
| 運輸課 | 二九名 | 車輛課 | 二九名 |                    |

と云ふ様に交通關係の青年が大部分を占めてゐた。

之を一時に出席せしむることは不可能なので、甲班と乙班に別ち、毎週火水木金の四日間に各班を隔日に出席せしめ、毎日午後三時

より二時間宛訓練を行ふこととした。即ち一年五十週として約二百時間の訓練を行ふ豫定であつた。

昭和六年度の成績は開所第一年度としては先づ相當の成績と云ふべきであらうが、然し決して良好とは云ひ難いものであつた。即ち出席率は七九%で縣下公立訓練所平均六九%に比しては優れてゐるが、先生も生徒もピツタリと板につかず、日によると半數の缺席者を出した事もある有様であつた。

#### 三、昭和七年度概況 (青年訓練所第二年度)

缺席者をなるべく減じ訓練の効果を益々擧げるため、前年度以來種々考究し、先づ缺席者の通知を各課長、監督者になす事とし効果を収めたのであるが、更に運輸課よりの意見によつて従來午後三時よりの授業開始を午後二時開始とする事とした。即ち乗務員の交替時刻は午後一時より二時に互るため午後一時に勤務を終つた者は二時間許り空費することとなる。依つて授業開始を午後二時とし、青訓所屬者は午後一時交替とし次の勤務者を早出せしめて之を補充することとした。元來電氣關係の従業者及各課の給仕は何れも會社の勤務時間に出席してゐて、交通關係のみ勤務終了後自己休養の時間を出席して居るのであるが、之で幾分は均衡がとれることとなつたのである。尙電氣營業の方面に於ても各期點燈時刻が早くなつた場合にこの時刻繰上げは好都合であつた。

又、夏期は兎角缺席多く、例へ出席しても訓練をなすのは指導員、青年双方に取つて苦痛であるから、七月二十一日より八月末日迄夏期休暇を設けることとし、年末年始には約二週間の冬季休暇を設け、このため減少する時間數は四、五、六、十の四ヶ月は三時間、其他の月は二時間半の授業として補ふこととした。

右の結果出席率大いに向上し六年度七九%に比し、七年度は實に九三%を示すに至つた。

一月十七日從來の教練場商工専修學校々庭は學校建築のため使用不可能となつたので萱町元公會堂跡使用願を市長宛提出、翌十八日許可指令があつた。

四、昭和八年度概況 (青年訓練所第三年度)

昨年度より夏期休暇を設けたが、その間全然訓練を行はぬと却て身心に弛みを生ぜしむる恐れがあるので本年より水泳練習をなす事とした。社外より二名の教師を依頼し、社内の水泳心得ある者四、五名を監督とし、梅津寺で兩班十二日宛練習をしたが、相當健康増進に資した様である。

五、昭和九年度概況 (青年訓練所第四年度)

本年五月愛媛縣に於て青年訓練表彰規程が制定されたが當校は同規程第一條第一項及第三項即ち

- 一、前年度末に於て入所歩合百分の九十以上にして出席歩合一ヶ年を通じ百分の九十以上なるもの
- 二、訓練の成績優良にして他の模範と爲すに足るもの

として九月二十五日表彰状を授けられた。これは縣下の三百六十八訓練所中僅かに高光、砥部、清水及當所の四ヶ所であつた。

六、昭和十年度概況 (青年學校第一年度)

四月一日、青年學校令が實施さるゝと共に私立の青年訓練所は自然廢止さるゝ事となつたので、直ちに青年學校設立の手續を取り、四月一日付を以て大場知事より認可指令があつた。その學則は左の通りである。

私立伊豫鐵電青年學校學則

第一章 總 則

第一條 本校ハ青年學校令ニ依リ男子青年ニ對シ其心身ヲ鍛練シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ必須ナル知識技能ヲ授ケ以テ國民タルノ實ヲ向上セシムルヲ目的トス

第二條 本校ハ私立伊豫鐵電青年學校ト稱シ松山市海町五丁目拾參番地伊豫鐵電氣株式會社内ニ設置ス

第二章 科並ニ教授及訓練期日

第三條 本校ノ課程ヲ分チテ本科、研究科トス

別ニ専修科ヲ置ク

第四條 本科ノ教授及訓練期間ハ五年トス

研究科ハ一年トス

専修科ハ一年トス

第三章 教授及訓練課程並ニ教授及訓練時數

第五條 本校各科各年ニ於ケル各教授及訓練科目ノ教授時數概ネ左ノ如シ

本科教授及訓練課程表

| 年     | 教授及訓練時數 |      |      |      |      |
|-------|---------|------|------|------|------|
|       | 第一 年    | 第二 年 | 第三 年 | 第四 年 | 第五 年 |
| 修身公民科 | 二五      | 二五   | 二五   | 二五   | 二五   |
| 普通學科  | 六〇      | 六〇   | 一四〇  | 一四〇  | 一四〇  |
| 職業科   | 八〇      | 八〇   |      |      |      |
| 教練科   | 一一〇     | 一一〇  | 一一〇  | 一一〇  | 一一〇  |
| 武道科   |         |      |      |      |      |
| 合計    | 二七五     | 二七五  | 二七五  | 二七五  | 二七五  |

研究科教授及訓練課程表

| 教授及訓練科目 | 時間 | 數   |
|---------|----|-----|
| 修身公民科   |    | 二二五 |
| 普通學科    |    | 一四〇 |
| 職業科     |    | 一四〇 |
| 教練科     |    | 一一〇 |
| 武道科     |    | 一一〇 |
| 合計      |    | 二七五 |

専修科へ修身公民科十二時及職業科八十時トス

第四章 教授及訓練ノ時刻季節及休業日

第六條 本校ノ學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第七條 本校ノ學年ヲ分テ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八條 本校ノ教授及訓練季節、教授及訓練日數並ニ教授及訓練時數ハ概テ左表ノ通りトシ一週晝間四日(二班ニ分チ各班二日ヅツ)一日ニ付午後一時ヨリ一時間半乃至四時間教授及訓練ヲナスヲ常例トス  
但シ學校長ハ時宜ニヨリ變更スルコトアルベシ

| 月別  | 本  |     | 科  |     | 究  |    | 専 |   |
|-----|----|-----|----|-----|----|----|---|---|
|     | 時  | 同   | 日  | 同   | 日  | 同  | 日 | 同 |
| 四月  | 六  | 二二  | 六  | 二二  | 五  | 五  | 八 |   |
| 五月  | 一〇 | 三七  | 一〇 | 三七  | 五  | 五  | 九 |   |
| 六月  | 三  | 九   | 三  | 九   | 三  | 三  | 五 |   |
| 七月  | 七  | 二二  | 七  | 二二  | 五  | 五  | 九 |   |
| 八月  | 七  | 二二  | 七  | 二二  | 五  | 五  | 九 |   |
| 九月  | 一〇 | 三七  | 一〇 | 三七  | 五  | 五  | 九 |   |
| 十月  | 八  | 二六  | 八  | 二六  | 五  | 五  | 九 |   |
| 十一月 | 六  | 二〇  | 六  | 二〇  | 五  | 五  | 九 |   |
| 十二月 | 八  | 二六  | 八  | 二六  | 五  | 五  | 九 |   |
| 合計  | 八〇 | 二七五 | 八〇 | 二七五 | 五二 | 九二 |   |   |

第九條 本校ノ休業日ハ左ノ如シ

- 一、大祭祝日
- 二、地方大祭日
- 三、日曜日、月曜日、土曜日(但シ總務開校スルコトアルベシ)
- 四、七月十一日ヨリ八月三十一日迄
- 五、十二月二十一日ヨリ一月六日迄
- 六、三月二十一日ヨリ四月六日迄

第五章 入退學及賞罰

第十條 生徒ノ入學ハ每學年ノ始トス

但シ學校長ハ臨時入學ヲ許可スルコトアルベシ

第一章 従事員訓練

第十一條 本校ニ入學スコトヲ得ル者ハ本科第一年ニアリテハ高等小學校卒業者又ハ其ノ年三月三十一日ニ於テ滿十四年以上ニ達シ之ニ準ズル者アルモノトス

本科ノ第二年以上並ニ研究科及専修科ノ入學ニ關シテハ學校長ニ於テ年齢ヲ基準トシ、其ノ素養ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第十二條 本校ニ入學セントスルトキハ親權者(後見人)又ハ屆備主通署ノ上入學願書ヲ學校長ニ提出スベシ

第十三條 本校生徒ニシテ退學セントスルトキハ其理由ヲ具シ親權者(後見人)又ハ屆備主通署ノ上學校長ニ願出ツベシ

第十四條 學校長ハ品行方正學力優等又ハ精勤ナル生徒ニ對シ實賞スルコトアルベシ

第十五條 學校長ハ不都合ノ行爲アル生徒ニ對シ戒飭謹慎又ハ停學ヲ命ズルコトアルベシ

第六章 修業及卒業

第十六條 本校生徒ノ修業及卒業ハ生徒素行ノ操行、教授及訓練ノ成績及出席時數ヲ考査シテ之ヲ認定ス

第十七條 學校長ハ専修科ノ課程ヲ修了シタルモノニ對シテハ修了證、本科若クハ研究科ノ課程ヲ卒ヘタル者ニ對シテハ卒業證ヲ授與ス、其様式左ノ如シ

第 號 修了證

印校

氏 名

年 月 日 生

右者本校専修科ノ課程ヲ修了シタルコトヲ證ス

年 月 日

私立伊豫鐵電青年學校長 氏 名 題

第 號 卒業證

印校

氏 名

年 月 日 生

右者本校本科ノ課程ヲ卒業シタルコトヲ證ス

年 月 日

私立伊豫鐵電青年學校長 氏 名 題

第七章 授業料

第十八條 授業料ハ之ヲ徴收セズ

附 則

本則實施ニ關スル細則ハ學校長之ヲ定ム

本則ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

尚、青年學校設立と同時に左の通りの改正を行つた。

- 一、授業開始時刻を一時間繰上げ午後一時よりとし、授業時間数を増加す
  - 二、職業科を電気班と交通班に分ち教室を二つ設け同時に授業す
  - 三、新に剣道を課す
  - 四、班別は一、二、三年を甲班、四、五及研究科を乙班とす
- 教室は松山市驛階上を改造し、剣道は社友會館の道場を使用し、教練場としては古町驛の空地を利用することとした。斯くて内容形式共に充實して學則に示されたる目的に向ひ着々その歩を進めてゐるのである。

私立伊豫鐵電青年學校年譜

| 年度 | 生徒數 |     | 訓練時數 |       | 出席率   | 經費  | 主ナル事項                          |
|----|-----|-----|------|-------|-------|-----|--------------------------------|
|    | 年度始 | 年度末 | 甲班   | 乙班    |       |     |                                |
| 六  | 八八  | 八〇  | 二二七  | 二一九   | 七九・七五 | 三四二 | 四月一日設立認可 四月十四日授業開始<br>十二月十八日査問 |
| 七  | 六六  | 五九  | 二二九  | 二一八・五 | 九二・五三 | 六〇  | 授業開始時刻繰上げ、夏期休暇ヲ設ク<br>二月十七日査問   |

|    |    |    |       |       |       |       |   |
|----|----|----|-------|-------|-------|-------|---|
| 八  | 五五 | 四二 | 二二六   | 二二七〇  | 九〇・六一 | 二六二   | 二月十一日露口主事、渡部主事ト更迭                             |
| 九  | 四五 | 三六 | 二二二   | 二二五・五 | 九六・一九 | 四五二   | 二月二十日查閲                                       |
| 一〇 | 五二 | 六三 | 二七八・五 | 二八四・五 | 九五・二五 | 一、一四六 | 四月一日青年學校令實施<br>三月二十六日春開<br>三月二十四日渡部校長、高岡校長ト更迭 |

### 第二節 電気工手の訓練

我社は絶えず事業本来の使命に留意し時勢に適應して諸規程の改廢各種施設の改善を實行してゐるが、尙これを透徹せしめんが爲めには營業の第一線に立つ電気工手に其の意のあるところを知悉せしむるの要あるを痛感し、其の一法として之等電気工手に訓話することとした。即ち昭和四年八月一日附社長達第七十二號を以て内規を制定左記の如く同年九月一日から之を實行して居る。

#### 一、一般電気工手への訓話内規

本店詰電気工手事務組合せのつく外線工手、集金人を含むに對し毎月二回第二、第四火曜日朝一時間宛常務取締役、支配人、技師長、課長、其の他に於て従業員の本分につき訓話をなす。支店詰電気工手に對しても之を準用す。本支店詰以外の電気工手は隔月一回第一火曜日に半數宛本店又は支店に集め前項の精神により訓話を受けしむ。本支店には訓話録を備へ訓話の摘要を記録せしむるものとす。

#### 二、訓話の内容

今本店のみに就て見るに昭和四年九月以降同十一年六月に至る間百四十七回に亘る訓話の内容を類別すると

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 會社の内容並びに方針周知に關するもの  | 三四回 |
| 修養に關するもの            | 三〇回 |
| サーヴィスに關するもの         | 二六回 |
| 第一線に立つ電気従業員心得に關するもの | 一二回 |
| 知育に關するもの            | 八回  |
| 電氣事業の説明に關するもの       | 七回  |
| 會社の経費節約に關するもの       | 七回  |
| 保健衛生に關するもの          | 五回  |
| 徳育に關するもの            | 五回  |
| 電氣界の情勢に關するもの        | 五回  |
| 其の他                 | 八回  |

となつて居る。

そして之等の訓話によつて一般電気工手は電氣供給事業の本質を理解し、我社の内容と社是を知ることにより優良なる社員となると共に一面徳育に體育に其の他あらゆる角度から訓へられ、圓滿なる人格を養成しつゝあり。素質の向上刮目に値し、事前に比べて實に隔世の感がある。

### 第三節 電氣營業従事員の訓練

日進月歩の電氣事業に携はる營業販賣員が進んで需用を開拓し勸誘に従事せんがためには電氣知識の向上を必要とするとの信條の下に昭和六年七月其の講習を企圖し、昭和七年一月第一回を開講し、爾來毎年一回一、二月頃に實施し、販賣員の知識向上に實績を擧げ

つゝある。

講習概要 (昭和十一年度の例による)

- 一、講習期間 二週間
- 二、講習時間及学科、毎日七時間づゝにて
  - 學科 約七十時間
  - 見學 約三十時間
- 三、受講者 全管内の營業係専任者、散宿所勤務者、會計事務關係者其他の内より決定
- 四、昭和十一年迄の受講者數
  - 第一回(昭和七年) 十二名 第二回(八年) 十名 第三回(九年) 十名
  - 第四回(十年) 二十一名 第五回(十一年) 二十五名

### 第四節 新規採用電氣工手(主として屋内職工事従業員)訓練

需用家に對し多方面より折衝の第一線に立ち活動する電氣工手の素質の良否は直ちに事業者に對する輿論となつてあらはれ、事業經營に影響する處甚大であるから、之が訓練の緊要なことは勿論である。我が社が殊に大正の後半以後躍進を重ね、供給區域の擴大と従業員増加は電氣普及の時勢と相俟つて益々従事員訓練を必須とするに至り、大正十一年に之が具體案を立て實施するに至つたのである。當時本訓練を必要とした理由の大意は次の如きものである。

- 一、従來電氣工手見習は其の數を極度に制限して一人職員を生ずると一人之を補充するといふ譯で従つて其の採用方法が受動的である爲めに概して優良なる者を得ることが出来ない。
- 二、採用時期に於ける會社の業務の繁閑に依つて採用標準に著しき相違を生じ、繁忙期に於ては已むを得ず新採用者の素質を低下

するやうな結果を招來する。

三、前述の如く一缺一補の方針である爲めに新採用者は出勤の當日より一般の電氣工手に伍して作業するもので、會社の何たるを解することなく、需用家に接して行くのであるから、其の不都合の生ずべきことは想像に難くない。

四、新採用の補充員は大部分無經驗者であり當分の間は單に頭数を揃ふるに過ぎないのであるが、此は暫く忍ぶとするも最も痛感せらるゝものは之等比較的家庭の職の充分でない者が會社の業務の如何に甚大なかを教へられないで直ちに需用家に接するのであるから、其の言動自ら粗暴非禮に傾き易く、之が原因して屢々會社の面目を失しなると云へない。

此の如き缺陷を除去し、且つ一ヶ年間に於ける職員を豫想して相當人數を豫め養成して置く方針のもとに大正十一年秋一般に之を募集して、現地業務に従事せしむる前約三ヶ月間必要なる基本訓練を施すべき講習會を創始したのである。而して本講習は左記の如く第四回まで人員の移動に依る必要に應じて、随時開催された。

| 回数  | 期                       | 間 | 養成人數 |
|-----|-------------------------|---|------|
| 第一回 | 自大正十一年十月二十日至大正十二年一月三十一日 |   | 二十五人 |
| 第二回 | 自大正十二年四月二日至同年六月三十日      |   | 二十五人 |
| 第三回 | 自大正十五年五月一日至同年七月三十一日     |   | 二十三人 |
| 第四回 | 自昭和三年四月十一日至同年七月十日       |   | 十八人  |

右第一回及第二回は、當時の總務部に於て、第三回及第四回は、當時の電燈課内線係に於て立案實施されたのである。

かくして得た事蹟は豫想外に良好であつて、從來の應急的補充に比し著しく其の素質を向上し優良なる電氣工手を得ることが出來たのである。昭和四年に調査部の職制が制定せられ、其の分掌事務中に本訓練が加へらるゝこととなり、過去四回に亘れる実績を基礎として更に一層の内容充實を計り、昭和四年八月一日左記内規が制定された。

### 新規採用電氣工手講習内規

本支店(中村出張所ヲ含ム)ヲ通ジ新ニ採用シタル電氣工手ハ總テ本社調査部ニ於テ毎年左記講習ヲ受ケシム(電氣工手ハ毎年三月

若干名募集ノ豫定)

- 一、講習ノ期間 四月一日ヨリ六月末日迄
- 二、講習ノ時間 毎日八時間、但シ毎月二日ノ休日ヲ與フ
- 三、講習科目 實習毎週五日、講師指揮ノ下ニ指導工事組ヲ組織シ講習生ヲ参加セシメ實地指導ス  
學科毎週二日、訓話、作法、營業、技術

(本項は昭和六年四月一日社長達を以つて「毎年講習開始前適宜之ヲ定ム」と改められた)

四、講習中ノ待遇 講習中ハ日給ヲ支給セズシテ手當一日ニ付金五拾錢支給

但シ松山ニ宿泊ヲ要スル者ハ前項手當ヲ支給セズシテ宿泊實費(會社ノ指定シタル宿舍ニ限ル)旅費實費、並ニ月手當金五圓ヲ支給ス  
制服及乗車券ヲ支給ス

(本項は昭和六年四月一日「毎年講習開始前適宜之ヲ定ム」と改められ細目に亘つては適宜改められたが根本方針は前後七回を通じて異なる處はない)

而して昭和五年より本内規に依り實施せられたのである。講習の開始期は高等小學校の當年卒業者を選抜するを主としたので、大體に於て三月中旬に採用試験を施行し、四月初旬開講することとしたのである。本講習を假りに名づけて「電氣工手養成講習」と云ふ。既に記した處の前四回に亘つての電氣工手養成講習は社制として取扱はれたものではないからその回数を追はず、昭和五年度のもの第一回として數ふることとした。昭和十一年一月一日職制一部改められ、調査部を技術及業務の二課に分離されてからは引續き技術課に於て分掌することとなつた。

しかして毎年内規の定むる處に依つて、本店及各支店(中村出張所を含む)に於て各々其の必要な人員を其の地方より採用する方針で一般に募集した處、応募者極めて多く且つ小學校に於ける學業成績優秀、操行善良なる者が多數にあつて、選抜試験の結果は從來に比して格段の相違ある素質良好なる者を得たのである。此の如くにして本訓練は極めて短期のものではあるけれども、講習を修了した

者は自己の従事すべき營業技術の大意を修得したるは勿論、よく社風、社是を解し、若年にしてよく營業の第一線に立働いて居る。今後數年にして當社電氣工手は、總て本訓練を修めたる者を以つて更新さるべく、往年の難事とされた電氣工手補充或は増員の問題は一掃されるであらう。

尙昭和十年九月三十日逓信省令を以つて、電氣工事人取締規則の發布せらるゝに及び、本電氣工手養成講習をして更に有意義ならしむる爲豫め當局の了解を得て、本講習修了者に對して乙種工事人免許を無試験を以つて下附せらるゝ様廣島逓信局長宛申請をしたのである。訓練内容は唯科目の割當時間に若干の變更を加へたのみであり、從來の方法と何等異なる點はない。

### 第五節 新規採用電氣工手(主として屋外線工事従業員)講習

我社に於ける電氣工手の補充は曩に述べた春期の若年工手を以つてするを原則とし、特に體力を要する配電線路工事に従事せしむべき工手の補充は、前記の工手にして採用後數ヶ年を経過したる者の内、適當なる者を轉ぜしめて補充することにしてゐたが、尙充分な融通困難なる事情があり、従つて自然素質低下のうらみがあるもので昭和九年之が補充方法を別箇に立案し、若年工手の訓練同様に相當期間之に基本訓練を施した後採用することとしたのである。幸に陸軍省職業輔導部の援助を得て、軍隊教育乃至は青年訓練所を出所した身體強健、素質善良なる者を多數に採用することが出来た。

昭和十年一月十五日より二月末日まで第一回の訓練を實施し優良なる工手(本店に於ては外線工手と稱し其他に所屬する者は電氣工手と稱す)二十八名を得た。尙本訓練は前記第四の訓練の如く毎年定期實施するものではなく必要に応じて隨時實施する方針である。



### 第六節 優良工手講習

大正十一、二年頃第四節に於て説明した訓練を施した結果は、既述の如く成績頗る優秀であるに比して、當時既に入社してゐた者が却つて遜色ある事實に鑑み、之等の者に對して改めて訓練を施すの必要を痛感したので大正十五年之が實施を見たのである。

第一回は自大正十五年八月二十一日至同年十一月十三日間で講習修了者は本店在勤の者を主として二十名であつた。

第二回は自昭和三年八月一日至同年九月二十日間で講習修了者は十三名であつた。

昭和四年に至り、右の成績に鑑み、更に從來の消極方針を轉じて、既に入社して居る勤務成績優良なる青年工手に對して、専門知識を授けると共に人格の洗練に努めしめ、將來の現業員の指導者を養成する目的を以つて、同年八月一日次の通り優良工手講習の内規が制定せられたのである。

#### 優良工手講習

青年工手（内外線工手、技工、園工ヲ含ム）ニシテ勤務成績良好ニシテ素質善良ナル者ハ課長又ハ支店長（中村ニテハ主任）ノ推薦ニヨリ毎年約二十名夏期二ヶ月間主トシテ電氣工學ニツキ講習ヲ受ケシム

修學試験ニ合格シタル者ニハ修學徽章ヲ授與ス

一、講習時間及科目

|      |        |
|------|--------|
| 訓 話  | 毎週 一時間 |
| 電氣工學 | 同 二四時間 |
| 數 學  | 同 六時間  |
| 英 語  | 同 四時間  |

營業 同 一時間

日曜日ハ休日トス 但シ當日實地見學ニ従事セシムルコトアルベシ

一、講習中ノ待遇

講習中給料ハ全額支給ス、松山ニ宿泊ヲ要スル者ハ月五圓ノ手當ヲ加給ス、旅費ハ實費ヲ支給ス

右内規に依り、昭和五年夏より毎年第四の講習終了後引續き本講習を實施した。具體案は毎回殆んど同様である。

本講習を特に盛夏に選んだのは一箇年間に於ける現業員の最も業務閑散なる時期を選んだ譯で、各勤務所に於て定員制を内規して執務せしめてゐる者を長期抜取ることには甚だ困難であるからである。

本講習は内規制定迄の二回は營業課内線係に於て、其の後は調査部に於て取扱はれ、昭和十一年よりは曩に第四節に於て説明したる如く技術課に移される譯である。

### 第七節 新入社員の指導

從來此種新規採用者は、必要に應じて隨時之を採用し、直ちに執務せしめた爲め、自己の分擔せる仕事以外の会社の一般業務、会社の營業方針等に對して理解之しく遺憾の點があつたので昭和九年から大體新卒業生を中心として、一定時期に相當數の人數を纏めて採用し、短期間ではあるけれども、会社の事業運営の根本事項に關して之を了解せしむると共に、社風社是を理解せしめ我社従事員として素養を與へることとした。新採用者を大體に事務方面と技術方面に大別して、前者は調査部第一部に於て後者は調査部第二部（昭和十一年よりは業務課と技術課）に於て立案實施した。

### 第八節 運輸従事員訓練

我社最近に於ける運輸關係係員に對する基礎教養は左の通りである。

一、驛務係及車掌

高等小學校卒業以上のもの、中より學科試験並に人物考査の上之れを採用し左の教養をなすものとして居る。

| 科  | 目                       | 時間               |
|----|-------------------------|------------------|
| 學科 | 運輸規程、運轉信號保安規程、社則及服務規程   | 四十日間（一日五時間乃至七時間） |
|    | 旅客及荷物運輸規則、貨物運輸規則、連絡運輸規程 |                  |
|    | 電氣工學、帳表電報規程             |                  |
| 實習 |                         | 二十時間             |

二、運轉手

主として車掌より採用し、左記の教養を行つて居る。

| 科     | 目            | 時間         |
|-------|--------------|------------|
| 電氣基礎學 | 電車構造ニ關スル知識一般 | 三十時間乃至五十時間 |
|       | 試運轉車實習       | 二十時間乃至三十時間 |
| 營業車實習 |              | 四十時間乃至六十時間 |

三、驛手

主として高等小學校卒業生中より學科試験及人物考査の上身體強健にして純勞働に堪ゆる者より採用し現場に於て三ヶ月以内上長の指導訓練を受けしむることゝなつて居る。

近時サービスの高潮及思想善導のため毎月一定日に社長、常務、課長より訓示を行ひ尙隨時之等問題につき講習會を開き、人格の陶冶に努めつゝある。

## 第二章 社内自治共榮機關

### 第一節 健康保險組合

#### 一、設立

我社に健康保險組合が呱呱の聲を上げたのは昭和五年一月一日であつて、昭和十年十二月末で丁度滿六年を経過したのである。

我國に於て健康保險法が政府に於て發布せられるや、社員は保健療養には之れに依るを最も合理的なりと考へ、組合設立の計畫を進めたのである。而して組合設立に着手したのは、昭和二年一月で、組合設立に關する趣意書を社員に配布して、その同意を求めたのが昭和二年一月である。かくて同年三月十日組合設立認可申請書を濱口内務大臣宛提出したのである。其の當時はまだ任意包括被保險者の組合が全國にあまり例が無かつたのと、豫算の關係等で容易に認可の模様が無かつたのであるが、我社に於ては其の後再三組合設立認可促進方に付願書を提出し、又度々書類の照復ありて漸く昭和四年十二月二十三日保險部長より昭和五年一月一日に設立認可あるべき旨内報あり、早速庶務課總動員にて事業開始の準備をなし、昭和五年一月一日年來待望せし組合の設立を見た次第である。

斯様な次第で我が健康保險組合は三年間生みの悩みを續けて、目出度誕生を迎へたのであるが、組合設立の喜びと共に更に新たな心配を増したのである。と云ふのは、組合の經濟は被保險者と事業主の負擔する保險料によつて支辨することになつて居るので、可成被保險者の負擔を軽減したいと云ふ考へを以て、政府の被保險者は報酬日額壹圓に付四錢（被保險者貳錢、事業主貳錢）であるのを、我が組合では報酬日額壹圓に付三參二厘（被保險者一錢六厘、事業主一錢六厘）に定めたのである。此の限りある財源によつて前途計るべからざる、組合被保險者の傷病、死亡、出産に對し、健康保險法による給付をして行かねばならぬのであるから、若し豫定した統計

よりも、被保険者の保険事故が多数であった場合には忽ち支出が豫算を超過することとなり、いやでも保険料率を高くしなければならぬ事になるからである。而して愈々事業を開始して見ると、昭和四年度分は創設の五年一月一日から三月迄三ヶ月であるが別表の如く二、一五八・〇三の残金を生じた。此の内醫師会の診療報酬補足金として会社から醫師会へ支拂つた一二七・八八を差引いても二、〇三〇・一五の残金を生じたのであるから、當事者は稍々愁眉を開く事を得たのである。此の補足金と云ふのは組合設立に當り醫師会と診療契約を締結した際組合に於ては政府の場合と同様に、被保険者一人年當り七・七五四八にて契約したけれども、醫師会に於ては診療報酬の一點單價十五錢以下になることを恐れて、一點の單價が十五錢に満たない場合は、その不足分を会社から補足することを要求したる爲め、会社と醫師会との間にその覺書を交換したのである。此の覺書は昭和五年七月迄で、それ以後は組合に於て此の補足をすることにしたのである。

前記の如く昭和四年度が好成績であつたのは、組合設立早々で、被保険者が傷病に罹つても、まだ被保険者證を如何に利用するかと云ふ事が徹底して居なかつた爲めに、之を利用する人が少なかつた關係もあらうが、又此の一、二、三月は統計によつても一年中で最も病人の少い時であるから、蓋し當然であつたのであらう。昭和五年度に入つて俄然保険事故が増加して別表の如き結果となり、一時は組合の前途に對し一抹の暗影を認めない譯には行かなかつたのである。斯くの如き状態が永く繼續すれば、保険組合は最初心配した如く、缺損を生じて事業の基礎も動搖するのではないかと思はれた。然し政府管掌の保険組合でも最初の二、三年は今迄溜つて居つた病氣、例へば慢性の胃腸病とか、氣管支加答兒、肺炎加答兒、鼻の疾患等の人が一齊に治療を受ける爲め、自然醫藥費が嵩んで來るとは免れない現象であるから、暫く隠忍して此の難關を突破するより致し方がなかつたのである。然るに昭和六年度になつては最早保険事故が常態になつたとでも云ふか、兎に角保険給付の成績も良好となり剰餘金も別表の如く相當出來て組合財政の基礎も安定し漸く愁眉を開く様になつた。斯くして年を経る毎に組合の經濟は餘裕を加へ、其の基礎は愈々強固になつたけれ共療養件數や日數から見ればまだ一満足する程の好成績とは云へないのである。

### 二、組合の事業

申す迄もなく健康保険の第一の事業は、疾病負傷又は分鏡に因り、被保険者が其の經濟生活を脅かされることを救済する爲め、その費用を支給するのである。即ち傷病手当金、埋葬料の支給等が之である。

第二の事業は被保険者の疾病負傷に付き實際の療養を興へ、必要によりては患者を病院に收容する等の現物給付を爲し、以て被保険者の健康の恢復を圖るものであつて、その保険給付の状態は左表の如くである。

#### 被保険者一人當保險給付状態

| 年度別       | 昭和四年度 | 昭和五年度  | 昭和六年度  | 昭和七年度  | 昭和八年度  | 昭和九年度  |
|-----------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保險給付      |       |        |        |        |        |        |
| 一人當 保險給付費 | 三、一四四 | 一五、三三九 | 一四、三六二 | 一四、三四〇 | 一四、一九〇 | 一四、三三〇 |
| 同 保險給付件數  | 〇、五五九 | 三、〇〇〇  | 二、七六〇  | 二、八三〇  | 三、一五〇  | 二、九五〇  |
| 同 保險給付日數  | 八、〇六〇 | 四三、〇〇〇 | 三七、〇〇〇 | 三九、一五〇 | 四一、三〇〇 | 三九、七八〇 |

備考 一、昭和四年度は自昭和五年一月一日至同年三月三十一日 三月間

二、保險給付費は會社負擔額ヲ加算セズ

#### 年度別保險給付費表

| 年度別      | 昭和四年度     | 昭和五年度     | 昭和六年度     | 昭和七年度     | 昭和八年度     | 昭和九年度     |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 醫師會 負擔額  | 三、九四四・四七  | 一八、六三三・四四 | 一八、三七九・四五 | 一八、一〇二・三八 | 一七、四七四・四七 | 一六、五六〇・四六 |
| 會社負擔額    | 一一、二七四・八八 | 二、四七七・九〇  | 九、〇〇四     | 九、一三三     | 九、〇〇八     | 八、七七八     |
| 右被保險者一人當 |           | 一、〇二三     | 一、五〇二・〇六  | 一、四八一・八六  | 一、三二三・八〇  | 一、二二七・八〇  |
| 齒科醫師會診療費 | 四九九・九八    | 二、六二五・八七  | 一、五〇二・〇六  | 一、四八一・八六  | 一、三二三・八〇  | 一、二二七・八〇  |
| 右被保險者一人當 |           | 一、二二七     | ・七四       | ・七五       | ・六八       | ・六五       |

| 被保険者一人當 | 療養費    | 看護費    | 移送費   | 傷病手当金    | 右被保険者一人當 | 埋葬費   | 分焼費   | 出產手當金    | 計        |
|---------|--------|--------|-------|----------|----------|-------|-------|----------|----------|
| 三・一五    | 五二・二二  | 六七・五〇  | 二九・一〇 | 一、七一七・五六 | 六〇・〇〇    | 九〇・〇〇 | 七九・八〇 | 六、四九八・七二 | 六、四九八・七二 |
| 一六・四四   | 八二・三三  | 三七六・九〇 | 三五・二七 | 九、一九一・二六 | 三三・四〇    | 九〇・〇〇 | 七九・八〇 | 九一六・七七   | 九一六・七七   |
| 一四・三七   | 六二八・〇六 | 四一九・三四 | 三六・〇〇 | 七、四七三・五〇 | 六四二・〇〇   | 七〇・〇〇 | 三六・九〇 | 一八七・三二   | 一八七・三二   |
| 一四・三四   | 二二八・八一 | 四五七・八五 | 一三・六〇 | 七、五二四・八八 | 三・八〇     | 二〇・〇〇 | 二一・八四 | 二二八・三八   | 二二八・三八   |
| 一四・一九   | 二二二・四七 | 四一八・七一 | 一〇・一五 | 七、三一四・〇六 | 三・八〇     | 四〇・〇〇 | 四〇・〇〇 | 三〇八・六六   | 三〇八・六六   |
| 一四・三四   | 二五三・八七 | 四〇六・七〇 | 四二・五〇 | 七、八二九・一八 | 四・一五     | 四〇・〇〇 | 一三・二〇 | 〇五六・七一   | 〇五六・七一   |

第三の事業は、右の如き事故発生後の對應救済策の外、被保険者の健康を保持する爲め、適當なる施設即ち保健施設をなし、相俟つて被保険者の健康保全増進を圖るのであるが、昭和四年度五年度は組合設立に關する、前途の見透しも付かない不安な時代であつたから、積極的に保健施設が出来なかつたのであるが、昭和六年度から組合經濟の餘裕も出來、前途の見透しも付く様になつたので、左記の如く保健施設に意を用ひつゝある次第である。

昭和六年度保健施設費用 一三三・七三

昭和六年度保健施設事項

- 一、パンフレット「寄生虫豫防の心得」を各被保険者に配布
- 二、蛔虫驅除宣傳ポスターを各所に掲示
- 三、本社、各支店に於て寄生虫豫防講習會を開催
- 四、蛔虫驅除薬配布、服用者一、五二四名

昭和七年度保健施設費用 四七五・七一

昭和七年度保健施設事項

- 一、日本箱根豫防協會發行の小冊子「瘧疾と豫防の早わかり」配布
  - 二、被保険者一、九六二名の健康診断を実施
- 昭和八年度保健施設費用 七三〇・四二
- 昭和八年度保健施設事項
- 一、小冊子「花柳病の智識」を配布
  - 二、被保険者一、七二二名に種痘を実施
  - 三、陸上運動競技會實施
  - 四、健康者表彰

昭和九年度保健施設費用 七五一・六五

昭和九年度保健施設事項

- 一、社友雜誌に「呼吸器病の話」掲載
- 二、健康者座談會開催、座談の概要を社友雜誌に掲載
- 三、健康相談所開始
- 四、腸チフス豫防内服薬を希望者一、〇五六人に配布
- 五、赤痢豫防内服薬を希望者六〇人に配布
- 六、陸上運動競技會實施
- 七、健康者表彰

自昭和五年一月一日至昭和七年十二月卅一日、三年間一度も保險給付を受けなかつた被保険者七十七名を表彰し、表彰狀並に健康賞を授與

昭和十年度保健施設費用 一、一五五・二三

自昭和六年一月一日至昭和八年十二月卅一日、三年間一度も保險給付を受けなかつた被保険者三十五名を表彰し、表彰狀並に健康賞を授與

昭和十年度保健施設事項

- 一、性病に關する講演會を開催し、その講演の大意を社友雜誌に掲載
- 二、腸チフス、胃腸病につき社友雜誌に掲載
- 三、腸チフス豫防内服薬を希望者一、七九八人に配布、尙希望により三十二名に同豫防注射をなせり
- 四、蛔虫驅除薬を一、九四九人に配布
- 五、陸上運動競技會實施
- 六、健康者表彰

自昭和七年一月一日至昭和九年十二月卅一日、三年間一度も保險給付を受けなかつた被保險者三十五名を表彰し、表彰狀並に健康賞を授與

年度別收支殘金表

| 年度    | 收入      | 支出      | 準備積立金   | 別途積立金 | 差引      | 備考                                    |
|-------|---------|---------|---------|-------|---------|---------------------------------------|
| 四昭年度和 | 九、五七〇・九 | 七、〇六〇・七 | 三三・〇元   | —     | 二、五一〇・二 | 會社ヨリ醫師會へ支拂ヒタル一、二七〇・八八ヲ差引ケバ殘金二、〇三〇・三〇五 |
| 五昭年度和 | 四、三九〇・三 | 三、三〇一・八 | 一、〇〇〇・〇 | —     | 一、〇〇〇・〇 | 前年度ヨリ繰越シタル二、一五八・〇〇三ヲ引ケバ               |
| 六昭年度和 | 四、三六六・九 | 三、一六〇・三 | 一、〇〇〇・〇 | —     | 一、〇〇〇・〇 | 二、四三七・九〇ヲ差引ケバ三、八四八・ノ不足                |
| 七昭年度和 | 四、八八八・八 | 三、二九八・八 | 一、〇〇〇・〇 | —     | 一、〇〇〇・〇 | 前年度ヨリ繰越セル四、五九七・四五ヲ差引ケバ                |
| 八昭年度和 | 四、八八八・〇 | 三、〇〇〇・〇 | 一、〇〇〇・〇 | —     | 一、〇〇〇・〇 | 繰越金九、〇〇三・四九ヲ引ケバ三、七八五・五                |
| 九昭年度和 | 四、四六六・二 | 三、一〇七・三 | 一、〇〇〇・〇 | —     | 一、〇〇〇・〇 | 繰越金二、七八九・〇三ヲ引ケバ不足二、三八                 |
| 計     | 八、三三三・三 | 六、八六六・一 | 六、〇〇〇・〇 | —     | 一、四六六・二 | 繰越金二〇、四〇二・〇五ヲ差引ケバ不足三、二二               |

昭和十一年三月三十一日現在

準備積立金 八、三三三・三

別途積立金 一〇、〇〇〇・〇〇

支拂餘裕金 九、五二二・九

計 二七、八五七・九

第二節 社友會

本會は伊豫鐵道電氣株式會社の役員並に社員全部を以て組織せられてゐる社内の融和親睦と相互扶助とを主たる目的とするものであつて、會社永年の保護方針と全員の協力によつて現在次の如き事業を行つてゐるが其規約は次の通りである。

伊豫鐵道電氣株式會社友會

(昭和十一年四月現在規約)

第一章 總則

- 第一條 本會ハ伊豫鐵道電氣株式會社々友會ト稱ス
- 第二條 本會ハ左ノ者ヲ以テ組織ス
  - 一、正會員 伊豫鐵道電氣株式會社々員
  - 二、特別會員 同社役員
  - 三、名譽會員 評議員會ニ於テ推薦セラレタル功勞者
- 第三條 本會ハ會員ノ情誼ヲ厚クシ、相互扶助ニ依リ其ノ救濟並ニ福利増進ヲ計リ、且ツ智徳ヲ練磨シ、健康ノ向上ニ努メ、引イテ伊豫鐵道電氣株式會社ノ發展ニ寄與スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ノ事務所ハ伊豫鐵道電氣株式會社本店內ニ之ヲ設置ス
- 第五條 本會ハ支部ヲ置ク、其ノ名稱及事務所ノ所在地左ノ如シ
  - 一、松山支部 伊豫鐵道電氣株式會社本店內
  - 二、今治支部 同社今治支店內
  - 三、西條支部 同社西條支店內
  - 四、大洲支部 同社大洲支店內

第二章 社内自治共榮

第二章 社内自治共榮

- 五、八幡濱支部 同社八幡濱支店內
- 六、宇和島支部 同社宇和島支店內
- 七、中村支部 同社中村出張所内

松山支部以下各支部ハ伊豫鐵道電氣株式會社ノ本店、今治支店、西條支店、大洲支店、八幡濱支店、宇和島支店及中村出張所々屬ノ社員ヲ以テ夫々其ノ部員トス

第六條 會員一般ニ共通ナル事項ニシテ、統一のニ取扱フコトヲ便宜トスルモノハ本部ノ事業トシ支部ニ特殊ナル事項又ハ支部ノ自治ニ委任スルコトヲ便宜トスルモノハ支部ノ事業トス

第七條 本會ニ左ノ機關ヲ置ク

- 一、會長 一名
- 二、評議員會
- 三、理事 若干名
- 四、監事 若干名
- 五、支部長 各支部一名
- 六、支部議會

第七條ノ二 會長其地位ヲ去リタルトキハ評議員會ノ議決ヲ經テ名譽會長ニ推戴スル事ヲ得

第八條 伊豫鐵道電氣株式會社ヲ退社シタル正會員又ハ特別會員ハ本會ヲ退會シタルモノトシ、資產其他ニ對スル權利ヲ失フモノトス

第二章 會長

第九條 會長ハ伊豫鐵道電氣株式會社々長ヲ之ニ推戴ス  
會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

第三章 評議員會

第十條 評議員會ハ左ノ者ヲ以テ之ヲ組織ス

- 一、伊豫鐵道電氣株式會社ノ社長、常務ヲ執ル役員、支配人並ニ技師長
- 二、支部議員ノ互選ニ依リ選出セラレタル者
- 三、特別會員又ハ名譽會員ノ中ヨリ評議員會ノ議決ヲ經テ會長ノ推選セル者若干名

前項第二號ノ評議員ハ評議員會招集ノ都度各選舉區ニ於テ支部議員其ノ三分ノ二ヲ互選ス但シ計算上ノ端數ハ四捨五人スルモノトシ且ツ各選舉區ニ付二名ヲ下ラザルモノトス

第十一條 前條第一項第三號ノ評議員ノ任期ハ推選ノ日ヨリ二ケ年トス

第十二條 評議員會ハ毎年二月末日迄ニ會長之ヲ招集ス會長必要アリト認ムルトキハ、何時ニテモ臨時評議員會ヲ招集スル事ヲ得 第十條第一項第一號及第三號ノ評議員ト支部議員トノ三分ノ一以上又ハ監事ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ評議員會招集ノ請求アリタルトキハ、會長ハ三週間以内ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス

第十三條 會長評議員會ヲ招集セントスルトキハ、緊急ヲ要スル場合ヲ除ク外開會ノ日ヨリ少クモ七日前ニ會議ノ目的タル事項、開會ノ日時及場所ヲ第十條第一項第一號及第三號ノ評議員並ニ支部議員ニ通知スベシ

第十四條 評議員會ノ議長ハ會長之ニ任ジ、會長事故アルトキハ理事之ニ代ハル

第十五條 評議員會ハ評議員半数以上ノ出席アルニテラザレバ議決ヲナスコトヲ得ズ

第十六條 評議員會ノ決議ハ別段ノ定メアル場合ノ外出席評議員ノ過半数ヲ以テ決ス  
賛否同數ナルトキハ議長ノ裁決ニ依ル

第十七條 左ノ事項ハ評議員會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス  
一、規約ノ變更  
二、本規約ノ實施ニ必要ナル諸規則ノ制定並ニ變更  
三、理事監事及支部長ノ選任

第二章 社内自治共榮

第二章 社内自治共榮

四、豫算

五、決算ノ承認

六、其他重要ナル事項

前項第三號ノ監事ハ第十條第一項第一號及第三號ノ評議員又ハ支部評議員ノ中ヨリ、支部長ハ當該支部ヨリ選出セラレタル支部評議員ノ中ヨリ選ブコトヲ要ス

第十八條 規約ノ變更、基金ノ處分及解散ハ評議員三分ノ二以上出席シ、其ノ三分ノ二以上ノ賛成ヲ以テ議決スルコトヲ要ス

第十九條 評議員會ノ決議ハ決議録ニ記載シ評議員二人以上之ニ署名スベシ

第二十條 評議員會ノ決議ハ會長ノ承認アリタル後之ヲ施行ス

第二十一條 會員ハ評議員會ノ會議ヲ傍聽スルコトヲ得、但シ評議員會ニ於テ傍聽禁止ノ決議アリタルトキハ此ノ限りニアラズ

第四章 理事及監事

第二十二條 理事及監事ノ任期ハ其ノ選任ノ日ヨリ二ケ年トス、補缺ノタメ理事又ハ監事トナリタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

理事及監事ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十三條 理事ハ合議ニ依リ會務執行ニ關スル重要事項ヲ決定ス但シ其ノ決定ニ基キ其ノ執行ヲ分擔スルコトヲ妨グズ

第二十三條ノ二 會長缺ケタル時ハ其權限ヲ代行スル爲メ理事ノ互選ニ依リ臨時ニ會長代理ヲ選定ス

第二十四條 監事ハ會計ノ監査ヲナシ、意見ヲ具シテ之ヲ評議員會ニ報告スル事ヲ要ス

第五章 委員

第二十五條 會務ヲ處理スルタメ必要アルトキハ會長ハ理事會ノ推薦ニヨリ委員ヲ任命ス

委員ハ理事ノ指示ヲ受ケ會務ヲ處理ス

第六章 支部

第二十六條 支部長ハ支部ニ屬スル會務ヲ主宰ス

第二十二條及支部評議員互選規則第二十條ノ規定ハ支部長ニ之ヲ準用ス

第二十七條 支部員ハ別ニ定ムル處ニ依リ支部評議員ヲ互選ス

第二十八條 支部評議員ノ任期ハ選舉ノ日ヨリ二ケ年トス、補缺ノタメ支部評議員トナリタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十九條 支部評議員ハ支部會議ヲ組織シ支部ニ屬スル重要事項ヲ評議ス

第三十條 支部會議ハ支部長隨時之ヲ招集ス

第三十一條 第十六條及第二十一條ノ規定ハ支部會議ニ之ヲ準用ス

第三十二條 支部ノ豫算ハ支部會議ノ議決ヲ經テ理事會ノ承認ヲ受ケタベシ

支部ノ決算ハ監事ノ監査ヲ經テ評議員會ニ報告スベシ

第三十三條 支部ニ屬スル會務ヲ執行スルタメ必要アルトキハ支部長ハ會長ノ承認ヲ經テ支部委員ヲ置クコトヲ得

支部委員ハ支部長ノ指示ヲ受ケ會務ヲ處理ス

第七章 會計

第三十四條 本會ノ經費ハ左ノ收入ニヨリ之ヲ支辨ス

一、伊豫鐵道電氣株式會社ノ補助金

二、同會社役員其ノ他ノ寄附金

三、基本金ノ利息

四、會員ノ會費

五、娛樂場收入其他

第三十五條 會員中特別會員ハ毎年、正會員ハ毎月左ノ標準ニヨリ會費ヲ負擔ス、但シ伊豫鐵道電氣株式會社ヨリ給料ヲ受ケザルモノハ之ヲ負擔セズ

一、特別會員 年額金拾圓以上

二、正會員 伊豫鐵道電氣株式會社ヨリ受ケタル給料（月給者ニアリテハ其月給額日給者ニアリテハ其日給額ノ三十倍）ニ對シ別表會

第二章 社内自治共榮

費徴収率ヲ案ジタル金額、但シ給料見舞金ノ合計ガ前項給料ノ半額ニ滿タザル時ハ會費ヲ免除ス

第三十六條 毎年度末收支決算ノ上餘利ヲ生ジタル場合ハ其半額以上ヲ基金トシテ積立ツベシ

第三十七條 本會ノ會計年度ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日迄ヲ一年度トス

附 則

伊豫鐵道株式會社及伊豫水力電氣株式會社ニ於テ採用セラレ爾來引續キ伊豫鐵道電氣株式會社ニ在職セル者ハ當初採用セラレタル時ヨリ入會シタル者ト見做ス

會費徴収率表

| 給料月額<br>(円) | 徴収率<br>(%) | 給料月額<br>(円) | 徴収率<br>(%) | 給料月額<br>(円) | 徴収率<br>(%) | 給料月額<br>(円) | 徴収率<br>(%) | 給料月額<br>(円) | 徴収率<br>(%) |
|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| 二〇〇         | 三四         | 一〇〇         | 五〇         | 六六          | 二六〇        | 八二          | 三四〇        | 九八          |            |
| 三〇〇         | 三六         | 一一〇         | 五二         | 六八          | 二七〇        | 八四          | 三五〇        | 一〇〇         |            |
| 四〇〇         | 三八         | 一二〇         | 五四         | 七〇          | 二八〇        | 八六          | 三六〇        | 一〇二         |            |
| 五〇〇         | 四〇         | 一三〇         | 五六         | 七二          | 二九〇        | 八八          | 三七〇        | 一〇四         |            |
| 六〇〇         | 四二         | 一四〇         | 五八         | 七四          | 三〇〇        | 九〇          | 三八〇        | 一〇六         |            |
| 七〇〇         | 四四         | 一五〇         | 六〇         | 七六          | 三一〇        | 九二          | 三九〇        | 一〇八         |            |
| 八〇〇         | 四六         | 一六〇         | 六二         | 七八          | 三二〇        | 九四          | 四〇〇        |             |            |
| 九〇〇         | 四八         | 一七〇         | 六四         | 八〇          | 三三〇        | 九六          |            |             |            |

社友會支部議員互選規則

第一條 社友會規約第二十七條ニ依リ正會員ノ選出スル支部議員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ互選ス選舉區ハ支部ヲ以テ各一區トス、但シ松山支部ニアリテハ又ハ調査部ヲ以テ各一區トス、各選舉區ニ於テ選出スベキ支部議員ノ數ハ左表ニ依ル

| 會員數          | 五〇名未滿ノ選舉區 | 松山支部 | 其他ノ支部 |
|--------------|-----------|------|-------|
| 同 一〇〇名       | ▲         | 二    | 三     |
| 同 一七〇名       | ▲         | 三    | 四     |
| 同 二五〇名       | ▲         | 四    | 五     |
| 同 三五〇名       | ▲         | 五    | 六     |
| 同 三五〇名以上ノ選舉區 |           | 七    | 八     |

支部議員數

前項ノ會員數(休職者及出向中ノモノハ除ク)ハ總選舉ノ前年ノ十一月二十日現在ニ依ル

第二條 總選舉ハ一月中各支部所在地ニ於テ之ヲ行フ

第三條 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

第四條 選舉ニ關スル事項ハ理事之ヲ管理シ其ノ事務ヲ擔任ス

前項ノ場合必要アルトキハ代理人ヲ置タフ妨ケズ

第五條 理事ハ選舉ノ期日前少クトモ七日間投票及開票ノ日時並ニ各選舉區ニ於テ選舉スベキ支部議員ノ數ヲ告示スベシ

第六條 理事ハ選舉人ノ中ヨリ一選舉區ニ付二人ノ選舉立會人ヲ指名スベシ

第七條 選舉人ハ投票所ニ於テ選舉管理者ノ交付シタル投票用紙ニ其ノ選舉區ノ其ノ選舉ニ於ケル支部議員ノ數以下ノ被選舉人ノ氏名ヲ自ラ記載シテ投票スベシ

第八條 選舉人支部ノ在ル市町村以外ノ地ニ勤務シ業務上ノ事由ニ因リ選舉ノ當日投票所ニ至ルコト能ハザルトキハ通信ニ依リ投票ヲナスコトヲ得

第二章 社内自治共榮



支部ノ在ル市町村ニ勤務セル選舉人ト雖モ業務上ノ事由ニ因リ選舉ノ當日投票所ニ至ル事能ハザルトキハ選舉ノ日ヨリ五日前途ニ選舉管理  
者ニ之ヲ申出デ通信ニヨリ投票ヲナスコトヲ得

前二項ニヨリ通信投票ヲナサシムベキヤ否ヤハ理事之ヲ決定ス

第九條 選舉管理者ハ前條ニ依リ投票ヲナス者ニ少クモ選舉ヨリ三日前途投票用紙ヲ送達スベシ

第十條 前條ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル選舉人ハ投票用紙ニ其ノ選舉區ノ其ノ選舉區ノ其ノ選舉ニ於ケル支部議員ノ數以下ノ被選舉人ノ氏名ヲ自  
ラ記載シ、之ヲ封筒ニ入レ封緘シ其ノ表面ニ署名捺印シ且ツ投票在中ノ旨ヲ明記シ投票時間ノ終了スル時迄ニ到達スル權選舉管理者ニ之ヲ  
送付スベシ

第十一條 天災其ノ他運タベカラザル事故ニ因リ投票ヲ行フコトヲ得ザルトキ又ハ第二十二條ニ依リ更ニ選舉ヲ行フノ必要アルトキハ理事ハ第五條ニ  
準ジ告示ヲナスベシ

第十二條 投票終ルノ後選舉管理者ハ選舉立會人ノ面前ニ於テ投票ヲ點檢スベシ、此ノ場合ニ於テ封筒ニ入レタル投票アルトキハ其ノ封筒ヲ開封シ總  
テノ投票ヲ混同シタル後點檢スベシ

第十三條 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

- 一、成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ
  - 二、被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
  - 三、現ニ支部議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
  - 四、一投票中其ノ選舉區ノ其ノ選舉ニ於ケル支部議員ノ數ヲ超過スル被選舉人ノ氏名ヲ記載シタルモノ
  - 五、被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ、但シ身分住所職稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限リニアラズ
  - 六、被選舉人ノ何人ナルカヲ確認シ難キモノ
- 前項第三號ノ規定ハ第二十二條ノ規定ニ依ル選舉ノ場合ニ限リ之ヲ適用ス
- 第一項第二號第三號又ハ第六號ニ該當スル投票ハ總記投票ノ場合ニ於テハ其ノ該當ノ部分ノミヲ無効トス

第十四條 投票ノ効力ハ選舉立會人ノヲ決定ス、可否同數ナルトキハ選舉管理者之ヲ決定ス

第十五條 有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス、但シ其ノ選舉區ノ其ノ選舉ニ於テ選出スベキ支部議員ノ數ヲ以テ總被選舉人ノ得票總數ヲ  
除シテ得タル數ノ五分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

第十六條 當選人ヲ定ムルニ當リ得票數同ジキトキハ開票場ニ於テ選舉管理者選舉立會人ノ面前ニテ抽籤ニ依リ之ヲ定ム

第十七條 當選人定リタルトキハ選舉管理者ハ直ニ當選人ニ當選ノ旨ヲ告知スベシ

第十八條 當選人定ラザリシ者ニ付當選人ヲ定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ選舉管理者ハ直ニ當選人ニ當選ノ旨ヲ告知スベシ

第十九條 當選人當選ヲ辭セントスルトキハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ正當ノ理由ヲ具シテ會長ニ之ヲ申立テ其ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第二十條 支部議員辭任セントスルトキハ正當ノ理由ヲ具シテ會長ニ之ヲ申立テ其ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第二十一條 支部議員其ノ選出セラレタル選舉區ヲ去リタルトキハ其ノ資格ヲ失フ

支部議員辭任失格又ハ死亡シタルトキハ其ノ缺員補充ノタメ理事ハ直ニ其ノ選舉區ノ最近ノ選舉ニ於ケル第十五條第一項但書ノ得票者ニシテ  
テ當選人トナラザリシモノニ就キ當選人ヲ定ムベシ

前項ノ場合ニ於テ理事ハ直ニ當選人ニ當選ノ旨ヲ告知スベシ

第二十二條 當選人ナキトキハ、若ハ當選人其ノ選舉ニ於テ選舉スベキ支部議員ノ數ニ達セザルトキ又ハ前條ノ規定ニ依リ支部議員ノ缺員ヲ補フコト能  
ハザルトキハ其ノ不足數ニ付選舉ヲ行フ

第五條ノ規定ハ前項ノ場合ニ準用ス

第一項ノ選舉ハ選舉ヲ行フベキ事由ノ生ジタル時ヨリ一ヶ月以内ニ其ノ支部所在地ニ於テ之ヲ行フコトヲ要ス

社友會各種贈呈金規則

第一條 會員ノ吉凶、災害又ハ退會ニ對シテハ本規約ニ依リ慶弔金見舞金又ハ特別金ヲ贈呈ス

第二條 正會員ノ慶弔贈呈金ハ左ノ通りトス

- 一、正會員死亡ノ時ハ弔慰金並禮儀供物トシテ

金拾五圓

第二章 社内自治共榮

第二章 社内自治共榮

二、正會員家族死亡吊慰金

イ、父母配偶者

金拾圓

七二二

但同一戸籍内ニ在ルモノ（他家ニ入りタルモノニシテ戸籍上ノ手續未了者ヲ除ク）又ハ扶養シツアルモノニ限ル

ロ、子女、祖父母、兄弟姉妹、孫

金五圓

（ロ）ニ於テハ同一戸籍ニ在リテ同居セルモノ又ハ同居セザルモ死體ヲ引取リテ葬儀ヲ行フ場合ニ限ルモノトシ生後一ヶ月未滿ハ贈呈セズ

家族死亡ノ場合家族中會員二人以上アル場合ノ吊慰金ハ其ノ内一人ニハ全額（金額ニ差異アルトキハ高キ方ニヨル）其ノ他ノモノニハ相當金額ノ二分ノ一トシ之ヲ併合ス

三、正會員ノ結婚敷金

金貳圓

四、出生敷金

金貳圓

但シ父母共會員ノ場合ハ其ノ一人ニ對シテハ半額トシ之ヲ併合ス

五、入營敷金

金貳圓

第三條 正會員ノ災害見舞又ハ救済並ニ出征等ノ贈呈金ハ理事會ノ議ヲ經テ之ヲ定ム

第四條 正會員退會（死亡ヲ含ム）ノ場合ニ於テハ昭和八年三月一日ヨリ起算シ會員タルコト一ヶ年毎ニ退會當時ノ給料月額百分ノ二ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ贈呈ス

第五條 昭和八年二月二十八日ニ於テ正會員タリシモノニ對シテハ左記ニヨリ計算シタル金額ヲ前條ノ外ニ加算贈呈ス

一、昭和元年十二月三十一日迄ハ同日ノ給料月額ヲ標準トシ、同日迄ノ在會年數ニ從ヒ左記ニヨリ計算シタル金額

（イ）六ヶ年未滿ノモノニハ一ヶ年毎ニ給料月額ノ百分ノ八ノ割合

（ロ）六ヶ年以上ノモノニハ一ヶ年毎ニ給料月額ノ百分ノ十ノ割合

二、昭和二年一月一日ヨリ昭和八年二月二十八日迄ハ昭和八年二月二十八日ノ給料月額ヲ標準トシ在會年數ニ從ヒ一ヶ年毎ニ給料月額ノ百分ノ五ノ割合ヲ以テ計算シタル金額

第六條 前二條ノ計算ノ場合ニ於ケル一ヶ年ニ滿タザル期間ハ月割計算トシ尙計算尻ノ間位未滿ハ四捨五入トス

第七條 名譽會員及特別會員ノ吉凶、災害及退會ニ對スル贈呈金ハ理事會ノ議ヲ經テ之ヲ定ム

第八條 社友會規約第三十五條本文但書ノ會員ニ對シテハ本規約ハ之ヲ適用セズ、但シ休職又ハ出向中ノ會員死亡ノトキハ第二條第一號ノ吊慰金並ニ葬儀供物ヲ贈呈シ退會（死亡ヲ含ム）ノ場合ハ休職又ハ出向ノ期間ヲ在會年數ヨリ控除シテ計算シタル餞別金ヲ贈呈ス

社友會正會員退會餞別金取扱規則

第一條 社友會各種贈呈金規則第一條ニヨリ正會員退會ノ場合贈呈スル餞別金ノ引當金トシテ毎年度末ニ於テ當該年度十一月ノ正會員給料總計ノ百分ノ二・二以上ヲ積立フルモノトス

第二條 餞別引當金ハ正會員ノ退會餞別金ノ支拂ニ充當スル外他ノ用途ニ用フルコトヲ得ザルモノトス

即ち其事業を大體説明して見ると

一、會員の吉凶の場合の慶弔

二、火災水害等の場合の救済

三、救済の爲めの金融

四、退會餞別金の贈呈

五、機關雜誌「社友」の發行

六、購賣機關の經營

七、社員俱樂部「社友會館」の經營

八、運動趣味娯樂の施設

等であつて昭和十年度に於ける其實績並に本會の資産状態は次の如くである。

財產目錄

(昭和十年十二月末現在)

| 種別       | 摘要                              | 金額  |
|----------|---------------------------------|---|
| 有價證券     | 公債證書 四分利 四五〇・〇〇〇                | 四〇、一七八・〇二〇  |
| 貸付金      | 會員貸付金外 特別當座預金 手許有高 共濟組合資金外 郵便貯金 | 九、二九九・七五〇<br>一、〇九六・四九〇<br>四九〇・〇〇〇<br>三、五四〇・〇〇〇<br>一、八〇二・五〇〇 |
| 特別資金見返預金 | 伊豫鐵電株式 新株 三八七株 五八四株             | 四〇、一七八・〇二〇  |
| 合計       |                                 | 五六、四〇六・七六〇  |

貸借對照表 伊豫電社友會本部

(昭和拾年十二月一日)

| 資產之部     |            | 負債及基金之部  |            |
|----------|------------|----------|------------|
| 科目       | 金額         | 科目       | 金額         |
| 有價證券     | 四〇、一七八・〇二〇 | 基特別資金    | 一一、七六〇・〇〇〇 |
| 貸付金      | 九、二九九・七五〇  | 退會證別引當金  | 一、八〇二・五〇〇  |
| 現預金      | 一、〇九六・四九〇  | 借入金      | 一九、〇〇一・〇〇〇 |
| 假拂金      | 四九〇・〇〇〇    | 特別資金見返預金 | 三三、〇〇〇・〇〇〇 |
| 特別資金見返預金 | 三、五四〇・〇〇〇  | 合計       | 五六、四〇六・七六〇 |
| 合計       | 五六、四〇六・七六〇 |          |            |

收支計算書 社友會本部

自昭和十年一月一日 至昭和十年十二月卅一日

| 支出之部   |            | 收入之部   |            |
|--------|------------|--------|------------|
| 科目     | 金額         | 科目     | 金額         |
| 慶吊贈呈金  | 二、三三六・〇〇〇  | 前年度繰越金 | 一、〇〇三・三八〇  |
| 退會證別引當 | 二、八〇〇・〇〇〇  | 正會員會費  | 四、〇〇三・五六〇  |
| 社友編輯費  | 一、〇〇〇・〇〇〇  | 特別會員會費 | 五〇〇・〇〇〇    |
| 各支部副當金 | 二、八六〇・〇〇〇  | 會社補助金  | 二、五〇〇・〇〇〇  |
| 支拂利息   | 一、一四七・四三〇  | 受人利息   | 五六八・三八〇    |
| 評議員會旅費 | 二四〇・六〇〇    | 有價證券收入 | 三、三三八・三四〇  |
| 會館費    | 一、五五八・〇五〇  | 會館收入   | 九五八・五五〇    |
| 雜費     | 八六・八七〇     | 合計     | 二二、八七二・二一〇 |
| 小計     | 一一、〇二八・九五〇 |        |            |
| 合計     | 二二、八七二・二一〇 |        |            |

昭和十年年度 社友會支部決算報告 收支計算書

收入

| 科目     | 松山       | 今治       | 西條     | 大洲     | 八幡濱    | 宇和島    | 中村     | 合計       |
|--------|----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 前年度繰越金 | 一、九八六・六五 | 一、〇三三・七五 | 四六六・元  | 四七〇・〇〇 | 二二五・元  | 二九七・九五 | 一五三・三三 | 四、三三三・五五 |
| 本部交付金  | 一、三三〇・〇〇 | 三三六・〇〇   | 三三六・〇〇 | 一三九・〇〇 | 三三三・〇〇 | 三〇〇・〇〇 | 四九・〇〇  | 二、八〇〇・〇〇 |
| 受入利息   | 一一・九一    | 四五・三一    | 一〇・三一  | 二二・八   | 六六・八一  | 八六・七一  | 五・六    | 三二〇・九    |
| 撞球部收入  | 二六・七五    |          |        |        |        |        |        | 二六・七五    |
| 合計     | 三、三六三・三一 | 一、四〇五・〇六 | 八一八・三一 | 六三二・〇八 | 九二四・〇八 | 七八〇・三三 | 一六八・〇〇 | 七、二八二・〇〇 |

|    |   |          |          |       |       |       |       |         |         |
|----|---|----------|----------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 雜收 | 計 | 三、三九九・三三 | 一、三三四・三三 | 七、七〇〇 | 三、三〇〇 | 四、四三三 | 七、六六三 | 二、〇三六・八 | 七、六三九・九 |
| 計  | 人 | 三、三九九・三三 | 一、三三四・三三 | 七、七〇〇 | 三、三〇〇 | 四、四三三 | 七、六六三 | 二、〇三六・八 | 七、六三九・九 |

支出

|          |          |       |       |       |       |       |        |        |
|----------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 科目       | 松山       | 今治    | 西條    | 大洲    | 八幡濱   | 宇和島   | 中村     | 合計     |
| 庶務部費     | 三、三九九・三三 | 四、九七〇 |       |       | 三、三〇〇 | 二、九〇〇 | 五、〇〇〇  | 六、〇〇〇  |
| 各所補助金    | 一、三〇〇    |       |       |       |       | 一、二〇〇 |        | 二、五〇〇  |
| 接待費等補助   |          | 三、三三三 |       |       |       | 一、〇〇〇 |        | 四、三三三  |
| 雜費       |          | 一、八二五 |       |       |       |       |        | 一、八二五  |
| 會館使用料    | 二、〇〇〇    |       |       |       |       |       |        | 二、〇〇〇  |
| 豫備金      | 一〇、〇〇〇   |       |       |       |       |       |        | 一〇、〇〇〇 |
| 體育部費     | 四、九〇〇    | 七、七〇〇 | 一、七五〇 | 六、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 一、五〇〇 | 二、六〇〇  | 九、七〇〇  |
| 野球部費     | 九、〇〇〇    | 八、八〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、〇〇〇 |       | 八、〇〇〇 | 一、八〇〇  | 一八、〇〇〇 |
| 庭球部費     | 二、〇〇〇    |       | 二、〇〇〇 | 六、〇〇〇 |       |       |        | 一〇、〇〇〇 |
| 山岳部費     | 三、〇〇〇    |       |       |       |       |       |        | 三、〇〇〇  |
| 水泳部費     | 〇、〇〇〇    |       |       |       |       |       |        | 〇、〇〇〇  |
| 競技運動會等補助 | 三、三〇〇    | 四、〇〇〇 | 九、〇〇〇 |       |       | 〇、〇〇〇 |        | 一〇、〇〇〇 |
| 其他       | 一、三〇〇    | 八、八〇〇 |       |       |       |       |        | 一〇、一〇〇 |
| 武道鍛練部費   | 三、三〇〇    |       |       |       |       |       |        | 三、三〇〇  |
| 劍道部費     | 一、三〇〇    |       |       |       |       |       |        | 一、三〇〇  |
| 弓道部費     | 〇、〇〇〇    |       |       |       |       |       |        | 〇、〇〇〇  |
| 居合部費     | 七、七〇〇    |       |       |       |       |       |        | 七、七〇〇  |
| 智育部費     | 四、四〇〇    | 六、六〇〇 | 四、四〇〇 | 六、六〇〇 | 七、七〇〇 | 〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 六、六〇〇  |

各種贈呈金

各種贈呈金規則により昭和十一年度中にて贈呈したものは弔慰金一七〇件一、五七八圓、歡金三五九件七一八圓、退會餞別金八四件一、四〇三圓、計六一三件三、六九九圓であつて内譯は左の通りである。

昭和十年中社友會吉凶贈呈金調

一、弔慰金

|        |          |          |       |       |       |       |        |         |
|--------|----------|----------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|
| 圖書部費   | 三、三九九・三三 | 六、六〇〇    | 三、三〇〇 | 六、六〇〇 | 七、七〇〇 | 〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 七、六三九・九 |
| 講演部費   | 三、三〇〇    |          |       |       |       |       |        | 三、三〇〇   |
| 座談會費   | 三、三〇〇    |          |       |       |       |       |        | 三、三〇〇   |
| 娛樂部費   | 三、三〇〇    | 三、三〇〇    | 六、六〇〇 | 六、六〇〇 | 二、二〇〇 | 八、〇〇〇 | 四、四〇〇  | 四、四〇〇   |
| 卓球部費   | 四、四〇〇    | 一、一〇〇    |       | 六、六〇〇 |       |       |        | 八、一〇〇   |
| 撞球部費   | 四、四〇〇    |          |       |       |       |       |        | 四、四〇〇   |
| 音樂部費   | 八、八〇〇    | 六、六〇〇    | 三、三〇〇 |       |       |       |        | 一八、七〇〇  |
| 雜娛樂費   | 七、七〇〇    | 六、六〇〇    | 三、三〇〇 |       |       |       |        | 一七、六〇〇  |
| 福利部費   | 六、六〇〇    |          |       |       |       |       |        | 六、六〇〇   |
| 婦人部費   | 六、六〇〇    |          |       |       |       |       |        | 六、六〇〇   |
| 次年度繰越金 | 一、七〇〇・五  | 一、〇〇〇・六  | 五、八〇〇 | 六、七〇〇 | 二、〇〇〇 | 三、三〇〇 | 一、九〇〇  | 四、六〇〇・〇 |
| 合計     | 三、三九九・三三 | 一、三三四・三三 | 七、七〇〇 | 六、六〇〇 | 四、四〇〇 | 七、七〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 七、六三九・九 |

|      |        |        |        |           |        |       |    |
|------|--------|--------|--------|-----------|--------|-------|----|
| 支部別  | 正會員死亡  | 父母・配偶者 | 同上二人以上 | 子女祖父母兄弟姉妹 | 同上二人以上 | 特別會員  | 計  |
| 松山支部 | 規定額一五圓 | 同 一〇圓  | 同 五圓   | 同 五圓      | 同 二・五圓 | 見舞金   | 計  |
| 6    | 九〇     | 44     | 4      | 34        | 1      | 3     | 91 |
|      | 四四〇    | 一五〇    | 一七〇    | 二・五〇      | 四一     | 七五八・五 |    |

| 計     | 中村支部  | 宇和島支部 | 八幡濱支部 | 大洲支部 | 西條支部 | 今治支部 | 松山支部 |
|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| 14    | 3     |       | 1     | 1    | 3    |      |      |
| 二二〇   | 四五    |       | 一五    | 一五   | 四五   |      |      |
| 84    | 1     | 13    | 8     | 2    | 10   | 6    |      |
| 八三二   | 一〇    | 一三〇   | 八〇    | 二〇   | 一〇〇  | 五二   |      |
| 4     |       |       | 1     |      |      |      |      |
| 二〇    |       |       | 五     |      |      |      |      |
| 60    | 2     | 5     | 1     | 3    | 13   | 2    |      |
| 三〇〇   | 一〇    | 二五    | 五     | 一五   | 六五   | 一〇   |      |
| 2     | 1     |       |       |      |      |      |      |
| 五     | 二・五   |       |       |      |      |      |      |
| 6     | 2     | 1     |       |      |      |      |      |
| 二二一   | 一四五   | 二五    |       |      |      |      |      |
| 170   | 6     | 22    | 10    | 6    | 24   | 11   |      |
| 一、五七八 | 一六七・五 | 二二五   | 九〇    | 五〇   | 一八〇  | 一〇七  |      |

二、歎金及退會費別金

| 支 部 別 | 歎 金   |       | 退 會 費 別 金   |       |
|-------|-------|-------|-------------|-------|
|       | 規 定 額 | 二 圓   | 同 出 生 同 一 圓 | 同 二 圓 |
| 計     | 72    | 一四四   | 283         | 五六六   |
| 中村支部  | 8     | 一六    | 1           | 二     |
| 宇和島支部 | 6     | 一二    | 34          | 六八    |
| 八幡濱支部 | 5     | 一〇    | 25          | 五〇    |
| 大洲支部  | 13    | 二六    | 14          | 二八    |
| 西條支部  | 5     | 一〇    | 38          | 七六    |
| 今治支部  | 35    | 七〇    | 18          | 三六    |
| 松山支部  |       |       | 153         | 三〇六   |
| 計     |       |       |             |       |
| 計     | 359   | 七一八   | 84          | 一、四〇三 |
| 中村支部  | 1     | 二     | 2           | 八     |
| 宇和島支部 | 43    | 八六    | 10          | 八八    |
| 八幡濱支部 | 31    | 六二    | 9           | 一四四   |
| 大洲支部  | 19    | 三八    | 3           | 四七    |
| 西條支部  | 52    | 一〇四   | 9           | 一〇四   |
| 今治支部  | 24    | 四八    | 15          | 二二九   |
| 松山支部  | 189   | 三七八   | 36          | 七七三   |
| 計     |       |       |             |       |
| 計     | 一、四〇三 | 三、六九九 |             |       |

株式購入事業

昭和十年度中に於て會員へ伊豫鐵道電氣會社株式購入斡旋をした成績は次の通りである。

| 贈 呈 金 計 | 弔 慰 金 |     | 別 金   |     | 合 計   |
|---------|-------|-----|-------|-----|-------|
|         | 件 數   | 金 額 | 件 數   | 金 額 |       |
| 一七〇     | 一、五七八 | 八四  | 一、四〇三 | 六一三 | 三、六九九 |
| 件 數     | 金 額   | 件 數 | 金 額   | 件 數 | 金 額   |
| 一七〇     | 一、五七八 | 八四  | 一、四〇三 | 六一三 | 三、六九九 |

| 計   | 新 株 |     | 舊 株 |     | 代 價        | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|-----|------------|-----|
|     | 株 數 | 金 額 | 株 數 | 金 額 |            |     |
| 計   | 五八  | 三三二 | 二九  | 一一二 | 一七、九九三・五五〇 |     |
| 新 株 | 二九  | 二二〇 | 二九  | 一一二 | 七、九〇八・五〇〇  |     |
| 舊 株 | 二九  | 一一二 | 二九  | 一一二 | 一〇、〇八五・五〇〇 |     |
| 計   | 五八  | 三三二 | 二九  | 一一二 | 一七、九九三・五五〇 |     |

右購入出資内譯

| 計         | 社 員 積 立 金 |           | 現 株 積 立 金 |            |
|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
|           | 金 額       | 金 額       | 金 額       | 金 額        |
| 計         | 七、六八〇・五〇〇 | 九、三八一・〇〇〇 | 九、三八一・〇〇〇 | 一七、九九三・五五〇 |
| 社 員 積 立 金 | 七、六八〇・五〇〇 | 九、三八一・〇〇〇 | 九、三八一・〇〇〇 | 一七、九九三・五五〇 |
| 現 株 積 立 金 | 九、三八一・〇〇〇 | 九、三八一・〇〇〇 | 九、三八一・〇〇〇 | 一七、九九三・五五〇 |

救濟貸付金

昭和十年度に於ける貸付金取扱の概況は次の通りである。

| 支 部 別 | 前 年 末 現 在 |          | 本 年 新 規 貸 付 |           | 本 年 回 收 |           | 本 年 末 現 在 |          | 前 年 ト ノ 比 較 増 減 |          |
|-------|-----------|----------|-------------|-----------|---------|-----------|-----------|----------|-----------------|----------|
|       | 件 数       | 金 額      | 件 数         | 金 額       | 件 数     | 金 額       | 件 数       | 金 額      | 件 数             | 金 額      |
| 松山支部  | 八         | 五、一〇〇.〇〇 | 八           | 八、七〇〇.〇〇  | 八       | 七、三〇〇.〇〇  | 七         | 六、五〇〇.〇〇 | 七               | 一、二〇〇.〇〇 |
| 今治支部  | 一         | 八〇.〇〇    | 一           | 一〇〇.〇〇    | 一       | 一〇〇.〇〇    | 一         | 三〇〇.〇〇   | 一               | 二〇〇.〇〇   |
| 西條支部  | 八         | 七、〇〇〇.〇〇 | 八           | 一、三六〇.〇〇  | 七       | 一、〇四〇.〇〇  | 八         | 三、七〇〇.〇〇 | 一               | 二、六〇〇.〇〇 |
| 大洲支部  | 五         | 四、七〇〇.〇〇 | 九           | 一、四〇〇.〇〇  | 六       | 一、〇四〇.〇〇  | 八         | 三、七〇〇.〇〇 | 三               | 三、〇〇〇.〇〇 |
| 八幡濱支部 | 四         | 一、〇〇〇.〇〇 | 七           | 八〇〇.〇〇    | 七       | 六、六〇〇.〇〇  | 三         | 六、二〇〇.〇〇 | 三               | 一、四〇〇.〇〇 |
| 宇和島支部 | 三         | 三、〇〇〇.〇〇 | 二           | 一、〇〇〇.〇〇  | 三       | 七、七〇〇.〇〇  | 二         | 六、六〇〇.〇〇 | 減 一             | 一、一〇〇.〇〇 |
| 合 計   | 二九        | 六、六七五.〇〇 | 二五          | 一三、三九〇.〇〇 | 二四      | 一〇、九五〇.〇〇 | 二四        | 九、〇七五.〇〇 | 三               | 二、一四五.〇〇 |

雜誌「社友」發行

昭和十年度に於ける「社友」發行の状況は正月號(第一〇二號)より歳末號(第一〇九號)に至る前後八號を發行し第一〇三號は社友會館落成記念號第一〇四號は今治火力發電所落成記念號とした。そして毎號の發行部数は二千三百部此經費は約壹千五百圓を要してゐる。

社友會設立の経緯

抑も本會は伊豫鐵道株式會社の鐵道俱樂部と伊豫水力電氣株式會社の社友會の兩者が兩會社の合併に伴ひ大正六年五月合同設立したものであつて、鐵道俱樂部は明治四十二年一月當時の同社役員諸氏の寄附其他を基金として生れたものである。其基金は會社の庇護、會員の自制によつて逐年増加しこれに従つて事業を擴張し、社員の親睦と福利増進に努めて來たのであるが、設立當時の規約及基金の狀態は次の如きものであつた。

鐵道俱樂部規約

伊豫鐵道株式會社 (明治四十二年一月)

第一條 本部ハ伊豫鐵道株式會社役員及職員ヲ以テ組織シ鐵道俱樂部ト稱ス

第二條 本部ハ部員相濟ケテ情誼ヲ厚クシ兼テ鐵道ニ關スル智識ヲ交換シ研究ヲ爲スヲ目的トス

第三條 本部ハ伊豫鐵道株式會社内ニ設置ス

第四條 本部ニ幹事長一名幹事十名以内ヲ置キ一切ノ事務ヲ處理ス

幹事長ハ役員ヨリ幹事ハ職員ヨリ何レモ之ヲ互選シ其任期ヲ二年トス

幹事、互選ヲ以テ常務幹事及會計幹事ヲ定ムル事ヲ得ベシ

第五條 伊豫鐵道株式會社ノ役員及職員ハ總テ入會ヲ求ムルモノトス

部員退社シタル時ハ退會シタルモノトス、但シ退社シタル役員及職員ト雖ドモ本社若クハ本部ニ功勞アルモノハ幹事會ノ決議ニ依リ名譽部員ニ推選スル事ヲ得ベシ

名譽部員ハ部員ト同一ノ權利アルモノトス

第六條 部員總會ハ幹事ノ決議ニ因リ臨時ニ開會ス

總會ハ部員ヲ分テ二日以上ニ開會スル事ヲ得

第七條 本部ニ新聞雜誌書籍並ニ遊戯具ヲ備付ケ部員ハ之ヲ閱讀シ若クハ使用スル事ヲ得

但シ幹事ノ許諾ヲ得ザレバ外部ニ搬出スル事ヲ得ズ

部員ハ家族友人ヲ伴ヒ事務所ヲ使用スル事ヲ得

第八條 部員中傷病其他ノ事由ニ依リ特ニ困難ニ陥リタルモノハ救恤金ヲ贈與ス

部員ニシテ死亡シタル時ハ遺族ニ對シ弔慰金ヲ贈與ス

伊豫鐵道株式會社雇人ニシテ前二項ニ該當スルモノハ救恤又ハ弔慰ヲ爲ス事アルベシ

第九條 本部ハ講話會懇親會又ハ運動會ヲ開ク事アルベシ

第十條 本部ノ經費ハ左ノ收入ニヨリ之ヲ支出ス

一、役員其他ノ寄附金

第二章 社内自治共榮

第二章 社内自治共榮

一、伊豫鐵道株式會社ノ補助金

一、同社賣店純益ノ寄附金

一、部員ノ贈金

第十一條 部員中伊豫鐵道株式會社ノ職員ハ左ノ標準ニ依リ贈金スベシ

一、俸給月額十五圓迄ノモノハ毎月金十錢

一、俸給月額三十圓迄ノモノハ毎月金二十錢

一、俸給月額三十一圓以上ノモノハ毎月金三十錢

第十二條 毎年末收支計算ノ上餘剩ヲ生ジタル時ハ其半額以上ヲ基金トシテ積立ツベシ

寄附金ニシテ殊ニ基金ノ指定ヲ受ケタルモノ亦同ジ

基金ハ部員總會ノ決議ヲ經タル上ニアラサレバ元金ヲ使用スル事ヲ得ズ

第十三條 總會シタル部員ハ本部ノ資産ニ對シテ權利ヲ失フモノトス但シ名譽部員ニ推選セラレタルモノハ此限リニアラズ

第十四條 此規約ノ改正ハ部員總會ニ於テ決議シ伊豫鐵道株式會社ノ承認ヲ受タルヲ要ス

明治四十二年一月十七、八日伊豫鐵道株式會社役員及社員合議の上規約を定め成立す

創立に當リ基金として左の通り寄附ありたり。

一金 五百圓 井上要、八東喜藏、古畑寅造

一金 貳拾五圓 賀田金三郎

一金 拾五圓 松下 信光

一金 五圓 藤岡勘左衛門

一金 五圓 藤谷 豊城

一金百九拾圓六錢九厘 明治卅年以前社員積立金種額

一方伊豫水力電氣株式會社々友會は大正二年四月創立せられ之又同社々員の爲に不斷の寄與をして來たのである。そして其設立當時の規約は次の通である。

社 友 會 規 約 伊豫水力電氣株式會社 (大正二年四月)

一、本會ハ伊豫水電社友會ト稱シ伊豫水力電氣株式會社在職中ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

二、本會ハ會員ノ親睦ヲ圖リ其他相互救済ヲ以テ目的トス

三、本會々員ニ會費トシテ毎月俸給ノ百分ノ一ヲ抽出スルモノトス

四、本會ニ幹事二名ヲ置ク一切ノ會務ヲ處理セシム

五、幹事ノ任期ハ一ヶ年トシ毎年十二月會員中ヨリ之レヲ選舉ス

六、幹事ハ名譽職トス

七、會員中吉凶アリタル場合ニハ左ノ標準ニ依リ金品ヲ贈與ス

會員ノ病氣(但シ一ヶ月以上ニ渉ルニ限ル) 金五圓以内

會員又ハ其配偶者ノ死亡 金十圓以内

會員ノ父母、祖父母ノ死亡 金八圓以内

會員ノ結婚 金八圓以内

會員ノ子女出家 金三圓以内

會員ノ子女死亡 金五圓以内

會員ノ退任(但シ三年以上在職者) 金八圓以内

八、幹事ハ會費ヲ以テ前條ノ支出其他ノ費用ニ充テ剩餘ヲ生ジタルトキハ之ヲ會金トナシ銀行ニ預ケ入ルモノトス

九、會金及會費ヲ以テ第七條ノ支出其他ノ費用ヲ支辨スルニ不足ヲ生ジタルトキ幹事ハ一時ノ必要ノ金額ヲ借入レ其他適宜ノ所置ヲナシ以後ノ會費ヲ以テ其辨済ヲナスコトヲ得

- 十、前條ノ借入金ガ六ヶ月以上経過スルモ尙稱済未了ノ場合ニハ第三條ニヨリ會員ヨリ取要金額ノ追徴ヲナシ其稱済ニ充テ
  - 十一、幹事ハ毎年二回五月、十一月收支計算ヲナシ會員ニ報告スベシ
  - 十二、會員退會ノ場合ト雖モ已ニ拂込ミタル會費ハ返還セズ
  - 十三、本規約以外ノ事項ニ付テハ幹事ニ於テ適宜之ヲ處理シ其重大ナル事項ハ後日會員ニ報告スベシ
- 以上職員ノ意見ヲ徴シ之ヲ定スルモノ也
- 大正二年四月

幹 事

斯くの如く鐵道俱樂部は役員並に職員を以て組織シ社友會は職員を以て組織せられて職員又は備員は加はつてゐなかつたが、たゞ鐵道俱樂部は幹事會の役員を以て會員外の救済をも行つたのである。次いで新に伊豫鐵道電氣株式會社々友會の組織せらるゝに當り次の契約に示す如く會社の役員並に全社員を網羅することに一大改革を加へるに至つたのである。而して其合併設立せられたる當時兩者が持ち寄りたる資産並に其年度の收支豫算は次の如く現在に比し相當隔世の感なきを得ぬのである。

社 友 會 規 約

伊豫鐵道電氣株式會社 (大正六年五月合併設立ノトキ)

- 第一條 本會社ハ伊豫鐵道電氣株式會社々友會ト稱ス
  - 第二條 本會ハ左記ノ者ヲ以テ組織ス
    - 一、名譽會員 幹事會ニ於テ推選シタル功勞者
    - 一、特別會員 伊豫鐵道電氣株式會社役員
    - 一、正會員 會社職員、準職員
    - 一、準會員 會社職員
  - 第三條 本會ハ會員ノ情誼ヲ厚クシ兼テ業務ニ關スル智識ヲ交換研究シ且會員吉凶ノ慶弔及相互救済ヲ爲スヲ目的トス
- 會員ノ娯樂場ヲ置キ又購買機關ヲ設クルコトヲ得

第四條 本會ハ伊豫鐵道電氣株式會社内ニ設置ス

第五條 本會ニ會長一名幹事若干名ヲ置キ一切ノ事務ヲ處理ス

會長ハ特別會員中ヨリ互選シ幹事ハ正會員中ヨリ之ヲ選舉シ其任期ヲ二ケ年トス  
但任期ハ其年度ノ定時總會迄伸縮スル事ヲ得  
幹事ハ互選ヲ以テ會計其他ノ事務ヲ分任スルコトヲ得

第六條 定時總會ハ毎年一月開催シ會務ノ報告其他重要ノ事項ヲ決議ス

臨時總會ハ必要ニ應ジ開催ス

總會ノ決議ハ出席名譽會員、特別會員、正會員ノ過半数ニ依リ之ヲ決ス

第七條 本會ノ經費ハ左ノ收入ニヨリ之ヲ支辨ス

- 一、伊豫鐵道電氣株式會社ノ補助金
- 一、同會社賣店及造林地純益金ノ寄附金
- 一、同會社役員其他ノ寄附金
- 一、基本金ノ利息
- 一、會員ノ會費

第八條 會員中特別會員ハ毎年、正會員準會員ハ毎月左ノ標準ニヨリ會費ヲ負擔ス但シ伊豫鐵道電氣株式會社ヨリ俸給ヲ受ケザルモノ及日給貳拾五錢時給貳錢五厘未満ノモノ若クハ事故ノタメ給料月額半ケ月分ニ滿タザル場合ハ會費ヲ徴セズ

|        |       |           |        |
|--------|-------|-----------|--------|
| 一、特別會員 | 年五圓以上 | 給料月額拾貳圓以下 | 金五 錢   |
| 一、正會員  |       | 貳拾圓以下     | 金拾 錢   |
|        |       | 貳拾五圓以下    | 金拾 五 錢 |
|        |       | 參拾圓以下     | 金貳拾 錢  |

第二章 社内自治共榮



|       |        |        |
|-------|--------|--------|
| 同     | 參拾五圓以下 | 金貳拾五錢  |
| 同     | 四拾圓以下  | 金參拾錢   |
| 同     | 五拾圓以下  | 金四拾錢   |
| 同     | 六拾圓以下  | 金五拾錢   |
| 同     | 七拾圓以下  | 金六拾錢   |
| 同     | 八拾圓以下  | 金七拾錢   |
| 同     | 百圓以下   | 金九拾錢   |
| 同     | 百貳拾圓以下 | 金壹圓貳拾錢 |
| 同     | 百五拾圓以下 | 金壹圓五拾錢 |
| 一、準會員 | 金五錢    |        |

第九條 會員ノ吉凶其他ノ事故及救済ニ關スル細則ハ幹事會ノ決議ニ依リ會長之ヲ定ム

第十條 毎年末收支計算ノ上餘額ヲ生ジタル時ハ其半額以上ヲ基金トシテ積立ツベシ

第十一條 基金ハ總會ノ決議ヲ經テ伊豫鐵道電氣株式會社ノ承認ヲ得タル上ニ非ザレバ使用スルコトヲ得ズ

但シ會員救済ノ場合ニ限リ幹事會ノ決議ニ依リ會長ノ承認ヲ得其一都ヲ使用スルコトヲ得

第十二條 伊豫鐵道電氣株式會社ヲ退社シタルモノハ本會ヲ退會シタルモノトシ資產其他ニ對スル權利ヲ失フモノトス

第十三條 規約ノ改正ハ總會ノ決議ヲ經テ伊豫鐵道電氣株式會社ノ承認ヲ受タルコトヲ要ス

第十四條 本會ノ會計年度ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日迄ヲ一年度トス

以上

社友會規約第九條ニ依ル細則

- 一、結婚及養子養親 正會員以上貳圓 準會員 壹圓
- 二、出產 同 貳圓 同 壹圓

- 三、本人死亡 拾圓以上八拾圓以下
- 四、配偶者、父母(養父母共)死亡 五圓以上八圓以下
- 五、子女、祖父母、兄弟姉妹、孫死亡 參圓以上六圓以下
- 六、正準會員ノ病氣又ハ負傷ニヨル缺勤 二週間以上 拾圓以内  
一ヶ月以上 貳拾圓以内  
二ヶ月以上 參拾圓以内
- 七、同 負傷ノ時(缺勤休業ヲ要スルト認ムル場合) 拾圓以内
- 八、退會 五拾圓以内
- 九、入會 壹圓以上五圓以内

一〇、救済ヲ要スル場合ハ幹事會ノ決議ニヨル

大正六年五月社友會設立當時ノ資産調

鐵道俱樂部ノ分

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 二、〇〇〇〇〇     | 伊豫鐵道電氣株式會社株式五〇株(四〇圓拂込済) |
| 五〇〇〇〇〇      | 伊豫鐵道株式會社株式一〇株(五〇圓拂込済)   |
| 九〇〇〇〇       | 貯蓄債券                    |
| 一、〇四五・九三五   | 銀行預金及郵便貯金               |
| 計 三、六三五・九三五 |                         |

伊豫水力電氣株式會社々友會ノ分

|              |        |
|--------------|--------|
| 一、九三二・一七二    | 現金及貸付金 |
| 合計 五、五六八・一〇七 |        |

第二章 社内自治共榮

社友會創立總會當時に於ける本會收支豫算左の如し。

| 收入        |        | 支出        |        |
|-----------|--------|-----------|--------|
| 金額        | 項目     | 金額        | 項目     |
| 二四〇・〇〇    | 會社補助   | 一一〇・〇〇    | 各種款項   |
| 二七・〇〇     | 造林地貨與料 | 三九〇・〇〇    | 傷病慰見金  |
| 一五〇・〇〇    | 賣店收入   | 一一三〇・〇〇   | 退會特別金  |
| 九八・五五〇    | 預金利息   | 二四〇・〇〇    | 入會特別金  |
| 二六八・一五〇   | 有價證券收入 | 二〇〇・〇〇    | 其他救濟   |
| 五五五・〇〇    | 會員會費   | 一〇〇・〇〇    | 俱樂部費   |
| 六五・〇〇     | 特別會員會費 | 二四〇・〇〇    | 新聞雜誌代費 |
|           |        | 三〇・〇〇     | 雜費     |
|           |        | 三三・七〇     | 備費     |
| 一、四〇三・七〇〇 | 合計     | 一、四〇三・七〇〇 | 合計     |

是より先井上要氏を社長とせる伊豫鐵道、伊豫水力電氣、伊豫索道の三會社々員間に於て友誼親睦を計る爲め役員並に職員を以て三社俱樂部設置の議起り大正四年五月協議の末會則を作り同年六月梅津寺に於て發會式を舉行した。俱樂部を松山市港町六丁目才賀商會跡に設置し壇球、庭球、圍碁、將棋等を共に楽しみ大に其交友關係を緊密にしたのであつたが、茲に本會の實現を見て社員各階級全般に亘る融和と相互扶助精神の源泉となつた。爾來不變の方針により會の活躍は年と共に進み大正七年米價暴騰して地方皆其購入に不安を來したる時八月會社の援助を得て會員の米穀購入に盡力して廉價入手に成功したが之今日の共濟組合の始めである。

大正十年一月に至り從來規約に於ける正會員、準會員の別を廢すと共に會費負擔をも均等とし會費を毎月給料月額の百分ノ一に改め又役員の負擔を年額拾圓以上にしたのであるが、本改正により社員は皆正會員となり完全に平等となつたのである。

大正十一年六月愛媛水力電氣會社の合併は會社の非常なる膨脹であつたと共に本會も亦一大發展をなし支店所在地今治、西條、大洲には夫々支部を設け、其支部の創設費と所屬人員數に應じて娛樂、運動、趣味方面に要する經費を割當て各支部に自治を認むること、

し、其後宇和水電株式會社の合併に伴ひ又々宇和島、八幡濱にも同様支部を設けたのである。

現在本會機關誌として發行せる雜誌「社友」は大正十三年三月松山支部の機關誌として生れ各支部會員にも之を贈與してゐるが、其後之を本會直轄のものに移管せられたものである。

昭和五年一月會社は社員福利増進の一助として社員の贊成を得て伊豫鐵道健康保險組合を設立したが、其結果社員は毎月給料千分ノ十六の保險料を負担することとなり、社友會費を合すれば千分ノ二十六の負擔となつて稍其負擔の急増を來したから之を軽減する爲めと一つは從來本會の多額の支出となつて居た會員の傷病見舞金は健康保險に於ても給付せらるゝ次第であるから、別に之を贈らすとも會員の苦痛を増すには至らないので之を廢止して會の支出を減じ同時に會員の會費を毎月給料の千分ノ四に減する様規約を改正した。同時に吉岡慶弔金の軽減其他會の活動に稍消極方針を立てたのである。然る處昭和六年に入り會員一般に本會の積極活動を要望する聲を聞くに至つたので、昭和七年一月有志懇談會を開催して一般の意見を聴取し、更に二月總會に於て社友會施設改善調査委員會を設け各支部より委員を選出して廣く各方面の意見を調査研究することになつたが、委員會は數次開催の末同年十二月改善案を得同年一月總會に報告して現在の如き會則其他の諸規則が生れたのである。此の改正の最も從來と異なる所は從來會員は皆總會に出席して意見を述べ決議に参加したのであるが、改正規則は會員の選出する評議員が總てを代表決議することに變更せられた點である。そして會社も又本會の活動を積極的に支持する爲め補助金を増額し、亞で前社長井上要氏の退職記念として多年會員の切望した社友會館の建築を見ることに至つたのである。

### 第三節 電友會

伊豫水力電氣株式會社の本社が松山市三番町にあつた頃、電氣技術に携はる人々に依つて「雷會」なるものが組織されてゐた。當時は電氣に関する學術の播種時代とも云ふべく、従つて電氣技術に関する邦語の書籍等はまことに寥々たるものであり、電氣技術方面の從業員が自己の從事する仕事を理解し、或は進んで電氣に関する勉學に志そうとしても容易に其の途が與へられなかつたので、雷會で

は貧弱ながら文庫を作つたり、又は上級者が口演するとか簡単な印刷物を配布する等して、關係業務の理解に便せしむると共に勉學をも奨励したのである。これが電友會の前身とも云ふべきものである。

大正六年末現常務取締役近藤竹次郎氏が技師長兼工務課長として赴任せらるゝに及び、會社重役の承認を受けて電友會を組織し、會則を制定して其目的の遂行に努めたのである。會則は大正七年三月一日之を制定し、同十三年一部改正現在に及んで居る。

電友會々則

(大正七年三月一日制定、大正十三年九月二十五日改正)

- 第一條 本會ヲ電友會ト稱ス
- 第二條 本會ハ伊豫鐵道電氣株式會社電氣技術者其他ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ伊豫鐵道電氣株式會社内ニ置テ
- 第四條 本會ノ目的ハ會員相互ノ友誼親睦ヲ計リ相互ノ救済智識ノ交換技術ノ研究ヲナシ兼テ業務ノ聯絡統一ヲ計リ後輩ノ誘導扶掖ニツトメ以テ社運ノ隆盛ヲ期セントス
- 第五條 本會々員ヲ正會員及準會員トニ分テ會員中職員ヲ以テ正會員トシ準職員及他員ヲ以テ準會員トス
- 第六條 本會ハ毎月一回正會員例会ヲ開催シテ會員ノ研究事項ノ講演或ハ業務上ノ打合せ等ヲナス(會場會時ハ隨時之ヲ定ム)但シ本社所在地以外ノ任地ニアル正會員ハ會長ノ指示ニヨリテ交互ニ出席スルモノトス
- 第七條 會員ノ研究事項又ハ例会ニ於ケル講演要項ハ會長ノ檢閲ヲ經テ雜誌社友ニ發表スルコトヲ得
- 第八條 本會ハ毎年一回或ハ春秋二回親睦會又ハ運動會ヲ開催スベシ
- 第九條 本會々費ハ毎月正會員ヨリ徵收シ其額ハ一箇月各自ノ給料ノ二百分ノ一・五トス但シ事務ノ都合上特ニ會長ノ指示ニヨリテ出席セザリシモノハ其當月ノ會費ヲ免ズ凡テ準會員ヨリハ會費ヲ徵收セズ
- 第十條 本會々費ノ收支決算ハ毎年一回報告スベシ
- 第十一條 本會ニハ會長一名副會長一名幹事數名ヲ置テ
- 第十二條 本會々長ハ技師長之ニ當リ副會長ハ會長ノ指命トス

第十三條 本會幹事ハ會長ノ指命トシ常任幹事三名トス

第十四條 本會役員ノ任期ハ無期トシ凡テ無報酬トス

第十五條 本會々長ハ本會ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長不在ノ場合ノ代理ヲナス

第十六條 幹事ハ會長又ハ副會長ノ命ヲ受ケテ會務會計其他一切ノ事務ヲ掌ル

第十七條 社友ニ掲載スベキ研究事項ノ寄書ハ社友投稿規約ニ則リ毎月五日迄ニ幹事ニ提出スベシ

第十八條 本會々員タルモノハ會長及副會長ノ命ヲ遵守シ互ニ會員タルノ名譽ヲ保持シ毫モ本會ノ面目ヲ毀損スルガ如キコトアルベカラズ

第十九條 本會々員ニシテ若シ本會々員ニ違背スル者アルトキハ會ノ決議ヲ經テ相當ノ處分スベシ

第二十條 本會々員ノ加除訂正ノ必要アル場合ハ本會ノ決議ヲ經テ之ヲ行フ

本會の目的は會員相互の親睦を厚うし、救済の實を擧げて會員の幸福を増進すると共に學術の研究を奨励し業務の統一改善を計るこゝと等であつて、次に記す二三の例の如く種々の計畫を立て、之を實行したのである。

大正七年四月から同十年五月まで雜誌電友會報を發行して、種々の研究事項を發表し、又業務上の各種示達の機關としたのである。

本誌は大正十三年社友會より雜誌社友が創刊せられるやうになつて之を廢刊し、會員の研究發表等は社友誌を借りることになつた。電友會報の發行はまことに時機を得たものであり且つ幾多の優れた特徴があつたため、社友誌創刊に際しても参考として之に習つたものが少くなかつた。

電友會例會は支障のない限り毎月一回開催し(昭和六年以後隔月偶數月に開催することゝ變更)次の三部會に分ち、大體一回一日の會合として、前半日は部會として各分擔業務の打合せ又は研究に當て、後半は總會として會員中の誰かゝ自分の研究題目に就いて講演することに定めたのである。

電友會の部會は次の三部である。

第一部 屋内線及電線路に關する事項並に電氣技術關係業務全般

第二部 發電所及其運用に關する事項

第三部 電氣鐵道に關する事項

第二章 社内自治共榮

電友會の目的中會員相互の救済といふ大きな題目がある。此種會合に於て其目的を果すことは甚だ困難なことであるが、會長近藤竹次郎氏は終始意をこゝに注ぎ、多くの私財を提供して其目的遂行に率先努力した。昭和五年七月に至り電友會の立案で家族救済會を創立するまでの運びとなつたのである。家族救済會は項を改めて記したやうに、内容の複雑を免れ難く又會の性質上同じ會社に職を奉じて居る以上會員を電友會員に制限するといふことは穩當でなく、寧ろ全社員の一致協力して組織するべきものであることに鑑みて、入會を希望する者の制限を除くために、立案こそ電友會に於てなし、電友會の一つの事業とも考へられるけれども、内容は全然別箇獨立のものとしたのである。併しながら家族救済會が今後益々隆盛となり、委を變じ名を替へて全社員の恩恵を受ける機關と化しても、「家庭に平和がなければ我々は其職責を全ふすることは困難である、故に我々は相互扶助の精神に依つてお互に不幸な者を救済するの道確立せねばならぬ」といふことを根本精神として生れた事をなほざりにすることは出来ないのである。

電友會は以上略述したやうに、技術に關する業務上の重要な一機關であると共に會員の私生活に立入つて其幸福増進に努力を續けて來たのである。而して會社事業の發展擴張と共に電友會の使命は今後益々重且つ大となつて行くのである。

#### 第四節 家族救済會

家族救済會は、電友會の項で述べてゐるやうに昭和五年七月創立、電友會に於て立案したものである。溯つて大正七年電友會の創められた當時首唱された相互救済の精神結實とも云ふべきである。

健康保險組合が出来てから會社に職を奉ずる者自身の病氣に對しては、大いに助かるやうになり、給料生活者の不幸の一部は、取除かれた譯であるが、尙ほ扶養家族の病氣のために困難をして居る者は随分多い。家庭に不幸があり且つ經濟的に恵まれないことは何よりの苦痛であつて、愉快に日々の活動が出来ないばかりでなく、自分の職責を全ふすることさへ困難な事情に立至るのである。

電友會はこうした人々を幾分なりとも救済せねばならぬと云ふ方針で、十餘年間努力して來たのであるが、會の活動範圍が同會則に

定められたやうなものであつては力強い仕事は出来ない。又此種の仕事は一部社員に制限して行はるべきでなく全社員の協力を理想とするものであるから、電友會とは別箇のものとして起來したのである。

家族救済會々則は、此種組織の先例が殆んど見當らない爲めに全く無經驗の創設で、最初の一、二年間には再三改正加除の必要を生じ、第三年度に至つて漸く左記現行のものとなつた。

#### 家族救済會規約

(昭和八年七月一日)

第一條 本會ハ相互扶助ノ精神ニ依リ會員及其家族ノ患厄ニ對シテ之ヲ救済シ且基本金ヲ作リ會員子弟ノ教育費ノ補助其他ノ方法ヲ以テ會員家族ノ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第二條 本會々員タルノ資格ハ伊豫鐵道電氣株式會社ノ役員及社員ニシテ事實上家族ヲ扶養スルノ義務ヲ有スル者トス

第三條 本會ハ毎月會員ヨリ左記會費ヲ徴收ス

役員ノ會費ハ幹事會ニ於テ之ヲ決定ス  
 月給者 月給ノ三十分ノ一  
 日給者 日給ノ一日分

第三條之二 會員ノ會費ト受取金トノ差額ノ毎期累計ガ月額會費ノ三十倍以上ニ達シタル時ハ其半額ヲ會員ニ返戻スルモノトス而シテ一期計算ノ受取金

ハ會費ヲ超過シタル期ハ切捨テ差引計算セザルモノトス

第四條 會員ノ家族疾病ニ罹リタル時ハ本會ハ醫師ノ領收證ニ依リ其療養費ノ半額ヲ見舞金トシテ會員ニ贈呈ス

第五條 第四條ニ依ル見舞金ハ會員一名ニ付キ年額壹百圓也ヲ以テ限度トス

第六條 本會ニ入會セントスル者ハ規定ノ申込書ニ定メラレタル各事項ヲ記入シ捺印ノ上所属幹事ヲ經テ會長宛申込ムモノトス

第七條 本會ハ贅澤ニ過キタリト認ムル療養費ニ對シテハ見舞金ヲ贈呈セズ

第八條 本會ハ一ヶ年ヲ以テ一期トシ收支ノ計算ヲ爲シ毎期末ニ於テ決算報告ヲ爲スモノトス而シテ一ヶ年一期トハ七月一日ヨリ翌年六月三十日ニ

至ル間ヲ謂フ

- 第九條 期末ニ於ケル剩餘金ハ其ノ一割ヲ後期繰越金トシ其他ヲ本會基本金、健康會員數金及第三條之二ニ依ル返戻金トシテ處分スルモノトス而シテ健康會員ノ範圍決定、基本金繰入及數金分配方法ハ其都度幹事會ニ於テ之ヲ決定ス
- 第十條 本會ハ基本金ヲ以テ第一條記載ノ目的ニ充當ス
- 第十一條 本會ニハ會長一名幹事若干名ヲ置ク
- 第十二條 會員ハ扶養スベキ家族ニ異動ヲ生ジタル都度直チニ所屬幹事ヲ經テ會長宛届出ヲ爲スベシ
- 第十三條 本會員タルノ資格ヲ喪失シタル者又ハ退會シタル者ハ既納ノ會費ヲ返還セザルノミナラズ本會ニ對スル一切ノ權利ヲ失フモノトス
- 第十四條 本會ハ會員又ハ本會外ヨリノ寄附金ヲ受納スルコトヲ得

細 則

- 第一條 規約第二條ノ家族ノ取扱ヒハ左記ノ通りトス
  - 一、會員ト同居シ會員ニ扶養ノ義務アル兩親、妻子、祖父母、弟妹ヲ原則トス
  - 二、伊豫鐵道電氣株式會社ノ供給區域内(愛媛縣内ハ供給區域ニ非ザル地域ヲモ含ム)ニ別居セル兩親、妻子ニ對シテハ扶養事實ノ有無ニ依リ幹事會ニ於テ設備決定ス
  - 三、第二條ノ供給區域以外ニ住居セル者ハ扶養ノ如何ニ關セズ之ヲ承認セズ
  - 但シ特殊地域ニ住居セル會員及其家族ノ取扱ヒハ幹事會ニ於テ設備決定ス
  - 四、同居シテ扶養事實アル妻ノ父母ハ幹事會ノ設備ニ依リ承認スルコトアルベシ
  - 五、獨身者ト雖モ同居セル扶養家族三名以内ヲ承認シ入會セシムルコトヲ得
  - 但シ其人選ハ家庭ノ事情ヲ斟酌シ幹事會ニ於テ設備決定ス
  - 六、其他特殊ノ事情アル者ハ會長宛届出ブルコトヲ得
- 此ノ場合モ亦幹事會ノ設備ニ依リ承認スルコトアルベシ

第二條 一度承認ヲ與ヘタル家族ト雖モ幹事會ノ決議ヲ經テ除外セシムルコトアルベシ

第三條 必要アル場合ハ會員ノ戸籍簿本ヲ提出セシムルコトアルベシ

第四條 規約第三條ノ會費ノ取扱ヒハ左記ノ通りトス

- 一、月ノ中途入會者ノ入會月ノ會費ハ一ヶ月分ヲ徵收ス
- 二、一ヶ月中途退會十五日以内ノ場合ハ正規ノ會費ヲ徵收シ十五日ヲ超過スル場合ハ會員ノ實收人ノ三十分ノ一ヲ以テ其月ノ會費トス
- 三、會費ハ毎月給料日ニ各所屬幹事ニ於テ之ヲ徵收ス
- 四、徵收セシ會費ハ本店ハ會計幹事ニ於テ各支店ハ所屬幹事ニ於テ郵便貯金トシテ保管シ毎月ノ收支ハ其月末ニ會長宛報告スルモノトス
- 五、保管セル會費ハ他ニ流用スルコトヲ得ズ
- 六、會費計算戻ノ厘位ハ之ヲ切捨ツルモノトス

第四條之二 規約第三條之二ニ依ル返戻金ノ取扱ヒハ左記ノ通りトス

一、返戻金ハ成ル可ク社友會共濟組合ニ貯蓄セシメ又ハ株式購入組合ニ委託シ伊豫鐵道電氣株式會社ノ株式ヲ購入シ本會ニ供託セシムルモノトス

而シテ會員ガ本會ヲ退會ノ場合ハ之ヲ本人又ハ其家族ニ交付スルモノトス

但シ特別ノ事情ル者ニ對シテハ即時現金ヲ以テ返戻ス

- 二、前號ノ株式ハ細則第十二條第二號及第三號ト同一ノ取扱ヒヲ爲シ本會貸付資金ノ擔保トシテ流用スルコトヲ得
- 三、返戻金ノ支拂ヒハ期末決算直後トス
- 四、會費ノ三十倍計算單位ハ支拂時ニ於ケル月額會費ニ依ルモノトス
- 五、本條ニ於ケル會員ノ受取金トハ家族ニ對スル見舞金及家族死亡弔慰金ヲ謂フ
- 六、返戻金計算戻ノ厘位ハ之ヲ切捨ツルモノトス

第四條之三

規約第三條之二ニ依ル返戻金又ハ購入株式ノ有無ニ關セズ會員ガ伊豫鐵道電氣株式會社ヲ退職スル時ハ特別金ヲ贈呈スルコトヲ得其金額ハ本人ノ會費ト受取金トノ差額ヲ酌量シ幹事會ニ於テ之ヲ決定ス

第五條 規約第四條ノ見舞金ノ取扱ヒハ左記ノ通りトス

- 一、醫師ノ領收證ハ止ムヲ得ザル場合ニ限リ之ニ相當スル請求書又ハ證明書ヲ以テ代用スルコトヲ得
- 二、前條領收證面ニハ醫師ニ依リ患者ノ氏名病名及支拂金ニ對スル終始年月日ヲ明記スルコトヲ要ス
- 三、見舞金ノ贈呈ヲ受ケタル會員ハ會員ノ名義ヲ以テ領收證ヲ提出スルコトヲ要ス
- 四、出產ニ關スル醫藥費ハ之ヲ見舞金ト同様ノ方法ニ依リ贈呈ス但シ普通安産ノ場合產婆ニ對スル謝禮金ハ之ヲ除ク
- 五、入院スル場合ノ患者ノ旅費及往診料(醫師送迎ノ車馬費實費ヲ含ム)ハ之ヲ見舞金ト同様ノ方法ニ依リ贈呈ス
- 六、附添看護婦等ニ要スル費用ハ止ムヲ得ザル場合ニ限リ承認ス
- 七、處方箋ニ依ル藥價或ハ藥種商ヨリ購入セル藥價ト雖モ醫師ノ證明アル場合ハ之ヲ承認ス
- 八、齒科治療ハ之ヲ承認ス但シ金冠ハ之ヲ承認セズ
- 九、見舞金ハ毎月二十日ヲ以テ締切リ其月末支拂ヲ爲スリ以テ原則トス但シ特殊ノ事情アルモノハ各幹事ニ於テ隨時支拂ヒヲ爲スコトヲ得
- 見舞金ノ支拂ヒヲ爲シタル場合ハ領收證又ハ證明書ヲ會長ニ提出シ事後承認ヲ求ムベシ若シ會長ニ於テ承認シ難キ事項アル場合ハ贈呈金ヲ返戻セシムルコトアルベシ
- 十、地方的習慣ニ依ル年二期ノ支拂ヒハ之ヲ妨グ
- 但シ此ノ場合各所屬幹事ハ毎月見舞金ヲ支拂フベキ會員ノ有無及其氏名ヲ報告スベシ
- 十一、見舞金計算尺ノ單位ハ之ヲ切捨ツルモノトス
- 第六條 會員ノ家族死亡シタルトキハ弔慰金ヲ贈呈ス其金額ハ死亡者一人ニ付キ金拾圓也トシ普通會費ヨリ支出ス
- 第七條 會員ハ休職中ト雖モ見舞金ハ在職中ト同様ノ取扱ヒヲ爲ス
- 第八條 新人會者ニ對シテハ入會セル月及其以前ノ療養費ニ對シテハ見舞金ヲ贈呈セズ
- 第八條之二 妻子以外ノ者ニシテ扶養家族トシテ承認ヲ與ヘタル者ニ對シテハ其承認日ヨリ滿一ヶ月以内並ニ其以前ノ療養費ニ對スル見舞金又ハ弔慰金ハ之ヲ贈呈セズ
- 第九條 規約第五條ニ依リ見舞金壹百圓也ニ達シタル時ハ其年度内ノ療養費ヲ次年度ニ繰越シ請求スルコトヲ得ズ

第十條 規約第六條ノ申込書ハ之ヲ二通提出セシメ一通ハ會長ニ於テ他ノ一通ハ會員所屬ノ幹事ニ於テ保管シ會員移動ノ場合ハ移動先ノ幹事ニ送附スベキモノトス

第十一條 會員退會セントスル場合ハ其事由ヲ具シ所屬幹事ヲ經テ會長宛申出ザルコトヲ要ス此場合ハ幹事會ノ決議ヲ經テ承認ヲ與フルコトアルベシ但シ年度末ニ非ザレバ退會ヲ申出ザルコトヲ得ズ

第十二條 規約第十條ニ依ル基本金ノ取扱及使途ハ左記ノ通りトス

- 一、基本金ハ之ヲ以テ伊豫鐵道電氣株式會社ノ株式ヲ購入シ會長名義トシ會長之ヲ保管ス
- 二、前條株式ハ之ヲ擔保トシテ銀行ヨリ資金ノ借出シヲ爲シ困窮セル會員ニ貸與ス利率ハ月五厘、十二月以内月賦償還トシ會員一名ニ付キ金壹百圓也程度トス
- 三、第二號ノ利息ハ毎月末之ヲ計算シ其月ノ十五日迄ニ貸出シタルモノニ對シテハ月計算ノ半額トス而シテ利息計算尺ノ單位ハ之ヲ切捨ツルモノトス
- 四、第一號ノ株式ヨリ取得スル配當金ハ幹事會ノ決議ヲ經テ左記ノ如ク使用スルコトヲ得
  - イ、會員自身ノ疾病一ヶ月以上ニ亙リ家計不如意ノ事情アル者ニ對シテハ一ヶ月ニ付金拾五圓以内ノ見舞金ヲ贈呈ス
  - ロ、火災其他不慮ノ災厄ニ遭遇シタル會員ニ對シテハ救済金ヲ贈呈ス其金額ハ都度幹事會ニ於テ決定ス
  - ハ、會員ノ子弟中秀才ニシテ學費ニ窮スル者ニ對シテ幹事ノ推薦ニ依リ學費ノ半額程度ノ無利子貸與ヲ爲ス其償還ハ卒業後隨時之ヲ爲サシムルモノトス
  - ニ、會員死亡シテ遺族困窮セル者ニ對シテハ弔慰金ヲ贈呈ス其金額ハ都度幹事會ニ於テ決定ス

附 則 (一)

本規約ノ各條項ハ幹事會ノ決議ヲ經テ之ヲ改廢スルコトヲ得

附 則 (二)

一、本規約ハ昭和六年七月一日ヨリ之ヲ施行シ舊規約ハ之ヲ廢ス

一、昭和八年七月一日改正修訂ヲ追加訂正ス

家族救済會は、會員各自が徳義を重んじ、相互扶助の精神を以つて團結することに依つて其生命が存する譯で、これが本會の最大特徴である。従つて會員も會社の役員及社員であれば制限もせず強制もしない。創立滿五周年の昭和十年六月末までの會員の移動状態は別表の如く毎年増加し、電友會員以外の社員で入會を希望する者が段々増加しつゝある。

本會第五年度迄の會務の内容は別表に依つて大體了解されるであらう。單に家族の病氣に對して其費用の一部を本會より支出して救済するといふ最初の方針は第三年度に至つて更に一步を進めて、會員子弟の教育費補助を爲し、又救済を受けない會員に對しては既納の會費の一部を返戻して之を貯蓄せしめる等の福利増進に努めることとなつた。

かくして過去五箇年間の經驗は、創立當時の種々なる杞憂を一掃して豫期以上の成績を残し、各方面より多大の期待を掛けられるやうになつたのである。

貸借對照表

昭和十年六月卅日現在

| 借方   | 貸方         |            |
|------|------------|------------|
|      | 科目         | 金額         |
| 有價証券 | 一六、二〇七、二七〇 | 一三、二一六、一八〇 |
| 銀行預金 | 七、三五六、五三〇  | 七、〇〇〇、〇〇〇  |
| 郵便貯金 | 二、五三一、一三〇  | 四六四、一八〇    |
| 貸付金  | 四、一〇六、〇〇〇  | 二、〇六六、九五〇  |
| 計    | 三〇、一〇〇、九三〇 | 三〇、一〇〇、九三〇 |
|      |            | 未拂健康救金     |
|      |            | 同上預り有價証券   |
|      |            | 會員預り金      |
|      |            | 特別救済金      |
|      |            | 定期預金       |
|      |            | 經常費助定期金    |
|      |            | 借入金        |
|      |            | 基本金        |
|      |            | 計          |

財産目録

昭和十年六月卅日現在

| 種別   | 摘要                           | 金額         |
|------|------------------------------|------------|
| 有價証券 | 伊豫鐵道電氣株式會社株式<br>七〇株 単價五七、一五一 | 一六、二〇七、二七〇 |
| 銀行預金 | 新三三〇株 単價三六、九九〇               | 七、三五六、五三〇  |
| 郵便貯金 | 伊豫銀行當座預金                     | 二、五三一、一三〇  |
|      | 經常費助定期金                      | 四六四、一八〇    |
|      | 特別救済金助定期金                    | 二、〇六六、九五〇  |
| 貸付金  | 會員貸付金                        | 四、一〇六、〇〇〇  |
| 計    |                              | 三〇、一〇〇、九三〇 |

基本金計算書

自昭和九年七月一日  
至昭和十年六月卅日

| 入       |            | 出      |            |
|---------|------------|--------|------------|
| 種別      | 金額         | 種別     | 金額         |
| 前年度末繰越金 | 一三、七三三、〇二〇 | 退會者繰別金 | 四八三、三七〇    |
| 本年度繰入金  | 三、六七二、五四〇  | 返戻金    | 二、六九六、〇一〇  |
| 計       | 一六、三九五、五六〇 | 次年度繰越金 | 一三、二一六、一八〇 |
|         |            | 計      | 一六、三九五、五六〇 |

特別救済金計算書

自昭和九年七月一日  
至昭和十年六月卅日

| 入        |           | 出         |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 種別       | 金額        | 種別        | 金額        |
| 前年度末繰越金  | 一、二七六・八九〇 | 共済組合支拂利子  | 四二〇・〇〇〇   |
| 伊豫鐵電株配當金 | 一、二〇六・〇〇〇 | 會員ノ預リ株配當金 | 一七五・五〇〇   |
| 貸付金利子    | 三一五・六七〇   | 會員ノ預リ金利子  | 一一四・五三〇   |
| 郵便貯金利子   | 三八・六四〇    | 銀行借入金利子   | 五・二一〇     |
| 會長寄附金    | 二〇〇・〇〇〇   | 會員死亡弔慰金   | 四〇〇・〇〇〇   |
|          |           | 會員自身疾病見舞金 | 一九五・〇〇〇   |
|          |           | 會員類焼見舞金   | 一〇〇・〇〇〇   |
|          |           | 次年度へ繰越金   | 二、〇六六・九五〇 |
| 計        | 三、〇三七・二〇〇 | 計         | 三、〇三七・二〇〇 |

貸付金計算書

自昭和九年七月一日  
至昭和十年六月卅日

| 入      |            | 出       |            |
|--------|------------|---------|------------|
| 種別     | 金額         | 種別      | 金額         |
| 本年度回收金 | 一、〇七三・六六〇  | 前年度末貸付金 | 五、二三一・五〇〇  |
| 年度末種金  | 四、〇〇六・〇〇〇  | 本年度貸出金  | 九、九四八・一六〇  |
| 計      | 一五、一七九・六六〇 | 計       | 一五、一七九・六六〇 |

貸付金内譯表

昭和十年六月卅日現在

| 人   | 調査部   | 工事課    | 電気課    | 營業課    | 車輛課    | 會計課 | 西條    | 今治    | 大洲    | 八幡濱   | 宇和島   | 中村    | 計       |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 貸付金 | 五、〇〇〇 | 三三、〇〇〇 | 九六、〇〇〇 | 二六、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 〇   | 六、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 一三〇、〇〇〇 |

經常費計算書

自昭和九年七月一日  
至昭和十年六月卅日

| 收       |         | 入      |     |     |     |     |     |    |    |    |     |     |    |         |
|---------|---------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|----|---------|
| 種別      | 金額      | 調査部    | 工事課 | 電気課 | 營業課 | 車輛課 | 會計課 | 西條 | 今治 | 大洲 | 八幡濱 | 宇和島 | 中村 | 合計      |
| 會費      | 五三・二二   | 五三・二二  |     |     |     |     |     |    |    |    |     |     |    | 五三・二二   |
| 郵便貯金    | 二八・〇〇   |        |     |     |     |     |     |    |    |    |     |     |    | 二八・〇〇   |
| 其ノ他     | 二七・八九   |        |     |     |     |     |     |    |    |    |     |     |    | 二七・八九   |
| 前年度末繰越金 | 三、七〇・九九 |        |     |     |     |     |     |    |    |    |     |     |    | 三、七〇・九九 |
| 合計      | 六六八・九九  | 六六八・九九 |     |     |     |     |     |    |    |    |     |     |    | 六六八・九九  |
| 支       |         | 出      |     |     |     |     |     |    |    |    |     |     |    |         |
| 種別      | 金額      | 調査部    | 工事課 | 電気課 | 營業課 | 車輛課 | 會計課 | 西條 | 今治 | 大洲 | 八幡濱 | 宇和島 | 中村 | 合計      |
| 家庭疾病    | 二〇・七〇   |        |     |     |     |     |     |    |    |    |     |     |    | 二〇・七〇   |
| 見舞金     | 三六・三三   |        |     |     |     |     |     |    |    |    |     |     |    | 三六・三三   |
| 家族死亡    | 七六・七五   |        |     |     |     |     |     |    |    |    |     |     |    | 七六・七五   |
| 弔慰金     | 〇・〇〇    |        |     |     |     |     |     |    |    |    |     |     |    | 〇・〇〇    |
| 雜費      | 三九・六四   |        |     |     |     |     |     |    |    |    |     |     |    | 三九・六四   |
| 合計      | 一七三・四二  | 一七三・四二 |     |     |     |     |     |    |    |    |     |     |    | 一七三・四二  |



|      |       |      |      |      |      |       |      |      |      |      |      |      |      |      |
|------|-------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 合計   | 四三〇・〇 | 五九・五 | 八五・五 | 七六・六 | 七二・二 | 四〇六・二 | 二五・〇 | 九八・六 | 四八・八 | 五九・五 | 九二・五 | 八二・六 | 一七・六 | 四七・七 |
| 差引種高 | 一六・九  | 三・七  | 三・七  | 一六・六 | 三・九  | 九・九   | 五・九  | 四・四  | 三・〇  | 三・七  | 五・二  | 八・二  | 一・七  | 四・七  |

經常費剩餘金四、六七・七二〇ノ處分次ノ通り  
 基本金八三、六七二、五四〇 健康救金四九一、〇〇〇  
 次年度へ繰越四六四、一八〇

健康會員内譯表

昭和十年六月卅日現在

|          |   | 調査部 | 工事課 | 電氣課 | 營業課 | 車輛課 | 會計課 | 西條 | 今治 | 大洲 | 八幡濱 | 宇和島 | 中村 | 計   | 點數計 |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|----|-----|-----|
| 本年度健康會員  | 二 | 二   | 八   | 三九  | 一一  | 三   | 三三  | 三三 | 四  | 一五 | 一六  | 五九  | 一五 | 二二三 |     |
| 歡金贈呈無資格者 | 二 | 二   | 一   | 一一  | 二   | 三   | 三   | 三  | 四  | 五  | 三   | 二   | 一  | 二二  |     |
| 歡金贈呈人員   | 七 | 一   | 八   | 三八  | 一一  | 二   | 三〇  | 二八 | 一〇 | 一三 | 五七  | 四   | 二〇 | 二〇一 |     |
| 一 點      | 者 |     | 三   | 一五  | 六   | 三   | 一四  | 一七 | 五  | 八  | 二七  |     | 九  | 九二  | 四三一 |
| 二 點      | 者 |     | 二   | 七   | 二   | 一   | 一   | 七  | 二  | 二  | 八   |     | 二  | 四三  | 八六  |
| 三 點      | 者 |     | 一   | 八   | 一   | 一   | 二   | 四  | 一  | 二  | 二   |     | 一  | 三一  | 九三  |
| 四 點      | 者 |     | 一   | 五   | 一   | 一   | 二   | 一  | 一  | 一  | 二   |     | 一  | 一五  | 六〇  |
| 五 點      | 者 |     | 一   | 三   | 二   | 二   | 一   | 一  | 一  | 一  | 五   |     | 一  | 二〇  | 一〇〇 |
| 計        |   |     |     |     |     |     |     |    |    |    |     |     |    |     |     |

健康救金 一等 五圓 五點、二等 三圓 二十點、三等 一圓 四百六點  
 計 四百三十一點 四百九十一圓

會員數内譯表

|       |    | 調査部 | 工事課 | 電氣課 | 營業課 | 車輛課 | 會計課 | 西條 | 今治 | 大洲 | 八幡濱  | 宇和島 | 中村  | 計 |
|-------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|------|-----|-----|---|
| 第一年度末 | 九  | 一三  | 八六  | 三四  | 四   | 五二  | 三三  | 三三 | 三〇 | 五二 | 九九   | 一一  | 四二〇 |   |
| 第二年度末 | 一〇 | 一三  | 九〇  | 四六  | 四   | 三八  | 三三  | 三三 | 三〇 | 六六 | 一一三五 | 一一  | 四九三 |   |
| 第三年度末 | 一三 | 一三  | 八六  | 四八  | 四   | 三三  | 三三  | 三三 | 三〇 | 七二 | 一一五二 | 一一  | 五七五 |   |
| 第四年度末 | 一一 | 一六  | 九六  | 四七  | 一   | 六二  | 三九  | 六六 | 六六 | 六六 | 一五四  | 一三  | 六一五 |   |
| 第五年度末 | 一三 | 二〇  | 九一  | 四四  | 八   | 九二  | 六六  | 四六 | 四六 | 六〇 | 一四六  | 一四  | 六〇一 |   |

家族數内譯表

|       |     | 調査部 | 工事課 | 電氣課 | 營業課 | 車輛課 | 會計課 | 西條  | 今治  | 大洲  | 八幡濱 | 宇和島 | 中村 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|---|
| 第一年度末 | 三三二 | 四二  | 二九四 | 一〇九 | 一四  | 二一〇 | 一一三 | 九八  | 一六二 | 三三四 | 四五一 | 四四八 |    |   |
| 第二年度末 | 四五  | 四二  | 三二五 | 一六三 | 一四  | 二二九 | 一二四 | 一〇八 | 二二九 | 四七八 | 四六一 | 四八九 |    |   |
| 第三年度末 | 五七  | 四四  | 三二三 | 一七八 | 一四  | 四〇四 | 一九六 | 一一〇 | 二四三 | 五四四 | 四八二 | 六一  |    |   |
| 第四年度末 | 四八  | 五七  | 三七四 | 一八四 | 一四  | 四三六 | 二五一 | 一五五 | 二二六 | 五七六 | 五二二 | 一七一 |    |   |
| 第五年度末 | 五六  | 八一  | 三七四 | 一七五 | 三五  | 四三〇 | 二五三 | 一九六 | 二二七 | 五六三 | 五七二 | 一四一 |    |   |

會員一人當平均扶養家族數內譯表

| 第一年度末 | 第二年度末 | 第三年度末 | 第四年度末 | 第五年度末 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 調查部   | 三・五五  | 三・五五  | 三・五五  | 三・五五  |
| 工事課   | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  |
| 電氣課   | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  |
| 營業課   | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  |
| 車輛課   | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  |
| 會計課   | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  |
| 西條    | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  |
| 今治    | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  |
| 大洲    | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  |
| 八幡濱   | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  |
| 宇和島   | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  |
| 中村    | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  |
| 平均    | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  | 三・三三  |

會員一人當平均會費(月額)內譯表

| 第一年度末 | 第二年度末 | 第三年度末 | 第四年度末 | 第五年度末 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 調查部   | 四・三三  | 四・三三  | 四・三三  | 四・三三  |
| 工事課   | 二・三三  | 二・三三  | 二・三三  | 二・三三  |
| 電氣課   | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  |
| 營業課   | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  |
| 車輛課   | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  |
| 會計課   | 二・三三  | 二・三三  | 二・三三  | 二・三三  |
| 西條    | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  |
| 今治    | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  |
| 大洲    | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  |
| 八幡濱   | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  |
| 宇和島   | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  |
| 中村    | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  |
| 平均    | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  | 一・六六  |

會員一人當平均見舞金(家族死亡弔慰金ヲ含ム年額)內譯表

| 第一年度 | 第二年度  | 第三年度  | 第四年度  | 第五年度  |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 調查部  | 一〇・一〇 | 一〇・一〇 | 一〇・一〇 | 一〇・一〇 |
| 工事課  | 九・七六  | 九・七六  | 九・七六  | 九・七六  |
| 電氣課  | 九・七六  | 九・七六  | 九・七六  | 九・七六  |
| 營業課  | 七・二八  | 七・二八  | 七・二八  | 七・二八  |
| 車輛課  | 九・七六  | 九・七六  | 九・七六  | 九・七六  |
| 會計課  | 九・七六  | 九・七六  | 九・七六  | 九・七六  |
| 西條   | 一〇・一〇 | 一〇・一〇 | 一〇・一〇 | 一〇・一〇 |
| 今治   | 一〇・一〇 | 一〇・一〇 | 一〇・一〇 | 一〇・一〇 |
| 大洲   | 八・八〇  | 八・八〇  | 八・八〇  | 八・八〇  |
| 八幡濱  | 一三・〇〇 | 一三・〇〇 | 一三・〇〇 | 一三・〇〇 |
| 宇和島  | 二・六〇  | 二・六〇  | 二・六〇  | 二・六〇  |
| 中村   | 六・七〇  | 六・七〇  | 六・七〇  | 六・七〇  |
| 平均   | 一〇・一〇 | 一〇・一〇 | 一〇・一〇 | 一〇・一〇 |

死亡家族内譯表

| 第一年度 | 第二年度 | 第三年度 | 第四年度 | 第五年度 |
|------|------|------|------|------|
| 調查部  | 一    | 一    | 一    | 一    |
| 工事課  | 一    | 一    | 一    | 一    |
| 電氣課  | 三    | 〇    | 七    | 八    |
| 營業課  | 四    | 二    | 五    | 五    |
| 車輛課  | 一    | 一    | 一    | 一    |
| 會計課  | 一    | 一    | 一    | 一    |
| 西條   | 五    | 四    | 六    | 七    |
| 今治   | 五    | 二    | 三    | 五    |
| 大洲   | 一    | 二    | 二    | 二    |
| 八幡濱  | 六    | 四    | 三    | 七    |
| 宇和島  | 七    | 一    | 〇    | 六    |
| 中村   | 一    | 二    | 一    | 一    |
| 計    | 二九   | 三八   | 三四   | 四〇   |

見舞金贈呈會員內譯表

| 計<br>×<br>百<br>% | 計 | 金額                    |                       |                       |                  |                  | 調查<br>課<br>工<br>事<br>課<br>電<br>氣<br>課<br>營<br>業<br>課<br>車<br>輛<br>課<br>會<br>計 | 西<br>條<br>今<br>治<br>大<br>洲<br>濱<br>八<br>幡<br>島<br>宇<br>和<br>中<br>村<br>計 | 年<br>第<br>一<br>年<br>第<br>二<br>年<br>第<br>三<br>年<br>第<br>四 |
|------------------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|------------------|---|---|--|
|                  |   | 壹<br>百<br>圓<br>以<br>上 | 六<br>拾<br>圓<br>以<br>上 | 參<br>拾<br>圓<br>以<br>上 | 拾<br>圓<br>以<br>上 | 五<br>圓<br>以<br>上 |   |   |  |
| 八                | 二 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 六                | 三 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 五                | 三 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 五                | 三 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 四                | 五 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 一                | 一 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 五                | 九 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 三                | 三 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 六                | 三 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 五                | 四 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 六                | 七 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 六                | 九 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 三                | 三 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 五                | 二 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 六                | 三 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 三                | 五 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |
| 六                | 三 | —                     | —                     | —                     | —                | —                | —   | —   |  |

第六編

關係會社

## 第六編 關係會社

### 第一章 禱原水力電氣株式會社

#### 一、創立まで

禱原水力電氣株式會社は北宇和郡出身の山下龜三郎氏を中心として生れたもので、始め豫土水力電氣株式會社の名稱で創立準備に着  
手せられ、大正九年四月二十日高知縣知事に水利使用の出願をした。

當時は歐洲大戰終焉の直後の好景氣を受けて、全国的に水利種漁りを試みるもの甚だ多く、禱原川の水利出願も神戸鈴木商店、安齋  
直江外十名、土佐電化工業會社、大久保誠義外十四名、嶋崎利夫外三名、四國水電會社等十餘件に及び十重二十重の競願であつた。山  
下氏等は、大正八年以來實測設計を遂げ、先願の鈴木商店と合流協定して前記の出願を行ひ、大正十二年六月二十六日水利使用の許可を  
得たのであつた。

今、當時の設立趣意書並に目論見書を掲げて見る。

#### 設立趣意書並に目論見書

設立趣意 電氣ハ、日常生活ノ必需品ニシテ、又國富開發ノ原動力タリ、政府モコレガ發達ニハ大ニ助力シ、近來著シク其發達ヲナシ以ツテ  
諸種事業ノ隆盛ヲ來セリ。今是ヲ南豫ノ状態ニ觀ルニ宇和四郡内ニ於ケル總發電力ハ、當時水力二千キロ、火力豫備機關一千五百キロ、合計三千五百キ  
ロナリ。然ルニ電力ノ需用ハ比年加速度ヲ以ツテ増加シ、近ク電燈十五萬燈（現在十萬燈）ニ達セントス、此場合電力三千五百キロヲ要スル原動力ハ八

橋原、川ノ石南紡績其他諸工場ヲ合シテ現在約七千キロノ需用家ニ對シ、水力電氣ヲ利用セルモノ字和水電製水部、宇和島製紙等僅ニ一千キロニ足ラズ即チ電燈電力合計約一萬キロニ對シ漸ク三千五百キロヲ供給スルニ止マリテ需給ノ關係全ク相伴ハズ、八幡濱、川ノ石南紡績ヲ初メトシ織布、製材、製糸、鑛山業者等七千キロノ電力需用家ハ其不足ヲ絶呼シ、供給ノ一日モ遅ナラン事ヲ訴ヘテ止マズ、一日遅ルルノ損害ハ實ニ莫大ナリ。更ニ電力供給豐富ナラバ當地地方ニ紡績、セメント其他電氣工業ヲ起シ、郷土ノ開發ニ資セントスル先輩モ亦二三ニアラザル所ナリ。吾等發起人ハ常ニ此状態ヲ考察シ、既設會社ニ種極的擴張計劃ナキヲ極メテ遺憾トシ、充分ノ調査研究ヲナシ來レリ。刻下ノ動力問題ハ正ニ兩豫事業界振興ノ運命ヲ決スル關鍵ナリト信ズ若シ夫レ電燈電力料金其他營業上ノ現状ニ對シテハ、他地方ノソレト比較調査シ大ニ改善發達ノ餘地アルヲ斷言ス。是吾等發起人ガ水力電氣事業ヲ計劃セル所以ナリ。

**出願から許可まで** 茲ニ於テ吾等發起人ハ直チニ大正八年十月ヨリ同年三月マデ、最モ湯水期ニ技師ヲ派遣シ水力起業地探査ノ結果、高知縣橋原川筋ニテ最適當ナル地點ヲ決定シ、大正九年四月二十日高知縣知事ニ水利使用許可ヲ出願シタリ。然ルニ此川筋ハ絶好ノ水力起業地ナルヲ以テ警察スルニ前後十餘件ノ難關アリテ容易ニ許可スル所ト相成ラズ、吾等ハ遂ニ神戸給木岩次郎氏ノ出願ト合同協定シ、更ニ力ヲ合セテ極力當局ニ調劑致シ漸ク大正十二年六月二十六日御許可ヲ得タリ。

**橋原川** 橋原川ハ遠ク其源ヲ國境ニ發シ、有名ナル津ノ山郷ノ高原ヨリ急流ニ落チテ四萬十川ニ合ス、其流域面積無慮二十平方里、大部分國有林其他植林等ヲ以テ掩ハレ、水量豊富、年中水源ノ枯涸スルコトナシ、殊ニ近年山林採集方法ノ統一獎勵ニヨリ益々水源涵養ニ力ヲ注ガレ、年ト共ニ其流量増加スベキ好状態ニアリ。橋原川ハ流レ急ニシテ落差頗ル多ク、且流域ノ地質ハ其全部硬質ニシテ崩壞ノ恐ナク、水路ノ維持誠ニ容易ナリサレバ水力起業地トシテ絶好ノ理想境ナリ。大正九年宇和水電株式會社ガブレミアム付増資ノ理由トセル西上山發電所(五千二百キロ、當局ヨリ許可取消トナル)ノ上流ニシテ相比較シテ遙ニ優越ノ地點ナリ。

**工事費低廉** 此橋原發電所ヨリ宇和島發電所マデハ僅カニ十一里ニシテ其距離頗ル近ク、本社ノ總工事費ハ二百五十五萬圓ニテ完成ス、發電力ハ第一發電所五千九百十四馬力、第二發電所二千九百五十二馬力合計八千八百六十六馬力ナリ。故ニ發電力ヲ以テ工事費ヲ除スル時ハ實ニ一馬力二百八十七圓、其工事費ノ低廉ナル全國稀ニ見ル所ナリ。

**營業の前途** 本社ノ發生電力ハ東洋紡績川ノ石工場、宇和島鐵道會社、山下合名會社ト既ニ賣買豫約アリ、尙其餘力ハ愛媛、高知二縣下ノ大口供給ノ特權ヲ有シ毫モ其過剩ナク、起業上確實ナル成算アルヲ誇リトス云々。

かくて水利權を得た同社發起人は大正十三年三月一日原始定款を作成し、發起人の引受株を決定、同十八日不足株二千八百七十株を緣故募集して締切り、同四月一日第一回、四分の一拂込を完了し、同月二十五日創立總會を開會するといふトシテ、拍子で創立の階段を上つたのであつた。

## 二、會社設立

大正三年四月廿五日社名を橋原水力電氣株式會社と改めた。同社の創立總會が神戸市の山下汽船會社内創立事務所で開かれ、株主全部(總員十三名内委任狀五名)の出席を得て、定款を原案修正可決し、役員の選舉を行ひ社長に堀部彦次郎、取締役に山下太郎、福本貞喜、岡崎榮吉、監査役に清家吉次郎の諸氏當選し、當選取締役中發起人あるの故を以て、出席株主中より検査役潮文一氏を選舉し役員と共に所事項の調査をなさしめ其報告を容れて創立總會を終了、橋原水力電氣會社は次の内容を以て誕生した。

### 橋原水力電氣株式會社創立内容

|       |            |
|-------|------------|
| 本 社   | 神戸市山下汽船會社内 |
| 資 本 金 | 一 百 萬 圓    |
| 拂込資本金 | 二 十 五 萬 圓  |
| 株 數   | 二 萬 株      |
| 株 主 數 | 十 三 名      |

### 三、工事にかゝるまで

會社の設立を見た上は工事を急がねばならぬが、それまでには正確なる測量設計が必要である。そこであれこれと、比較調査を試み、嘗ては二地點の計畫であつたものを、第一、第二、第三、の地點とし、工事に着手しようとしたが、當時財界極めて不順、さなきだに斯業には素人の當時の役員諸氏には工事着手の延々となることは蓋し止むを得ないものであつたらう。その内大正十四年四月二十三日には、當時の法規により自家用電気事業者たる同社は電気事業法の准用を受け得るものとの認定を逓信大臣より受け、又大正十五年二月十二日には補給用二千キロの火力発電所を宇和島市に設置することの認可をも得た。

### 四、賣電談

超えて昭和二年三月には橋原水力の発電力を伊豫鐵道電気會社に買取方の交渉が始つた。

元來橋原水力の発電力は事業發起の當初、東洋紡績川の石工場、近江帆布八幡濱工場、高山村の石灰を材料としてのセメント工場其他に送電及宇和島鐵道の電化等を標榜したのであつたが、それには長い送電線が要り、補給火力、豫備設備等が伴はねばならぬ。そのためには尙多くの固定資本を必要とし、しかも、それらは特約電力に單位収入の低廉なるがために採算必ずしも良しからず。更に又それらの需用先も一、二は橋原水力の送電を信ぜられずとして、伊豫鐵道電気より受電するに至るものあり、残りの需用先も果して確實に供給を求むるや否やの不安あり、これら諸種の危険を冒して、當初の計畫に拘ぜんよりは安全を第一とし、幸ひ手近に送電線路を有する伊豫鐵電にその需用を交渉し始めたのは正に賢明の策であつた。

此交渉は爾後幾變遷する間に橋原水力の株式肩代りが行はれ、今度は電気事業の女人大同電力株式會社の系統に實權が握られるに到り、交渉も勢を得、昭和三年九月十九日には橋原川第三發電所の全發電力を伊豫鐵電が買電することに契約が取結ばれた。

これより先き、兩社の交渉進捗に氣を良くした橋原水力は、昭和二年六月二十日水利權失効につき同日第一、第二、第三の各水利地

點を再出願し同年九月九日高知縣知事の許可を得た。

### 五、實權大同に移り工事に着手

昭和三年十一月十九日には本社を大阪市大同電力大阪支店內へ移轉の決議をなし、役員の改選が行はれて大同電力系統を主とする次の人々に代り、仕事は同社大阪支店の人々が其の衝に當つた。

取締役社長 木村 森蔵

取締役 有村慎之助、渡邊甲、宮崎林造、同業支配人 平逸平、監査役 堀部清次郎、秋谷謙太郎、高島俊治

かくて電力の販け口は定まり、水利權は獲得し、會社要部は生粋の電気人に變り當然事業は進捗して來た。先づ比較的工事費の割安な橋原川第三から着手するに決し、昭和三年九月には運搬道路の修築、軌道の敷設を始め、茲に愈々準備工事に着手したのである。

發電所は同年十月上旬起工、一番手間を食ふ隧道は同期末早々導口兩口三百五十七尺を進工し目覺しい活動が初つたのである。

次で昭和五年一月五日には工所用變電所（伊豫鐵電から受電）を完成して、隧道掘鑿其他に機械力を應用したので工事順に進捗し、同年十一月二十日見事に竣工、二十五日から試運轉を行つた所極めて好成绩を収めたので、十二月七日から落成検査を受け、同九日には上妻検査官から假使用認可を得、茲に待望の發電を開始した。契約上伊豫鐵電への送電は六年一月一日からであつたが、特に臨時繰り上げ送電を約しその日から収入をあげ、目出度く商賣初めを行つた。

此事業を起してから星霜十一年と八ヶ月、當時の發起人は定めし快心の笑を禁じ難いものがあつたであらう。事業の成るや常に必ず背後に多くの犠牲あり、此事業にも亦數多の血と涙が密んでゐることを思ふては、小止みなく廻る水車の苦もなき姿の中に無量の感慨を催すものである。

### 橋原川第三發電所概要

水力発電所

|     |      |  |
|-----|------|--|
| 水   | 量    | 當時三・九立方米、特殊三・九立方米、當時尖頭七・八立方米             |
|     | 有効落差 | 四一・八米                                    |
| 出力  |      | 當時一、二九〇キロワット、特殊一、二九〇キロワット、當時尖頭二、五八〇キロワット |
| 水車  | 種類   | 反動水車                                     |
|     | 型式   | 堅軸車放水                                    |
|     | 容量   | 三、二二〇キロワット                               |
|     | 函數   | 一箇                                       |
| 發電機 | 種類   | 三相交流發電機                                  |
|     | 型式   | 堅軸回轉磁極型                                  |
|     | 容量   | 三、三七五キロワットアンペア                           |
|     | 函數   | 一箇                                       |
| 備考  |      | 本發電所ハ全自動操作式デアル。                          |

六、樂な營業

開業までに甚だ苦心した當社も、しかし、開業後は極めて無事であつた。發電力全部をその出口で卸賣する當社には送電線路一米を必要とせず、營業所らしい營業所の要なく、固定資本も人件費も共に少く、維持と經營は此上なく簡單であつた。伊豫鐵電から受取る電力料は充分の銷却と社内保留を行つて尙且つ一割の配當を分つに餘裕あり、群小電氣會社の例を破つて超過所得税を納付する仕合せ者であつた。その内に昭和六、七、八年と極めて平穩に、たゞ終りの年の初め、過去の發電狀態豫想に及ばざること、餘りにも収益割合の良好なるを理由として伊豫鐵電より電力料を十九萬五千圓から十七萬六千圓へと契約變更の止むなきに至つたことが三年間の異變と言へば云へる。それさへ、利益處分に何等影響なく粹々たる餘裕振りを發輝したものであつた。

七、全株式伊豫鐵電へ肩代り

かくて、伊豫鐵電との契約期間尙七年の間は太平の夢當社を包むであらうと信ぜられたが、昭和八年に致つて親會社大同電力が財務整理の大方針を樹て、増田大同社長自ら全傍系會社の代表者となつて、統制を圓滑にする一面、傍系會社の整理に志すことになつた。事態かく一變したからには、昔では四國電力界折伏の一石として打つた貴重な發電所ではあるが、熟慮すれば何等發電連絡あるなく、遂に土佐の北海道津の山奥に逼在して、經營に極めて不便を伴ふ橋原水力を有利に手離して、身輕になりたいとの考へが起るのは當然であつた。實は過去に於ても數回大同側から譲渡の申出がないではなかつたが機運が熟さなかつた。所が圖らずも昭和九年二月十四日忽然として、株式全部伊豫鐵電へ肩代りの約が結ばれ、同三月一日には早くも全株式二萬株が大坂本社で平支配人から伊豫鐵電武智常務の手に引渡され、役員全部辭任、茲に因縁淺からぬ伊豫鐵道電氣會社が當社經營の衝に當ることになつた。斯くして二月十六日には伊豫鐵電本社で臨時株主總會を開催、後任役員の選舉が行はれ、次の通り就任した。

取締役 渡部保次郎 岩本勝彌 大塚小三郎 監査役 武智勝 近藤竹次郎 相談役 太宰禎九  
 又定款を變更して本店を伊豫鐵道電氣本店内に移轉し、併せて決算期の三月、九月末なりしを四月、十月末に變更、取締役の任期を監査役同様二年とし事務は社内各既存機關に委嘱し、引きつづき獨立して經營せらるゝこととなつた。肩代り當時當社の事務を執つてゐた人々は平支配人、事務囑託三宅龜夫、主任技術者茂貫隆、發電所主任水澤庄三郎等の諸氏であつた。

八、伊豫鐵電による經營

當社株式肩代り後は殆ど伊豫鐵電の一發電所の如く、同社の方針と不可分の關係に於て經營せられるに至つたことは勿論であるが、取締役の内渡部氏は主として業務方面を、岩本氏は主任技術者として技術方面を、大塚氏は第二、第一兩地點開發に關する交渉方面を分擔し、發生電力の全部を契約に従ひ伊豫鐵電に供給して順調に經營せられた。先づ實行せられたことは長期借入金の返済であり、經費の節減であつた。

それがために伊豫鐵電への供電給料金は、年額十七萬六千圓から一躍十一萬五千圓に引下を可能とし、而も配當率は一分下げの九

分を持續し、三十ヶ年銷却の基礎を崩すことなく、安全に經營し得る見透しがついたので、肩代りの三月一日から實施せられたのであつた。

### 九、暴風雨に發電所浸水

高知縣西部方面には昭和十年八月二十五日以来連日降雨あり、二十七日には其勢ひ激甚となり強風を伴ひ、二十八日には中心示度七二・六、風速最大四〇米に達し、特に水害甚しかるべき模様にあつたが、果然、二十八日朝來橋原川の出水激しく、堰堤及水路の各所に土砂流入、遂に沈砂池埋没して發電所の運轉を停止するに至り、同十一時五十分松原送電線も停電して發電所の電源皆無となり、所内洩水排出の方法なく本川の水嵩増加と共に次第に浸水し午後五時には本川水位平水位上三十四尺に達し、發電機室床面上四尺に達し配電盤室以外は水車發電機共に水没し、堰堤に於ける最大水位は午後四時頃堰堤尖端上二十二尺、取入口水門ピアー上面を浪で洗ふ程度に達した。

此最高水位に達する前約一尺位低き水位が三、四時間續き、最高水位は約一時間位にして順次減水し、午後十一時頃には發電機室以下となり、水車室の浸水は本川の減水に稍遅れ二十日午前五時頃には水車室の床面まで減水した。此大水に於ける當社の被害状況は次の通りであつた。

#### 橋原川大水被害

堰堤社宅前礮石垣破壊五坪、社宅及見張小屋浸水破損、見張小屋内所蔵品流失、堰堤右岸下流礮石垣破壊五坪、魚道六吋ベルブ一個、角落六枚、捲揚設備一組流失、魚道中仕切各所小破損、決瀆板全部流失、流木除設備全部流失、取水ロスタリオン破損、見張小屋土臺以下洗掘、堰堤上手土橋流失、沈砂池内土砂流入、發電所社宅南側石垣崩壊十二坪、鐵治小屋、油倉庫半分流失、發電所前及便所洗掘、在原品、タービン油四〇〇ガロン、變壓器油一、〇〇〇ガロン流失、

此等被害に對する復舊處置は直ちに講ぜられた。即ち急遽各地より増遣せられた應援を交へて、堰堤沈砂池流入土砂は八月三十一日迄に取除を終へ、水路は九月一日から完全に通水可能となつた。

水車關係は分解手入及び従前より不具合の部分を修繕九月五日運轉可能となつた。發電機は入念掃除を加へ三十日午後六時より全部をシートにて覆ひステーター周圍に炭火四個、ローター直下に同二個及電熱六キロを設けて乾燥を急ぎ、九月三日午後五時より炭火を廢して二〇キロ熱風乾燥機を使用した。案外に乾燥捗らず、九月二十八日午後一時四十分六〇〇キロ負荷にて漸く運轉を開始し、絶縁耐力の良化に連れ漸時負荷を加へて十月九日午後一時三十分から全負荷するに至つた。

此出水により當社の受けた損害は電力料金三ヶ月分の外に復舊費、流失損等約四千圓であつた。

### 一〇、第二發電所工事に着手

橋原川第二地點の開発に就ては豫て出力増加に關し研究中の所愈完了、當時尖頭出力六〇〇〇キロワットに設計を變更し、昭和十一年一月三十一日逕信大臣より工事施行認可を、次で昭和十一年二月十七日高知縣知事より水利使用計劃變更並に工事實施の件許可及認可を得たが、一方準備工事として縣村道新設並に擴張を關係當局と協調して竣成せしめ、堰堤其他豫定地の試掘を行ひ、工事實施認可を得るや直ちに着工した。

これらの工事は凡て伊豫鐵道電気會社に委託し同社に依て逐次進工中で昭和十一年末までに落成せしめ發電力全部を伊豫鐵道電気株式會社に供給することになつてゐる。

今同工事設計の概要を述べると次の通りである。

#### 橋原川第二發電所設計概要

##### 水力發電所

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 水 量  | 當時 二・九四立方米、特殊 一〇・七〇立方米、最大 一五・六二立方米 |
| 有効落差 | 貯水池有効中間水位ノ場合當時出力ニ對スルモノ 五七・九九米      |
|      | 貯水池満水々位ノ場合當時尖頭出力ニ對スルモノ 五八・二四米      |



貯水池有効中間水位ノ場合同上 五三・六二米  
 貯水池有効最低水位ノ場合同上 四八・二五米

出力  
 常時 一、〇五〇キロワット、特殊 四、九五〇キロワット、常時尖頭 六、〇〇〇キロワット  
 種類 反動水車、型式 堅軸車放水、容量 最大四、〇〇〇キロワット、筒数 二箇

水車  
 種類 三相交流発電機、型式 堅軸回轉磁極型、容量 三、七五キロワットアンペア、筒数 二箇

発電機  
 備考 本発電所ハ壓力水路式トシテ堰堤上流ハ貯水池ニ使用シ此ノ有効容量一、二二、一九六立方米、利用水深八米、而シテ有効落差ノ變化ニ拘ラズ六、〇〇〇キロワットノ發電ヲ爲シ得ル。  
 運轉制御方式ハ一人操作式ヲ採用シテキル。

一一、第一発電所工事

第二発電所工事に次で樽原川第一地點の發電工事に着手しこれ亦發電力全部を伊豫鐵電に供給する豫定であるが同發電所の設計概要は次の通りである。

樽原川第一発電所設計概要

水力発電所  
 水量 常時 一・六二立方米、特殊 二・八三立方米、常時尖頭 四・四五立方米  
 有効落差 三一・五米

出力  
 常時 三九〇キロワット、特殊 六二〇キロワット、常時尖頭 一、〇〇〇キロワット  
 種類 反動水車、型式 堅軸車放水、容量 一、一五〇キロワット、筒数 一箇

水車  
 種類 三相交流発電機、型式 堅軸回轉磁極型、容量 一、五〇〇キロワットアンペア、筒数 一箇

発電機

一二、本店を高知市に移す

當社は伊豫鐵電が株式肩代り後本店を松山市同社本社内に置いてゐたが昭和十年高知市新町田淵四丁目四十二番地に移轉した。併し事務は依然伊豫鐵電本社内で執つてゐる。

一三、當社の輝かしき前途

かくて當社は、やがて一萬キロワットに垂んとする發電力を擁し、恵まれたる豊水地點に據り、良好なる利用率を以て運轉し、親會社發展の影武者として、有力なる一部面を擔當しようとしてゐる。最近の財産諸表は左の通りである。

第十九期末 貸借對照表

昭和拾壹年四月參拾日現在

| 借方     |             | 貸方      |              |
|--------|-------------|---------|--------------|
| 科目     | 金額          | 科目      | 金額           |
| 株主勸定   | 七五〇,〇〇〇.〇〇  | 株主勸定    | 一,〇五七,五〇〇.〇〇 |
| 未拂込資本金 | 七五〇,〇〇〇.〇〇  | 資本金     | 一,〇〇〇,〇〇〇.〇〇 |
| 固定資産   | 八八三,八九三.三三〇 | 法定準備金   | 一六,五〇〇.〇〇    |
| 營業設備   | 一,四四五.〇〇    | 別途積立金   | 四一,〇〇〇.〇〇    |
| 發電設備   | 八八二,四四八.三三〇 | 引當勸定    | 二四,四五九.九四〇   |
| 流動資産   | 一五,三七〇      | 退職給與引當金 | 一六,二二二.〇〇    |
| 現金     | 一五,三七〇      | 納税引當金   | 八,三三七.九七〇    |
| 預金     | 二二二,一五〇     | 短期負債    | 五二一,九四二.二五〇  |
| 前拂金    | 九一,七五〇      | 短期借入金   | 一,〇九五.九七〇    |
|        | 一四〇,四〇〇     |         | 五二〇,四八八.六〇〇  |
|        |             |         | 七五七          |

|        |               |        |               |
|--------|---------------|--------|---------------|
| 合 計    | 一、六三四、一四〇・八五〇 | 從業員預り金 | 三五七・六八〇       |
| 利 益    |               | 利 益    | 三〇、三三八・六六〇    |
| 前期繰越利益 |               | 前期繰越利益 | 一六、〇九三・八九〇    |
| 当期純利益  |               | 当期純利益  | 一四、一四四・七七〇    |
| 合 計    | 一、六三四、一四〇・八五〇 | 合 計    | 一、六三四、一四〇・八五〇 |

第十九期末 損益計算書

自昭和拾年拾壹月壹日  
至昭和拾壹年四月參拾日

| 科 目       | 利 益        |            | 損 失        |     |
|-----------|------------|------------|------------|-----|
|           | 金 額        | 金 額        | 金 額        | 金 額 |
| 電力料       | 五六、一六六・六六〇 |            | 八、八四二・二七四  |     |
| 減價銷却      |            |            | 一八、〇〇〇・〇〇〇 |     |
| 供給事業利益    |            | 五六、一六六・六六〇 | 二六、八四二・二七四 |     |
| 供給事業利益    |            | 二九、三二四・三八六 | 二九、三二四・三八六 |     |
| 總 係 費     |            |            | 五七九・〇四〇    |     |
| 所得稅及營業收益稅 |            |            | 二、四〇〇・〇〇〇  |     |
| 退職給與金引當   |            |            | 五〇〇・〇〇〇    |     |
| 支拂利息      |            |            | 一一、七〇〇・五七〇 |     |
| 雜 損 失     |            |            | 〇〇六        |     |
| 營業利益      |            | 二九、三二四・二八六 | 一五、一七九・六一六 |     |
| 營業利益      |            | 二九、三二四・二八六 | 一四、一四四・七七〇 |     |
| 營業利益      |            | 二九、三二四・二八六 | 二九、三二四・二八六 |     |

第十九期末 利益處分書

自昭和拾年拾壹月壹日  
至昭和拾壹年四月參拾日

|        |            |       |            |
|--------|------------|-------|------------|
| 營業利益   | 一四、一四四・七七〇 | 前期純利益 | 一四、一四四・七七〇 |
| 前期繰越利益 | 一四、一四四・七七〇 | 合 計   | 二八、二八八・一四〇 |

當期純利益  
前期繰越利益  
合 計  
之ヲ處分スルコト次ノ如シ  
法定準備金  
別途積立金  
役員賞與金  
配 當 金  
年九分 壹株ニ付五拾六錢五厘五毛  
後期繰越利益

一四、一四四・七七〇  
一六、〇九三・八九〇  
三〇、一三八・六六〇  
一、〇〇〇・〇〇〇  
一、五〇〇・〇〇〇  
三〇〇・〇〇〇  
一一五、二五〇・〇〇〇  
一六、一八八・六六〇

## 第一章 弘形電氣株式會社

### 一、發企事情

上浮穴郡弘形村は村内を貫流する面河川の水利を有し乍ら、且つ隣村柳谷村には伊豫鐵道電氣株式會社の中樞三個の水力發電所があつて、既に電燈の惠澤に浴せるに拘らず、自村並に川向ふに接する中津村には未だ電燈の備はらないのを遺憾とし、時の弘形村長森岡牛五郎氏を中心に松岡磯次、篠崎佐吉、一分片孫市、中山機松、安宅藤太郎、中塚重寛、古谷藤一、星守乙吉、倉橋彌藏、篠崎力松等諸氏の間に電燈利用の議が起つてゐた。それは大正十二年のことである。

併し附近の水量が如何に豊富なりとは云へ、小規模の自家發電は極めて危険且不利なるを識る上記の人々は、本計畫の主旨を伊豫鐵道電氣株式會社に申入れ、同社の一般供給區域に編入して點燈の惠澤を受けやうとした。

仍て同社は詳細その需用狀態を調査したが、何分にも人家餘りに散在し需用密度極めて薄く、電柱一本に對し一燈を除き超えない貧弱な狀態を以てしては到底同社同様の公課配當を負ひ、又同一料金をすることが出来ぬため、之を別會社とし、必要な需用家に特別負擔を求め、相當の料金を申受け、安當な免稅によつて經營を試みるに如かず、而も伊豫鐵道電氣株式會社は將來弘形村に面河發電所を設置の計畫あり、同發電所起工の上は工事用電力を、且竣成後も引續き堰堤操作用電力を必要とし尙水路途中に引水する谷川の水車動力の電化等共榮の見地から當社の成立を支援し、總資本の三分の一を引受け開業後當社が希望する場合には三對一の條件を以て伊豫鐵道電氣株式會社に合併する様考慮する等力強き協力を示されたのであつた。

茲に於て發起人等は急ぎ會社設立に着手すべく先づ大正十二年十二月二十二日發起人會を開いた。

### 二、設立準備

かくて發企人等は直ちに株式の申込募集に着手し各部落を行脚して勸誘大いに力めたが、郡内株式會社企業殆ど悉く失敗したる歴史を想起し、又電氣事業に就て考へても、僅に久万町營を除いては何れも瀕死の境にある現狀を知るが故に弘形電氣をも是等と同一視され、多大の努力も何等報いられず株數は容易に纏まらなかつた。

茲に於て發企人は電燈數一燈につき一株の割合を以て應募せしめることにした。これは蓋し名案で元來僻遠の地需用家特別負擔は免るべくもないので、株主へはその特別負擔を免除しようといふのであるから大方の需用家は之に應じたが、それでも株式會社そのものに信用を持たず替て苦い經驗を有つ人々は寧ろ十數圓の特別負擔を有利とし、仲々に株主たることを背ぜないので發企人の苦心は一通りではなかつた。

しかし發企人の非常な努力は遂に一千株の募集を完うしこれに伊豫鐵道電氣株式會社の引受五百株を合し九月十五日申込を締切り十月十五日限り第一回四分の一の拂込を徴收、超えて十一月十六日弘形第二尋常高等小學校に創立總會が開かれた。定款を議定し、役員選舉の結果次の諸氏當選就任した。

取締役社長 森岡牛五郎  
 取締役 渡部保太郎、篠崎力松、安宅藤太郎、篠崎佐吉  
 監査役 露日悦次郎、天野鶴松

### 三、開業

會社成立と共に電燈普及に全力を集中し開業迄に是非千四百燈に達せしむべく努力し、又順次各工事を完成して、大正十四年十月一日假使用認可を受けて營業を開始した。當時の電燈數は千燈に足らなかつた。

開業當時の電燈供給規程は殆ど伊豫鐵道電氣のものを範とし、定額料金は松山方面より各五錢高で從量はなかつたのである。縣下屈指の大村南北三里に亘る縣道から左右に枝を出す當社營業區域は保修と集金に困難を極め、一本の縣道以外は悉く自轉車を通

せず、只管脚に頼るの外はない。茲に事務員一名、給仕一名、小使一名、工手三名を弘形村日ノ浦の本社に置き小較ながら獨立の一電氣会社として重大な使命を果したのであった。

#### 四、購入電力料の變つた定め方

當社の電燈供給用電源は之を伊豫鐵道電氣會社よりの購入電力に依つてゐるが、その電力需給契約は世間斯種のもの大いに異つてゐる。それは當社配電線路を通じて伊豫鐵電が自己のために電力を使用するといふ特殊事情に因るものである。即ち當社が伊豫鐵電から受電する電力は契約當初二百二十キロであつたが、當社の營業に要するものは僅々二十キロワットに過ぎなく、他は伊豫鐵電自身が面河發電所工事用として使用するものである。故に電力は甲地に於て伊豫鐵電より當社が買受け更に之を乙、丙、丁地にて同社に賣戻す譯合である。故に其負荷率は全く伊豫鐵電側のそれに支配せられ、當社のそれは問題ではない。のみならず途中數個所に責任分界點と計器を取付けねばならぬが、もと／＼互に關係會社であつて見れば、そんな他人行儀で無駄をする必要は毫もなく、何か兩社に一つの標準となるものさへあればよい譯であるので當社の收入したる電燈料の何割かを電力料として支拂ふといふことになつたのである。これなら誠に仕易く、一つの計器をも必要とせず、伊豫鐵電が當社の配電線路からどんな状態で電力を使用しようとも全く任意なのである。こんな電力料金の定め方は恐らく全國にも類例のないもので事によると世界唯一かも知れない。従量料金といふよりも従價料金といふべき面白い方法ではあるが逓信省の統計の型にはまらずお邪魔をしてゐることは恐縮の外ない。

#### 五、電燈料金の引下げ

昭和三年五月一日伊豫鐵電會社が電燈料を引下げたので、縣下同業者も順次引下實行の機運にあり殊に隣接久万町營電氣も従來十燭以下當社同様十六燭以上は當社の高額であつたが昭和三年十二月一日から前者は當社以下、後者は當社同様引下げることにしたので、當社も進んで左の通り改正し、同時に従來制定のなかつた電力供給規程を設けた。

(電力は昭和三年下期より供給開始最多時には十二馬力にも達したが昭和七年下期に皆無となり爾來電燈のみを供給してゐる)

| 燭光別     | 舊料金  | 新料金  |
|---------|------|------|
| 内 五燭光   | 五十五錢 | 五十錢  |
| 内 十燭光   | 七十五錢 | 六十八錢 |
| 内 十六燭光  | 八十五錢 | 八十錢  |
| 内 二十五燭光 | 一圓十錢 | 一圓   |

| 燭光別    | 舊料金 | 新料金  |
|--------|-----|------|
| 外 五燭光  | 五十錢 | 四十五錢 |
| 外 十燭光  | 七十錢 | 六十五錢 |
| 外 十六燭光 | 八十錢 | 七十五錢 |
| 外 以上略  |     |      |

斯くて大いに需用家の好評を博し、ために相當の増燈と燭力向上を得、値下のための減收を回復して多少餘りあるを得た。更に昭和四年以來農家經濟極度に窮屈となり電燈料金値下の要望あり當社に於てもかかる状態を默過する能はず、斷然、伊豫鐵電並みに低減して之を次の如く改めた。

| 燭光別     | 舊料金  | 新料金  |
|---------|------|------|
| 内 五燭光   | 五十錢  | 五十錢  |
| 内 十燭光   | 六十八錢 | 六十二錢 |
| 内 十六燭光  | 八十錢  | 七十五錢 |
| 内 二十五燭光 | 一圓   | 九十五錢 |

| 燭光別    | 舊料金  | 新料金  |
|--------|------|------|
| 外 五燭光  | 四十五錢 | 四十五錢 |
| 外 十燭光  | 六十五錢 | 五十七錢 |
| 外 十六燭光 | 七十五錢 | 七十錢  |
| 外 以上略  |      |      |

此値下によつて一ヶ年約七百圓減收の覺悟を定め、昭和五年二月一日より實施した。

#### 六、森岡社長の引退

當社創立以來苦辛經營に當り功績多大であつた森岡半五郎氏は近來漸く老境、多端の社業を他に委ねたしとの申出にて昭和六年三月社長の職を辭し取締役武智鼎氏が其後を襲ひ、森岡氏は更めて相談役に就任した。

其後森岡相談役は社業に依然大に貢獻せらるゝ所あつたが、昭和九年十二月二十日之をも辭され遂に十數年當社の柱石であつた同氏